

平成30年 第1回定例会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

平成30年3月 2日 開会

平成30年3月16日 閉会

美 深 町 議 会

平成30年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第1号（平成30年3月2日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第16号乃至議案第22号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第7号の提案説明
- 第 7 議案第8号の提案説明
- 第 8 議案第9号の提案説明
- 第 9 議案第10号の提案説明
- 第10 認定第11号の提案説明
- 第11 議案第12号の提案説明
- 第12 議案第13号の提案説明
- 第13 議案第14号の提案説明
- 第14 議案第2号乃至議案第6号の提案説明
- 第15 議案第15号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第16 報告第1号 委員会報告（山村留学に関する調査特別委員会報告）
- 第17 報告第2号 委員会報告（平成29年度 議会広報特別委員会報告）
- 第18 報告第3号 委員会報告（総務住民常任委員会・産業教育常任委員会所管事務調査報告）
- 第19 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君  | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君  |

9 番 齊 藤 和 信 君  
1 1 番 倉 兼 政 彦 君

1 0 番 南 和 博 君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長	山 口 信 夫 君	副 町 長	今 泉 和 司 君
総 務 課 長	渡 辺 英 行 君	住 民 生 活 課 長	川 端 秀 司 君
保 健 福 祉 課 長	望 月 清 貴 君	農 務 課 長	草 野 孝 治 君
建 設 水 道 課 長	杉 本 力 君	会 計 管 理 者	政 岡 英 司 君
総 務 グ ル ー プ 主 幹	小 林 一 仙 君	企 画 グ ル ー プ 主 幹	中 江 勝 規 君
生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹	後 藤 裕 幸 君	税 務 グ ル ー プ 主 幹	山 崎 義 典 君
保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹	小 野 勇 二 君	農 業 グ ル ー プ 主 幹	桜 木 健 一 君
建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹	中 林 秀 文 君	水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹	南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教 育 長	石 田 政 充 君	教 育 次 長	玉 置 一 広 君
教 育 グ ル ー プ 主 幹	大 堀 裕 康 君	幼 児 セ ン タ ー 長	藤 原 裕 子 君

◎農業委員会

農 業 委 員 会 会 長	外 崎 敬 雄 君	事 務 局 長	草 野 孝 治 君
---------------	-----------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員	水 本 守 君	事 務 局 長	羽 野 保 則 君
-------------	---------	---------	-----------

◎議会事務局

事 務 局 長	羽 野 保 則 君	事 務 局 係 長	神 野 勝 彦 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午前 10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人です。定足数に達していますので只今から平成30年第1回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則120条の規定によって、議長において3番 和田君、4番 中野君の両君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの15日間としたいと思いますがご異議ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から16日までの15日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせませう。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告を致します。閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から平成29年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書、平成30年2月実施の例月出納検査報告書の3件です。これらはいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に、本定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。提出議案は長側提出のもの、平成29年度補正予算5件、条例制定1件、条例改正6件、条例の整備1件、



預託金および融資限度額等1件、平成30年度予算7件の合計21件です。議会側提出のものは委員会報告の3件です。今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第16号乃至議案第22号の提案説明

○町長（倉兼政彦君） 議案第16号 平成30年度美深町一般会計予算乃至議案第22号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの平成30年度各会計予算を一括して議題といたします。この際、平成30年度町政執行方針および教育行政執行方針について町長ならびに教育長から説明のための発言を求めていますので、これを許します。町長と教育長にお願いがございます。発言の前に写真のモデルになっていただくので一定時間の停止をお願い申し上げます。顔を上げてお願い致します。

美深町長。

○町長（山口信夫君） おはようございます。はじめに平成30年の第1回定例会の開会にあたりまして、平成30年度町政執行方針を申し上げます。今日は、世界は日々刻々と変化を続けているわけでありまして、想像もできなかったことが現実となるなど、先を見通すことが大変難しい時代となっております。わが国ではかつて経験のしたことのない人口減少の危機に直面し、地域の暮らしや経済など幅広い分野において活力の低下が懸念されております。平成30年度の行財政運営を取り巻く情勢に目を向けますと、景気は雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性など景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ力強さを欠き、地方にその成果が十分に浸透してはおりません。政府が発表した平成30年度の地方財政計画では地方の一般財源について前年度を上回る6兆2千億円が確保され地方交付税について極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、総額は確保されたものの本町においては社会保障関係費の増嵩に加え、社会インフラの老朽化対策や少子化対策など新たな経費が必要となる課題も多くこれからの行財政運営はこれまでに増して厳しい状況にあります。また、平成30年は美深町に開拓の鋤が下ろされてから120年目となる節目の年であります。さらに松浦武四郎によって北海道と命名されてから150年を迎える記念すべき年であります。私たちの先人は開拓以降、弛まぬ努力と知恵により様々な困難を乗り越え、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り開いてきました。本年はこれまで積み重ねてきた歴史や先人の偉業、苦勞を振り返り感謝するとともに、美深町づくりを次代に継承していかなければなりません。平成30年度は基幹産業を中心とした地域産業の振興

や地方創生、人口減少の抑制、チョウザメ産業化などこれまでの事業を継承する他、開拓120年を記念する事業に取り組み町民が安心して住み続けられる活力のある町づくりを着実に推進する予算に意を配したところであります。平成30年度の当初予算は一般会計で50億3,200万円となり、前年度対比2億1,800万円、4.5%増となっております。国民健康保険特別会計は前年度対比87.2%の5億8,530万円、8,590万円の減であります。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比110.9%の800万円の増であります。介護保険特別会計は前年対比、93.6%の5億4,600万円、3,750万円の減であります。北部簡易水道事業特別会計は、前年度対比各101.3%の2,360万円、30万円の増であります。下水道事業特別会は、前年度対比88.4%の2億7,760万円、3,640万円の減であります。中央簡易水道事業は前年度対比97.2%の1億1,384万5千円、323万6千円の減であります。これらの特別会計を含めた7会計の総額は66億5,984万5千円となり前年度対比0.96%の増となったところでございます。以下第5次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って予算編成の考え方を説明いたします。

まず、1番の自然環境と調和する安全安心な町、美深であります。1つとして環境保全、環境衛生の推進について申し上げます。本町の恵まれた自然環境と調和する快適で美しい町づくりを進めるため豊かな自然環境を守り適切な環境衛生を保持する循環型社会構築に努めて参ります。有害鳥獣対策では、新たな鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、エゾシカ・ヒグマ・アライグマ等の捕獲対策を推進し、農作物や人的被害等の軽減、抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援いたします。捕獲したエゾシカやヒグマの最終処分は本年度から北見農業協同組合連合会オホーツク地域化製場エゾシカ化製処理施設において処理を行います。ごみ処理関係では一般廃棄物、埋立ごみの関係でありますけれども、これの処理について本年度から名寄市に共同整備した名寄地区広域最終処分場へ移行いたします。今後も町民のご理解とご協力のもと各家庭からのごみ排出における利便性向上とさらに廃棄物の減量化、再資源化に努めて参ります。北部簡易水道事業特別会計につきましては、前年度で起債償還が完了をいたしました。給水人口は若干減少し水道使用量については、ほぼ横ばい傾向でありますけれども施設の保守管理に留意し、安全な水の安定供給に努めるため恩根内浄水場内の経年劣化に伴う機械設備等の更新工事と183台の量水器取替工事を実施いたします。これにより前年度対比1.3%増の予算となっております。下水道事業特別会計につきましては、公共下水道長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事、業務委託を引き続き実施いたしますが工事請負費および起債償還利息の減少に伴い、前年度対比11.6%減の予算となっております。また、公共下水施設、個別

排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の充実と向上に努めてまいります。中央簡易水道事業会計につきましては、菊丘浄水場内の水質計測機器等の更新ならびに色度計、濁度計、残留塩素計を増設し安全安心な水道水の供給体制を整備するとともに、量水器取替工事、道管中山間地域総合整備事業に伴う給水管布設替え工事を実施して参ります。給水人口は減少傾向、使用水量はほぼ横ばいにあることから安定した水の供給、経費節減に努め事業運営の効率化を図って参ります。なお償還は順次完了しており1件の企業債償還が完了することから前年度対比2.8%減の予算となっております。2つ目として道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は住民生活や産業経済活動を支え地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については、橋りょう長寿命化事業および路面・区画線の補修を行うとともに、七線道路の改良工事の他、4路線の道路整備を実施して参ります。除排雪については全路線の完全委託により冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図って参ります。公共交通機関は地域の重要な社会資本であり交通弱者には必要不可欠なものであります。高齢化が進む中、日常生活における移動手段を確保するため仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバスを継続するとともに、農村部交通空白地域について2年間の実証経験の結果を基に必要な輸送を確保し町民の足となる公共交通網の整備に努めて参ります。また、JR美深駅の無人化に伴う切符販売業務の受託や都市間バスえさし号の乗車券販売業務の受託など引き続き都市間交通の確保に取り組んで参ります。宗谷本線の維持はもとよりJR北海道全線に渡る課題については、宗谷本線活性化推進協議会や上川地方総合開発期成会などを始めとする関係自治体が一体となって道、国に対して存続に向けた運動を行うとともに、地域における利用拡大を図るためPR活動と促進策を展開して参ります。3つ目の住宅の整備について申し上げます。住宅の整備では、長寿命化計画や住環境整備計画に基づいた公営住宅等の老朽化や劣化防止の対策について南団地特高賃住宅改修工事を実施する他、修繕等の計画的な維持管理に努めて参ります。まち、ひと、しごと総合戦略において新しい人の流れを作るため観光の推進や移住・定住対策の推進が重要政策の1つです。都市居住者の移住に対応するPR活動を積極的に展開し移住体験事業による定住のきっかけづくりを推進して参ります。4つ目の計画的な土地利用について申し上げます。土地は生活や産業活動の基本であります。関係機関と連携をして農用地の防災機能向上や道路排水等の適正な管理により排水機能の向上を図って参ります。また市街地の計画的な土地利用に努めるとともに、公園施設の計画的な維持管理を実施し、安全安心な町民の憩いの場を形成して参ります。5つ目の消防・防災体制の充実について申し上げます。安全で快適な暮らしを確保するため、事故・災害等に迅速的確に対応できる消防体制を確立し、質の高い消防行政を提供できる

組織を構築して災害に強い町づくりに取り組んで参ります。救急・救助活動については、救急救命士の病院実習による高度救急医療技術の習得と向上、さらに医療関係者との連携体制の強化を図って参ります。様々な災害から町民の生命、身体および財産を守るため美深町地域防災計画に基づいて防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を通して、防災に関する知識および技能の向上と町民への防災知識の普及に努めて参ります。大規模な自然災害や弾道ミサイル発射などの情報を瞬時に確実に伝達するため国から求められたJアラート機器の更新を図るほか、大規模災害時を想定した消防広域応援体制、隣接消防との実働訓練の強化ならびに消防団との連携を進め、早期に災害が終結できる体制の構築を目指して参ります。また引き続き老朽化した消火栓の更新と拡大を進めるとともに、万が一の災害に備えた備蓄食料の確保を始め車椅子などの避難に対応したスロープや発電機などの避難所設備の整備を進め、消防・防災体制の更なる強化を図って参ります。6つ目の交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。平成29年度中は死亡交通事故の発生がなく今後もこの継続を願い、交通安全の意識向上のため各関係機関、団体等々と連携した広報活動や街頭啓発などに取り組み交通事故のない町づくりを進めて参ります。平成28年度第3回定例会において可決された美深町飲酒運転撲滅に関する決議の取り組みとして、飲酒運転はしない、させない、許さないという規範意識を地域全体に定着させるよう啓発運動に努めて参ります。本町は犯罪の少ない町と言われています。今後も犯罪被害に巻き込まれないよう関係団体と連携し防犯対策に努め安心安全なまちづくりを進めて参ります。7つ目の情報化の推進について申し上げます。情報通信の基盤となる地域情報通信網を適切に管理し防災情報端末機を通して緊急防災情報などのほか、暮らしに役立つ情報を提供するなど超高速インターネット通信網の活用により生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めて参ります。8つ目の消費生活対策の推進について申し上げます。複雑化・多様化する高齢者等への特殊詐欺や悪質な訪問販売の勧誘について、被害防止のため啓発活動や情報提供、広域で行う消費生活相談事業の取り組みを継続し消費者保護に努めて参ります。

次に総合計画の2点目でありますけれども、資源をいかす活力に満ちたまち美深について申し上げます。まず1つ目の農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く環境は担い手の減少や経営者の高齢化、生産資材や肥料、飼料価格の高止まり、そして日欧EPAやTPP11などの国際的な情勢により厳しさが増し国内における農業政策はめまぐるしく変化をしておるわけであります。本年度は昨年度に引き続き将来に渡って美深農業が持続的に発展していくことができるよう頑張る美深農業の支援事業を推進するとともに、労働力の確保対策を始め個々の活動に対応した政策を推進してまいります。環境と調和した



安全安心の農業の推進につきましては、消費者の環境問題に対する関心や安心・安全と共生した農業・農村の期待の高まりとともに、環境との調和、農畜産物との安全性が強く求められているわけでありまして、堆肥等の有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進や土壌診断に基づく土づくりを始め、廃プラスチック対策への支援などを継続し持続可能な農業生産を支える取り組みを推進して参ります。合わせて地域の共同活動として取り組む農村環境地域資源の保全活動等に対して支援をして参ります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。稲作については、もち米生産組合として取り組む環境保全型農業直接支払交付金事業に支援を継続して参ります。畑作および酪農については頑張る美深農業支援事業により前向きに取り組む農業者を引き続き支援して参ります。畑作においては生分解性マルチ導入支援を拡充するとともに、土地利用型作物を中心に土づくりや圃場の排水対策、高付加価値化などの取り組みに対して支援を継続して参ります。酪農において規模拡大や良質乳の増産を図る取り組みなどに対して支援して参ります。合わせて畜産クラスター関連事業の推進を図り生産基盤の強化に対し支援して参ります。また飼料確保対策については農地耕作条件改善事業を活用し、肥料自給率の向上を図って参ります。このほか酪農ヘルパー事業や畜産経営・家畜防疫対策に対し引き続き支援して参ります。農産物生産基盤となる土地基盤整備については湿害対策をはじめ老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して参ります。農業振興センターにおいては効果的な施肥設計を促す土壌診断事業や高付加価値化とともに、所得向上を可能にする農業6次産業化への支援のほか農業情報の提供および畑作試験展示圃関連事業を継続して参ります。また2年目となる無加温ハウス栽培研究の活動を支援して参ります。特産品の販路拡大PRについては美深町農畜産物等販売推進会議の取り組みを中心として各種イベントにおいてPR活動や新たな販路拡大に向けた商談会等への参加に対し引き続き支援して参ります。担い手の育成確保とゆとりある美深農業の推進について申し上げます。担い手の育成確保を最重要課題として位置づけ新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動に対し引き続き支援して参ります。平成30年度は1組が研修を終え就農することになっており、これまでの就農者と合わせて13組となったところであります。新規就農者および農業後継者に対する支援を継続するとともに、農業後継者のパートナー対策についても農業後継者育成推進協議会が中心となり出会いの場づくりや交流会等を積極的に展開して参ります。農業支援塾については引き続き農業に対する知識を幅広く習得できる体制を構築し次代を担う農業者を支援して参ります。労働力不足の解消は喫緊の課題であります。本年度から労働力確保に取り組む団体への支援を拡充し安定的に労働力が確保できる体制を構築して参ります。優良農地の確保と農用



した観光地づくりに必要な支援を行って参ります。チョウザメ事業の推進について申し上げます。昨年からの整備を進めているチョウザメ飼育研究施設については、今年度は稚魚孵化施設の稼働を開始し本格的な養殖、孵化の研究と技術確立を図って参ります。施設全体の整備は多額の資金を要することから引き続き計画的な整備を進めチョウザメ事業の産業化が確立されるまでの間、町の直営事業として取り組んで参ります。また北海道大学大学院水産科学研究院との包括連携協定に基づき一昨年から始まった美深町をフィールドとした学生の実習受け入れについても継続して取り組んで参ります。新たな地場産業の創出について申し上げます。新たな地場産業は容易に創出できるものではありませんが、人材育成研修制度の活用促進や活性化促進補助事業を活用した特産品研究開発などをきっかけに本町の資源を活かした産業の創出に取り組む中小企業や団体等に支援を継続して参ります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図るほか求職者の就職活動を支援するため職業訓練や資格取得に対する費用の助成を継続して参ります。

次に総合計画の3つ目、次代を創る人を育てるまち美深であります。教育の振興について申し上げます。ふるさとを大切に思う心や、自立し、たくましく生き抜く力を育てる人づくりには教育の役割が益々重要になっており子供達が夢や希望を持って成長できるよう学校、家庭、地域における教育環境充実に努めて参ります。幼児センターについては子供たちの健やかな成長を育む施設として子育てに大切な食育環境の改善を図るため給食を提供する調理室の改修を行って参ります。学校教育については知、徳、体を基本に学力および体力の向上や豊かな心を育てる教育など次代を担う人材の育成に努めて参ります。仁宇布小中学校については、引き続き山村留学制度による児童生徒の確保に努め学習環境の改善に向けて校舎の建て替え計画を進めたいと考えており、議会との議論を深めて参りたいと考えております。また英語教育についてはコミュニケーション能力の向上のために語学指導助手の体制を充実して参りたいと考えております。学校給食については常に安全第一という考え方を基本とし美味しい給食の提供による子供達の心身の健全な発達に努めて参ります。美深高等学校については、これまでの高度な学習環境を活かした進学率の向上と地元の高校としての魅力ある学校づくりに対し支援を継続して参ります。社会教育については、文化会館が会館20周年を迎え芸術文化に触れる機会の充実など生き甲斐のある暮らしを感じられるよう生涯学習機会の提供に努めて参ります。スポーツ活動については、子どもスポーツ未来基金による青少年スポーツ活動をサポートするとともに、町民誰もがスポーツに親しめる環境づくりとスポーツを通じた地域づくりの推進を図って参ります。

次に、総合計画の4つ目でありますけれども健康で明るく暮らせるまち美深であります。

健康づくり・医療の充実について申し上げます。町民が健康で安心して暮らせるよう基本健診、特定健診、各種がん検診などに継続して取り組み保健・予防対策を推進して参ります。本年度は新たに歯科検診への支援を実施し歯周病予防を始め全身疾患、生活習慣病の予防を図って参ります。地域医療の確保が全国的な話題となっておるわけであり、本町における身近な医療体制を守るため美深厚生病院への支援を継続するとともに、診療所の確保に向け開業医の誘致に取り組んで参ります。子育て支援の充実について申し上げます。地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊婦健康相談、妊婦健診および乳幼児健診を始めとする母子保健事業を推進するとともに、不妊治療費の助成などの支援を継続して参ります。また乳幼児やひとり親家庭等における医療費の助成を継続し子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者が安心して健やかに暮らせるよう各種の生き甲斐、社会参加を支援する事業を継続するとともに、介護予防の普及、推進と地域で見守る体制の構築に向け協議を進めて参ります。また社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携により介護保険制度と併せた各種生活支援サービスの充実に努めて参りたいと考えております。本年度は第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の初年度であり、この計画に基づき医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制整備に向けた取り組みを進めて参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援では介護、訓練等の給付、相談支援を始めとする地域生活支援事業などの障がい者福祉サービス、医療費助成などを継続し福祉の増進を図って参ります。また第5期障がい者福祉計画に基づき各関係機関との連携・協力により引き続き本町で生活する障がい者の方々が安心して生活できる環境づくりに努めて参ります。地域福祉の充実について申し上げます。町民1人1人が福祉に関心を持ち互いに支え合う地域社会の実現を目指し福祉団体の支援を継続するとともに、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携して、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくりに努めて参ります。社会保障の充実について申し上げます。社会保障制度の実施にあたり町民にもっとも身近な行政として円滑な制度運営を進めて参ります。国が行う制度改正などに留意しながら国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と国民年金制度、生活保護制度の周知、啓発、相談体制の充実に努めて参ります。国民健康保険特別会計について申し上げます。本年度から国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業の推進を目的として北海道が財政運営の責任主体となり町と共同で事業を運営する新たな国民健康保険制度が始まります。加入者総数は世帯数で4.1%の減少、被保険者数は5.2%の減少を見込んでおり国民健康保険特別会計は前年度対比12.8%減の予算を計上しており国民健康保険が安定した制度として継続



できるよう努めて参ります。国民健康保険の医療費は近年横ばいで推移しておりますけれども高額医療費は増加傾向となっております。特定健診、特定保健指導による生活習慣病予防事業など推進し健康の保持・増進等をもって医療費の抑制に努めて参ります。介護保険特別会計につきましては、本年度から新たな第7期事業計画を開始される介護保険特別会計は居宅サービス、施設サービスの保険給付費、介護予防、日常生活支援総合事業を含む地域支援事業費の推計から、前年度予算対比6.4%の減となっております。介護予防の推進とともに、本年度から新たに認知症施策総合推進事業や在宅医療と介護の連携推進事業に取り組み介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう適切なサービスの提供に努めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計につきましては後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収、給付にかかる費用として前年度対比10.9%増の予算の計上をしております。引き続き保険料の完納と窓口サービスの提供に努めて参りたいと考えておるわけであります。

最後になりましたけれども総合計画のみんなで作る心かようまち美深について申し上げます。住民主体の町づくりの推進について申し上げます。町づくりの推進には町民が町づくりを自主的に進めるという意識と行動、そして行政が一体となった取り組みが必要であります。人材育成のためのまち、人づくり研修事業を継続し、より使いやすい柔軟な運用を図り担い手や企業を目指す若手の育成に支援して参ります。毎月発行の町広報誌は読みやすい紙面づくりと内容の充実に努め的確な行政情報を発信して参ります。合わせて町づくり推進町民会議や町づくり懇談会、地域担当員制度や町長への手紙など様々な機会を活用して広聴活動の充実に努めて参ります。農業、商工業、観光などの面から地域おこし協力隊、集落支援員の制度を積極的に活用し都市からの人材を受け入れ地域の活力維持と強化を図るとともに、協力隊の定住と定着を目指して参ります。びふかニューパブリック協議会で進めている高齢者の買い物支援、宅配サービスについては利用者が年々増えております。したがって町民も定着しており住みやすい町づくりの1つとして引き続き取り組みを推進して参りたいと考えております。コミュニティ活動の充実にについて申し上げます。町民の積極的な参加による地域活動の推進を図るため自治会活動の運営に継続して支援を行うとともに、地域の将来像を描いた地域計画に基づく事業の推進について地域創生元気づくり交付金の活用を促しながら自治会活動の活性化をより一層支援して参ります。なお現在、未策定の自治会においては改めて地域の検証等を行い地域担当員も支援しながら早期の策定に取り組んで参ります。男女共同参画の推進について申し上げます。男女が共いきいきと生活できる地域づくりに向けて町づくりへの参画機会の確保や広報、啓発活動による意識の高揚に努めて参ります。交流活動の推進について申し上げます。平成30年

は美深町開拓120年の年であります。時間を刻み、新たな未来へ、振り返ろう120年、みんなで築こうこれからの美深であります。改めて申し上げますけれども時間を刻み、新たな未来へ、振り返ろう120年、みんなで築こうこれからの美深をメインテーマに一つの節目として美深町の魅力を再認識しながらさらなる飛躍を誓う契機として、植樹や姉妹町添田町への訪問など各種の記念事業に取り組んで参ります。合わせて本年は北海道命名150年、幕末の探検家松浦武四郎の生誕200年の年であります。北海道の各種記念事業に参画するとともに、松浦武四郎の出身地である松阪市との交流についても天塩川流域市町村との連携を含め推進して参ります。また東京美深会では設立30周年を迎えるにあたり新たな取り組みも計画されていることから、町として積極的に連携するとともに、札幌美深会も含めて幅広い世代での交流を推進し広範囲な人的ネットワークづくりに取り組んで参ります。最後に行財政経営の充実について申し上げます。効率的な行政経営と健全な財政運営の推進を図るため行政改革推進計画に基づく行革の推進と行政評価による的確な行政サービスの提供に努め自主財源の根幹となる町税等の適正かつ公正な課税に取り組むとともに、上川広域滞納整理機構と連携し、収納額及び収納率の一層の向上に努めて参ります。ふるさと寄附金事業は納税制度を本町のPRに最大限活用しつつ町内外のみなさまに寄附という形で町づくりに参画を頂きながら、本町の資源や特色を活かした事業に活用して参りたいと考えております。行政サービスの向上を図るため課題を的確に把握し解決のための施策形成による能力と実行力を備えた挑戦する職員を育てるよう各種研修を通して資質を高めて参りたいと考えております。以上が平成30年度予算編成の考え方として申し上げたところでございます。町民の皆様ならびに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成30年度の町政執行方針といたしたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 次、石田教育長。

○教育長（石田政充君） 平成30年度第1回定例会の開会にあたり教育委員会が所管する平成30年度教育行政執行方針を申し上げます。子供達が心身ともに健全な発達を遂げ生きる力を育み、これからの地域を支える人材の育成が教育の役割として、ますます重要になっています。次代を担う子供たちを学校・家庭・地域の連携と協力で守り育て子供達が未来に向かって夢や希望を持ち心豊かに輝き生き抜く力を育むよう教育の推進に努めて参ります。芸術、文化、スポーツを通して町民1人1人が心豊かに生きがいのある暮らしができるよう生涯に渡る学習機会の提供と学習活動を支援し活力ある地域づくりを推進して参ります。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期については子供の健やかな成長を促し、生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要な時期であります。幼児センターでは様々

な体験や環境を通して創造的な思考や豊かな情操を育み家庭や地域との連携を図り幼児一人ひとりの特性や発達過程に応じた教育および保育の充実に努めて参ります。就学に向けた教育および保育内容の工夫を図り交流や連携を通して小学校教育への円滑な移行に努めて参ります。子育て支援については、預かり保育、一時保育を継続し子育て相談のほか、未就園児や保護者が交流する子育て支援室、遊びの広場についても引き続き開設して参ります。また調理室の改修を行い給食環境の改善を図って参ります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育については学校教育目標である知、徳、体を基本に豊かな人間性やこれからの時代を生き抜く力が身に付くよう教育活動を推進して参ります。子供達が自ら学び考える力を養い学力と体力の向上を図り個性や創造性を育むよう人材の育成に努めて参ります。英語教育については子供達が英語で日常的なコミュニケーションができるよう外国語指導助手などの指導体制を充実して参ります。特別な教育的支援を必要とする子供たちについては障がいなどの状態に応じた就学指導を行うため特別支援員を配置して参ります。仁宇布小中学校については、これまでに頂いた多くの意見などを踏まえ山村留学の継続と老朽化校舎の建て替えによる教育環境の改善を図るよう取り組みを進めて参ります。学校給食は4年目となりますが常に安全第一を基本とし美味しい給食の提供と食欲の推進に取り組むとともに、給食費の軽減をして参ります。高等学校教育については義務教育で培った知識や教養をさらに深め社会に必要とされる人材の育成が大きな役割です。美深高等学校は地域の教育機能を確保するための新しい指針による地域連携特例高となりこれまでの地域との連携を確実に進め小規模校の特性に応じた教育活動により教育水準の向上が図られるよう引き続き支援して参ります。また地元高校への進学を促すために、より魅力のある学校づくりを進める取り組みに支援して参ります。美深高等養護学校は道北地域の特別支援教育の中心的な学校であり生徒の自立に向けた教育活動の充実が図られるよう学校協力会による支援を継続して参ります。家庭・地域教育の充実について申し上げます。家庭教育については子供達が逞しく成長していくための教育の出発点であります。生活に必要な習慣を身に付け、心身の調和のとれた発達が図られるよう保護者への学習機会や交流の場の提供に努めて参ります。また地域ぐるみの交流活動により子供達が多くの人々と関り、様々な力が身に付くようサポートに努めて参ります。子供達が安心できる居場所として児童館での遊びの場や放課後の児童クラブ、こども教室において学習の機会や体験活動を提供して参ります。社会教育の充実について申し上げます。社会教育については、町民の生きがいのある暮らしと活力ある地域づくりを推進するため、地域活動への参画機会や多様な学習機会の提供に努めて参ります。次代を担う青少年を育てる体験活動の推進と各種団体の自主活動への支援を行い地域の担い手となる人材づくりに努めて参ります。

す。芸術文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動については地域に根ざした活動と人材の確保、育成に取り組む文化団体やサークルへの支援を継続し文化活動の推進を図って参ります。本年度文化会館は開館20周年を迎え文化ホールにおける芸術文化の鑑賞機会を充実するとともに、文化財や郷土資料の展示を工夫するなど郷土の歴史に関心を持てるよう努めて参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動については健康の増進と体力の向上を図るため各種教室の開催や団体の活動支援を通して町民誰もが運動やスポーツに親しむことができるよう努めて参ります。また、子供達がスポーツに関わる取り組みや子供スポーツ未来基金の活用など青少年スポーツの充実を図るため引き続きサポートして参ります。エアリアルを中核としたスポーツの推進ではこれまでの活動を基に選手の育成や合宿誘致に関わる活動に取り組むなどスポーツを通じた地域の活性化に努めて参ります。体育施設については指定管理者による効率的な管理運営を行うとともに、利便性の向上と利用促進に努めて参ります。以上、教育行政執行の考え方を申し上げ町民の皆様ならびに町議会議員の皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。まして平成30年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で平成30年度の各会計予算案7件に関する町長ならびに教育長の行政執行方針の説明が終了いたしました。

---

#### ◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題と致します。お諮りを致します。本定例会に提案されています議案第16号 平成30年度美深町一般会計予算乃至議案第22号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと考えますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号乃至議案第22号の新年度予算案7件は議長を除く10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定を致しました。お諮りを致します。只今設置されました予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番小口君から議席番号10番南君までの10人を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって予算特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、諸岡君、齊藤君、南君の10人に決



定をいたしました。

---

◎日程第6 議題第7号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定について議題と致します。

説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定について提案説明を申し上げます。近年町内の診療所の一部が閉院となるなど町内の医療体制に変化が生じてきており開業医の確保が課題となっております。町と致しましては将来を見据えながら町内の医療体制を守るため開業医誘致制度を整備し新たに美深町開業医誘致条例を提案するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書の1頁をお聞き頂きたいと思っております。議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定について。美深町開業医誘致条例を次のように定める。10条からなる条例を定めるとするものでございますが、まず第1条にこの条例の目的を定めてございます。読み上げていきたいと思っておりますが、この条例は本町に新たに診療所を開設する開業医を誘致するため診療所の開設にかかる費用の一部を補助し、地域の医療体制の確保を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与することを目的と定めてございます。第2条がこの条例にでてきます用語の定義をしてございますが8号までを定めてございます。この中で第5号（5）に開業医というところがございまして、これが次の第3条に規定します補助対象者となるものの定義というようになりまして医師、または歯科医師もしくは医療法人というものをこの条例の対象者としようとするものでございます。次の頁をめくっていただきまして、その第3条補助の対象者ということとなっております。ここでは開業医ということになってございますが、先程の定義づけの中にそれぞれ謳っているものでございまして更に第1号として町内に居住し、または診療所の開設までに町内に居住する意思を持つもの更に地域医療への関心が高く積極的に医療活動を行おうとするものであることということが1つ目の条件。2つ目として継続して10年以上診療を行うのであること。3つ目として町長が認める診療科の診療を行うものであること、これらを補助の対象者とするものでございます。第4条がこの補助金の種類について規定してございますが、詳しくは別表の方に掲載してございますので、後ほどご説明申し上げますが補助金の種類としては取得費補助金、賃借料補助金、人材確

保対策補助金、経営安定化支援補助金この4本となっております。次に第5条補助金の重複の取扱ということで規定してございますが、この開業にあたって土地、建物あるいは機器等を取得してやる場合、あるいは賃貸をして賃料を払って行う場合ということが考えられますが、これらについてはいずれかを選択するというので、直の交付はしないという規定にしております。なお、医療機器については取得あるいは購入してやる場合とリースを活用する場合がありますので、この場合については重複して交付することができるという規定を設けておりますがこの場合においてもこの補助金の限度についてはこの別表に記載しております取得費補助金の額、この額を限度とするのだという規定とするものでございます。第6条が補助金の交付申請等に関する規定、これは一般的な規定でございます。第7条が補助金の取り消しとあるいは返還を命ずる場合の規定を第7号に渡って規定してございますが第1号がこれは開設予定日から6カ月以上の間に診療所を開始しない場合については補助金の交付系統を取り消しますよという規定でございます。更に第2号が1年以上休止し、または10年未満で廃止した場合については、これは返還の対象としますという規定です。さらに第3号については免許の取り消しがあった場合によって業務を継続できなくなった場合、4・5は不正の手段等によって交付を受けた、あるいは受けようとしたとき。第6条がこの条件に違反をした場合さらに第6号として他の用途に使用した場合にと更に第7号では条例規則等に違反した場合。こういった第7号に渡って取り消しあるいは返還の規定を設けてございます。第8条が調査報告に関する規定、第9条に補助の承継の規定ということがございますが、相続あるいは診療所、その譲渡によって継承があった場合についてはその継承に対しても残金間の補助金を交付することができるというそういった規定を設けています。第10条が施行に関する規定でございます。附則といたしまして、この条例の施行期日でございますけれども交付の日からとするものでございます。それでは別表の説明に入りたいと思いますが補助金の種類について更に対象経費、補助金の額についてここに規定してございます。まず取得費補助金でございますけれどもこれは土地、建物および医療機器等を取得した場合についてその取得の価格を対象経費とするものでございまして、補助金の額につきましてはこの取得価格の3分の2に相当する額ということでございます。この補助金の限度額につきましては、それぞれ土地、建物、医療機器等で設定してございまして土地については500万円、建物で5,000万円、医療機器等で3,000万円という設定をしてございます。従いましてこの取得補助金の合計の限度額が8,500万円となるものでございます。次に賃借料補助金でございます。これは土地建物および医療機器等これを借りて開業する場合の補助金になりますけれども、これも賃借料の3分の2に相当する額を補助対象とするものでございましてそれぞれ土地

で60万円、建物で400万円、医療機器等で400万円、それぞれ年額で金額を定めるようとするものです。なお、この賃借料にかかる補助の期間でありますけれども60カ月以内と定めようとするものでございます。次に人材確保対策補助金でございます。これは新たに開設する診療所の就業者、これを1年超えて常時雇用されるものに対する雇用にかかる経費を補助しようとするものでございまして、それぞれ看護師、准看護師、薬剤師等、そして助手、事務職というように規定してございまして、看護師、准看護師、薬剤師等につきましては1人につき年額150万円を限度として交付する、助手、事務職につきましては1人につき年額100万円を限度として交付をしようとするものでございまして、この補助期間につきましては、新たに雇用した日から24カ月以内としようとするものでございます。最後になりますが、経営安定化支援補助金でございます。これは新たに診療所を開設して当面の間の運営に要する経費ということで経営の安定化に繋げるための支援ということで設定してございます。この補助金の限度額は年額500万円と致しまして、この補助期間が36カ月以内、3年間を設定しようとするものでございます。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。

お諮りを致します。本件について議長を除く10人の委員で構成する開業医誘致条例審査特別委員会を設置しこれに付託して審査をしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって本件は議長を除く10人の委員で構成する開業医誘致条例審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することと決定をいたしました。

お諮りを致します。只今設置されました開業医誘致条例審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番から議席番号10番までの10人を指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、開業医誘致条例審査特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、諸岡君、齊藤君、南君の10人に決定を致しました。

只今から暫時休憩を行います。再開は11時40分と致します。直ちに先程の予算特別委員会ならびに今決定を致しました、特別委員会の委員長、副委員長の選任をお願い致し

ます。

---

午前 11時20分 休憩

午前 11時40分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

その前に先程の開業医誘致条例の特別委員会の名称の関係でありますけれども頭に美深町開業医誘致条例審査特別委員会という名称に切り替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会ならびに美深町開業医誘致条例審査特別委員会が開かれ、それぞれ正副委員長の互選ならびに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されていますので報告を致します。予算特別委員会の委員長に諸岡君、副委員長に岩崎君が就任しております。予算特別委員会は3月14日、3月15日の2日間と決定を致しました。なお時間については、3月14日は9時半から行いますのでよろしくお願い致します。

次、美深町開業医誘致条例審査特別委員会の委員長には齊藤君、副委員長には小口君が就任しておりますので報告を致します。

---

◎日程第7 議案第8号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について提案説明を申し上げます。長期継続契約につきましては、物品またはソフトウェアの借入やこれにかかる補修管理業務のほか施設の維持管理や車両の運行管理などの契約に適応してきたところでございます。これに商習慣上、複数年に渡って役務の提供を受けることが一般的である契約を対象に加える改正を行うものであります。よろしくご審議、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の説明をさせていただきます。5頁をお開き頂きたいと思います。議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定め



る条例の一部改正について。美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしておりますので1枚めくっていただきまして、新旧対照表おつけしてございます。ご覧頂きたいと思っております。現行の規定では長期継続契約できる契約ということで1号から4号に渡って規定してございます。これは物品の借入ですとか、あるいは維持管理に関する業務委託さらには清掃警備そういった業務、または車両の運行と、こういったものが1号から4号に渡って規定されておりますが、これに更に1号を加えて契約のできる契約を定めようとするものでございますが、第5号として前各号に掲げるもののほか、複数年に渡り契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障をきたす恐れがあるものということでございますが、具体的な部分でいきますと、現在ふるさと納税の受付さらには返礼品の送付ですとか、こういった一連の業務を通信、かいしんの使用というもの契約してございますが、これらについては4月1日から3月31日更に継続してということになります。これらは長期継続契約にすることによって複数年契約できると、そういったこととするよう改めようとするものでございます。

この条例の施行期日でございますけれども、交付の日から施行するというところでございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第8号の説明を終了いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第9号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。平成27年度に交付された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い国民健康保険制度が見直され平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となって美深町と共同運営することになったため3つの条例について一部改正を行うものでございます。はじめに美深町国民健康保険条例の一部改正がありますが、条例に美深町国民健康保険運営協議会の名称を規定するほか、全道の葬祭費の統一により1万円から3万円に額の改正を行うものであります。次に国民健康保険財政調整基金については平成30年度から保険給付費等の財源が道内の市町村が納める国民健

康保険事業納付金をもって賄われることになるため、この基金を当該納付金の財源にあてることができるようにするため新制度における国民健康保険事業の安定的運営にあてるよう改正するものであります。さらに美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正は国民健康保険法の規定による住所地特例を適用しものを美深町が後期高齢者医療保険料を徴収するものとして追加する改正であります。以上3つの条例の一部改正を行い平成30年度からの国民健康保険事業の安定的な運営を図るものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の7頁をお開き頂きたいと思います。議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法との一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてです。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるといことで3本の条例を改正するものであります。この頁にありますように第1条が美深町国民健康保険条例の一部改正でございます。めくっていただきまして、中ほどにございます第2条が美深町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正となっております。さらに9頁、第3条として美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、この3本の改正を行うものでございます。それではさらにめくっていただきまして11頁から資料をお付けしてございます。新旧対照表でございます。改正の概要でございますけれども先程町長の説明があった通り国民健康保険条例につきましては協議会の名称についての改正、それと葬祭費の都道府県化に伴う統一化それと条ずれですとか文言の整理、これを行うというものでございまして、その次の基金条例につきましては、基金の目的処分に関する内容を改めるもの更に文言の整理を行うということ。3つ目の後期高齢者医療に関する一部改正につきましては、住所地特例に関しての改正ということでございます。それでは第1条の美深町国民健康保険条例の一部改正でございますが、頁を割いてございますがこれは全般的な文言の整理を行ってございます。特に濁点読点の付け方の整理を今回の改正の中で合わせて行っているということでございます。まず目次の改正につきましては、これは文言の整理となっておりまして、この町が行う国民健康保険というような第1条ではなっておりますけれども、これは町が行うというような名称の整理を行ってございますが、次に第1条にこれは文言の整理ということでございます。第2条でありますけれども、これは名称に関する規定の追加となっております。これまでは改正前の法律では市町村に国民健康保険運営協議会を置くというように協議会の名称を指して規定してございましたので、これを受けた条例の内容となっておりますが、今回法律が改正されまして国民健

康保険事業の運営に関する協議会を置くということと法律がされておりますので、これによって協議会の名称に関する規定が必要になったということで、これを追加するものでございます。従いまして第2条として、この運営に関する協議会の名称を美深町国民健康保険運営協議会とするという1条を追加する改正でございます。次に現行第2条を第2条の2とするという改正と合わせて文言の整理をしたというものでございます。以下3条、6条、次の頁にいきまして、次の7条が葬祭費に関する規定でございます、現行1万円と規定してございますが都道府県化に伴いまして統一して金額ということで3万円と改めるものでございます。第9条から第16条まで全て文言の整理となっております。ご了承頂きたいと思っております。次に第2条関係でございますが美深町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正でございます。まず第1条の目的規定でございます。それぞれ診療報酬の支払いですとか会計に不足を生じた場合というような現行規定になってございますが北海道が財政運営主体、責任主体ということになってございまして給付費等の財源につきましては市町村が納付金を収めて北海道がそれを交付するというところで財政基盤については北海道が責任主体となっておりますが、これら総体の運営にあたって事業の安定のためというように基金の目的を改めようとするものでございます。次の頁、第2条、3条、4条、5条につきましては文言の整理となっております。第6条が、この基金の処分に関する規定でございますが、それぞれ現行規定では1号2号と処分できる場合を規定してございますが、今回の制度改正に伴って基金の目的、第1条のために必要があるときは全部、または一部を処分することができるように改めようとするものでございます。次に第3条関係、後期高齢者医療に関する条例の一部改正となっております。これは住所地の特例に関する規定でございますが、国民健康保険法の規定によって住所地特例を受けていた者が後期高齢者医療保険の方に加入した場合についてその特例を引き継ぐという改正でございます。法第55条の2という条文が追加をされてございますので、これらによりまして第3条2号の改正さらには第3号を追加して定めようとするものでございます。施行期日でございますが附則に規定しまして30年の4月1日から施行するという改正でございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第9号の説明を終了いたします。

---

◎日程第9 議案第10号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は介護保険法に基づき策定する第7期介護保険事業計画における保険給付費等の見込みにより第1号被保険者にかかる介護保険料を据え置くこととし適用する年度の規定について改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき、原案決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書16頁お聞き頂きたいと思います。議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして17頁に資料として新旧対照表を付けておりますのでご覧頂きたいと思います。第7期の介護保険計画が平成30年度から32年度までとなるわけですが現行第6期の計画期間を条例に定めてございます。27年度から29年度までとなっております。今回これを第7期の計画期間に合わせ平成30年度から32年度までと改正するものでございます。尚、先程町長の方から説明がありました通り保険料の改正はございませんので、基準額で現行月額4,500円これを据え置くということにしておりますので、この期間の改正のみとなっております。条例の適用につきましては、施行期日につきましては30年4月1日から。尚、経過措置としまして改正以前の保険料については従前の例によるという経過措置を設けるとするものでございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第10号の説明を終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。再開は13時30分と致します。

---

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

◎日程第10 議案第11号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 日程第10 議案第11号 美深町給水施設設置条例の一部を改正することについて議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 美深町給水施設設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。市街地に給水しております中央簡易水道事業は現在道営中山間事業

で給水区域の拡張工事を行っております。これに伴う雄木禽地区の給水管布設替え工事が終了し中央簡易水道事業に切り替えることから雄木禽地区営農飲雑用水施設事業を廃止するものであります。よろしくご審議いただき、原案決定頂きますようお願い申し上げます。説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書18頁をお開き頂きたいと思います。議案第11号 美深町給水施設設置条例の一部改正について。美深町給水施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定めます。1枚めくって頂きまして、資料をお付けしてございます。新旧対照表でございますが、道営の中山間事業これによりまして雄木禽地区の給水施設、これを中央簡易水道に切り替えるということでございます。現行条例に10地区の給水施設を規定してございますが、このうち第10号に規定してございます雄木禽地区営農雑用水施設事業この第10号を削る改正でございます。附則としまして、この条例の施行期日でございますが交付の日から施行するとするものでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第11号の説明を終わります。

---

◎日程第11 議案第12号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第12号 美深町商工業担い手支援条例の一部改正について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 美深町商工業担い手支援条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は商工業経営を目指す担い手の育成および人材の確保を図るため新規に開業する前に試験的に経営を行う者に対しチャレンジ事業者としての支援を新たに追加する改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書20頁でございます。議案第12号 美深町商工業担い手支援条例の一部改正について。美深町商工業担い手支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料を付けてございます。1枚めくっていただきまして22頁から新旧対照表になっております。只今町長の方から説明があった通り新たに開業する前に試験的に経営を行う者、これをチャレンジ事業者として支援を行うという内容でございます。まず第2条の定義がございまして、これは一語加えましてチャレンジ事業者という



定義づけをするものでございます。新たに商工業の事業を志す者として認められたものを加えるということでございます。第3条以下につきましては、これらに伴う所要の改正と  
言うことでチャレンジ事業者に対しての支援を行う旨の要件等をこの中に加えていくもの  
でございます。1枚めくっていただきまして、23頁でございますが第5条の補助金等の  
種類の中に第9号としてチャレンジ事業助成金を加えるものでございます。そして更に別  
表にチャレンジ事業助成金に関して加える改正となっております。別表については規定  
の部分については一部割愛をさせて頂いております、第8号の下に第9号としてチャ  
レンジ事業助成金を加えるものでございます。表といたしましては、左側から補助金等名と  
なっております、その次に対象経費等の基準、そして対象者という記載になってござい  
ますが、ここでいう補助対象の経費ですがチャレンジ事業助成金に対して4つの対象経費の  
区分を設けてございます。それぞれ対象の基準をその次に記載しているものですが、まず  
チャレンジ事業者にかかる経費ということでございますが、これは現行規定の中で経営安  
定補助金というものが開業等の場合に補助をする項目がございますが、これに相当する部  
分ではありますが、これは経営安定補助金の2分の1にあたる額を規定してございまして単  
身者につきましては月額5万円以内、単身者以外に対しましては月額7万5千円以内を交  
付いたしまして認定された事業期間12カ月以内、1年以内の間にチャレンジ事業を行っ  
て新規開業に向けて経営のノウハウを掴んで頂きたいというそういったこととなってござ  
います。その下、チャレンジ事業にかかる土地、建物および機械設備の賃借料となってお  
りますが、これにつきましては月額の賃借料の2分の1以内ということで限度額を5万円、  
これも12カ月以内と設定してございます。取得をしてということはチャレンジですので、  
考えられませんので賃貸のみの設定となっております。その下、チャレンジ事業に必要な  
人材の確保を図るための短期の雇用にかかる経費ということで、これはチャレンジ事業  
の際にアルバイトですとか、あるいはパートなどを雇用した場合について、これに対して  
の支援を行うというところで、これも月額賃金の2分の1以内として限度額を4万円、雇用  
開始時から12カ月以内ということになってございます。最後でございますけれども、新  
規開業に必要な技術の習得、技術の向上、販路の拡大等のための研修調査費等にかかる経  
費ということでございます。これは研修調査費の3分の2を補助金との給付としてござい  
まして、1チャレンジ事業者限度額20万円と設定をするものでございます。以上が改正  
の内容でございますが、この条例の施行期日でございますけれども平成30年4月1日か  
ら施行するものでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 今の副町長の説明の中でチャレンジ事業助成金の中で取得はとりあえずあり得ないということで賃貸のみの補助金設定になっているのですがこれぐらいなら取得してもチャレンジでやっていきたいという時でもあくまでも賃貸しか補助対象にならないのか、その1点だけお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今ご質問の部分なのですが、あくまで賃貸という部分を対象として考えております。小さな取得の設備等の取得であれば、そのチャレンジ事業者が自分でちょっと購入して頂きたい、大きな設備等になってくると本格的な開業という形になってくるのかなと想定しております、あくまで賃貸の部分の支援という形としております。

○議長（倉兼政彦君） 他ございませんか。

3番 和田君。

○3番（和田健君） このチャレンジ事業の条例的には商工業担い手支援条例の中に組み入れたという形になるのかなと思うのですが、商工業担い手支援条例の中に入れてしまったことによって新規就業者の年齢制限というのが18歳から40歳以下であったり、後は商工会の会員であることという条件がこのチャレンジ事業者の方にも付けられてしまうと思うのですが、ちょっとこれだとハードルが高いのではないのかなと思う気がするのですが、全く別にするという考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） このチャレンジ事業の部分については、あくまで本格的な新規開業を目指す方がその前段に使う補助事業ということで基本的には担い手支援条例の要件、年齢要件だとか商工会の会員の要件、これは外せないだろうと担当の方で判断をしまして、この条例の中に組み入れて支援していくということにしたところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 案でありますけれども、こういったことによってこれまで担い手新規事業に関する部分そのまた前段として出来ることによってすごく手厚くなって、こういうものを目指すという形では非常に門が広がったというように感じておりますが、その反面人口減少が進んでどんどん事業者等も減っていく中で既存の業者、頑張っている業者とのそういう面での色々差が出てしまうのかなという今やっている人達が逆に続けていく上で結構大変な部分があるのだけれどもそういった比較というかその

辺のこの制度を設ける案を出すことによつての何か議論はあつたのかどうかちょっとその辺をお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今ご質問の部分については内部でも色々と日常的に協議をしている部分ではあるのですが、今この条例が出来た経過、この間商工会の会員の減少が進んでいるという中で26年度からこの条例を施工して一定程度歯止めはかかってきたものの、やはり年齢的な部分だとかそういった部分でやめられる方がやはり多いという中でもう少し新規で取り入れる新たに開業して頂ける方を何とか少し間口を広げると言いますか入りやすいような形を出来ないかという、そこを中心に考えてこの条例を考えてきたということで既存の部分については、現行の色々な支援策の中で当面支援をしていく、その後の新たな支援等も今後考えていきたいなというように考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他になければ質疑を終了してよろしいですか。質疑を終了致します。只今議題になっております議案第12号は総務住民常任委員会に付託して審査をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは異議なしと認めます。したがって議案第12号 美深町商工業担い手支援条例の一部改正については、総務住民常任委員会に付託することと決定を致しました。

---

◎日程第12 議案第13号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は道路法施行令の一部改正に伴い国が徴収する国道の占用料が改正されたことによりこれに準拠する町道の占用料を改正するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げます提案説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書25頁をお開き頂きたいと思ひます。議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について。美深町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きたいと思ひます。27頁に新旧対



照表を付けてございます。道路法施行令が改正になりまして、これに基づきまして当町の道路占用料についても定めてございますが国の改正に合わせて所要の改正を行うというものでございます。別表の改正でございまして第2条関係の改正となっております。それぞれ占用料のところに電柱であれば第1種電柱を310円から300円に改めるというこのような改正をこの表に記載した通りでございます。なお、新たに備考欄を設けて1号と2号をしてございます。現行も政令に基づいて算定等をしているわけでございますが今回の改正に合わせてこの算定の仕方、更には特殊な事情がある場合ということの事項を今回の改正に合わせて附すものでございます。附則と致しまして施行期日であります平成30年4月1日から施行するというものであります。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第13号の説明を終了致します。

---

◎日程第13 議案第14号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第14号美深町都市公園条例の一改正について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号美深町都市公園条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は都市公園法施行令の一部改正に伴い都市公園面積を占める運動施設の面積割合の上限を条例で定めること。更に都市公園の使用料を美深町道路占用料徴収条例に基づいて算定することについて改正するものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の29頁をお開き頂きたいと思っております。議案第14号美深町都市公園条例の一部改正について。美深町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。これを1枚めくって頂きまして、新旧対照表で説明申し上げたいと思っております。政令の改正が行われてございまして、これによって本条例も改正をするということでございますが、第2条の5ですね。都市公園の公園施設の設置基準という見出しになっておりますが、これに新たに第6項を加える改正となっております。改正前の政令におきましては、都市公園に設ける運動施設、この面積の基準について政令で改正前については100分の50を超えてはならないと政令で規定がございました。今回の政令の改正によりまして、これを条例で定める割合というように政令が改正されております。その条例を定める割合につきましても100分の50を参酌してというように政令が改正になって

ございますので、それに基づいて条例で定めるものでございますが、第6項として政令第8条第1項の条例に定める割合、これは従前通り100分の50とするというようにここに明文で謳うというところでございます。後、3条以降につきましては条例の引用条項が変わっておりますのでこれを修正するものでございますが第10条の使用料の規定でございますが現行では第10条に別表第1、第2、第3に掲げる額と規定してございますがこの都市公園の使用料につきましても道路占用料の徴収条例に基づいてこれまでも規定をしていたということでございますので改めてここに別表第1、第2、第3でうたうのではなく今回の改正に合わせて美深町道路占用料徴収条例第2条および第3条の規定の例により計算した額で納めなければならないというように改正を致しまして別表については削除していくというそういった改正でございます。この条例の施行期日につきましては平成30年4月1日から施行するということに定めるものでございます。以上、議案第14号の説明させていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第14号の説明を終了致します。

---

◎日程第14 議案第2号乃至議案第6号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算第8号乃至議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算第2号を一括して議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第6号まで提出しております一般会計および3特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括でありますけれども説明を申し上げます。まず、はじめに議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算第8号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、まず2月における降雪により2月24日に観測された積雪深は177cmに達し2月としては観測史上過去最高が記録されております。これにより除排雪に要する費用が不足する見込みとなったためこの経費を追加するものであります。更に年度末に向けて入札減や事業量の増減、ふるさと納税寄附金などの整理の他、施設の修繕など緊急性のあるものについて追加して補正するものでございます。またチョウザメ飼育研究施設建設工事の遅れに伴い一部の工事に関し平成30年度に繰越して実施するものとして第2表の通り繰越明許費として定めるものでありますのでご理解を賜りますようお願い致します。なお歳入につきましては、只今申し上げます歳出の特定財源について追加・減額した他、収支を見込んで基金繰入金額の減額、町債では事業費の確定に合わせて借入額の変更を行っております。また債務負担行為

につきましても第3表の通り3件追加しておりますのでご理解を賜りますようお願い致します。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ3,727万5千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ52億9,707万1千円となるものであります。次に議案第3号でありますけれども平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算3号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては主に共同事業拠出金の額の確定による減額及び療養給付費等過年度還付金の追加を行うものであります。また、これに伴い国道支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金等の追加及び減額と前年度繰越金を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ820万9千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ6億7,093万1千円となるものであります。次に議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算3号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては介護保険給付費等の実施見込みによる補正とそれに伴う財源の整理を行うものでございます。これによりましては介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ5,757万8千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,836万3千円となるものでございます。次に議案第5号 美深町下水道事業特別会計補正予算3号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、長寿命化計画事業に対する下水道社会資本整備交付金配分額減額に伴い事業量が減少したことから下水道債、工事請負費及び入札執行残を減額整理いたします。また社会資本整備総合交付金の執行残を使用した浄水管理センター電気設備更新工事、汚泥の流量計でありますけれども420万円を翌年度に繰越すもので3月に発注し7月完成を目指すものでございます。これによりまして歳入歳出それぞれ1,777万7千円を減額し歳入歳出それぞれ2億9,159万9千円となるものでございます。次に議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算2号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては収益的収入では起債借入金借入利率確定による他会計補助額の減額その他、収益的支出では固定資産除却費と消費税及び地方消費税の追加並びに支払い利息の減額を行います。これによりまして収益的収入を5万6千円減額して、9,371万4千円とし収益的支出では52万3千円を追加し7,488万5千円とするものであります。資本的支出では建設改良工事入札執行残を整理し608万2千円を減額し3,615万4千円とするものでございます。以上、一般会計及び3特別会計並びに中央簡易水道事業会計補正予算の提案説明と致します。よろしくご審議頂き、原案を決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 議案第2号の方をご覧頂きたいと思います。平成29年度美

深町一般会計補正予算第8号。平成29年度美深町一般会計補正予算第8号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) 次、川端住民生活課長。

○住民生活課長(川端秀司君) 別冊配布の議案第3号の説明をいたします。議案第3号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号。平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長(望月清貴君) 議案第4号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号。平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長(杉本力君) 別冊配布の議案第5号をご覧ください。議案第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号。平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

続きまして、議案第6号をご覧ください。議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算第2号。平成29年度美深町中央簡易水道事業会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) 以上で議案第2号から第6号までの説明を終了いたします。

---

◎日程第15 議案第15号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第15 議案第15号美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 議案第15号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度については美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図る為、北海道労働金庫の運用原資として預託し勤労者の福祉資金とし

て貸付を行うものでありまして、預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書最終頁33頁お聞き頂きたいと思います。議案第15号美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を平成30年4月1日から次の通りとする。1、預託金500万円。2、預託金融機関北海道労働金庫名寄支店。3、融資限度額750万円。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） ずっと毎年毎年この勤労者町民の福祉のためにということで預託をされてあるのですが、この近年の利用状況等々をどのような形になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 近年この融資の部分については、正直案件がないと。29年度28年度ないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） そうしたら27年度ぐらまではあったということですか。28年29年はなかったと。過去どれくらいからないのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） すいません。ちょっと資料が今手元に忘れてきたのですが、数年前に住宅資金を借りられた方がおりまして、その償還が正確な年度を後で報告させて頂きたいと思いますが、26、7年ぐらいに完了してそれ以降ないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。なければ質疑を終了致します。討論を行います。討論ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第15号について採決を行います。議案第15号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）



○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第15号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案の通り可決されました。

---

◎日程第16 報告第1号 委員会報告 山村留学に関する調査特別委員会報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 報告第1号 山村留学に関する調査特別委員会報告を議題と致します。山村留学に関する調査特別委員会は平成29年度第4回定例会に設置し、調査を進めて参りましたが委員長から調査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から調査の内容並びに結果について報告を頂きます。

10番 南君。

○10番（南和博君） 山村留学に関する調査特別委員会の報告を申し上げます。平成29年第4回定例会において設置されました山村留学に関する調査特別委員会における調査研究事件について。会議規則第77条の規定により報告致します。1、調査研究事件 山村留学に関する調査。2、調査等の実施日及び調査等の項目、（1）平成29年度12月15日定例会において山村留学に関する調査特別委員会が設置され、同日正副委員長を互選した。（2）平成29年度12月19日第1回特別委員会、①山村留学に関する調査項目について。②今後の調査内容及び日程について。（3）平成30年1月17日第2回特別委員会、①調査項目について担当部署からの聞き取り、②教育委員会における山村留学に関しての基本的な方針について。（4）平成30年1月31日第3回特別委員会、①調査項目について担当部署からの聞き取り、②今後の山村留学に関する調査特別委員会の検討事項について。（5）平成30年2月20日第4回特別委員会、①今までの議論経過、②第1回定例会における山村留学に関する調査特別委員会報告について。3、調査研究の概要、本委員会は、これまで25年間にわたって行われてきた山村留学に関わる今後の運営について調査するもので、議長を除く10人で構成された委員会です。第4回定例会の前に、山村留学について町長及び教育長から今後も継続したい旨の意向が示されたことを受け、山村留学を継続するにあたってどのような課題点・問題点があるか、またこれまでの長年の教育的評価及び成果並びに仁宇布地区の地域づくり、そして美深町のまちづくりについての貢献・効果も調査したところです。計4回の特別委員会を開催し、以下の点について報告いたします。4、調査の目的、仁宇布小中学校の山村留学制度は、平成3年にスタートし、これまで小学校1年生から中学校3年生まで延べ324人を受け入れている。留学生の出身地は北海道から九州まで全国に広がっている。当初は里親制度として始まったが、その後ホスターホームの整備さらには親子住宅の整備を行い現在に至っている。しかしながら地域の人口減少と地元就学児童の減少があり、学校運営の将来性に大きな課題

が出てきた。加えて校舎の耐震診断調査の結果、平成21年度には現行建築基準に対し耐震性なしの判断が下されている。これを受けて町としても第5次総合計画で平成32年度に校舎の改築を計画している。校舎改築には多額の建設費が想定され、児童生徒数の減少と建設費の費用対効果や町民理解の希薄化があり、これらの課題、問題点を拾い上げて、将来の在り方を議会として調査することが目的である。

5、山村留学の検証と学校運営について。成果効果。山村留学によって、課題を抱えた子供達が大自然の中で身も心も健全な生活を取り戻した事例が数多くみられる。アンケート調査によると「人に対する不信感が地域の暖かさに触れて人を信頼できるようになった」「ホスターホームの生活で自立心が生まれた」「自分を認めてくれる人がいることで自信が持てるようになった」「小規模校ならではの教師の目の行き届いた教育を受けることができた」「将来自分の子供も山村留学を体験させたい」「山村留学生同士が結婚した」などの声が寄せられている。保護者のなかにも、それまで抱えてきた問題から解放されて健康的で明るい生活を取り戻されている家庭、家族がある。卒業生の中には、社会人となって美深町に就職されている方もいる。さらには、山村留学終了後も美深町に定住されている家庭があるなど、山村留学の成果として立証されていることは評価すべきである。課題点及び問題点、①地域住民の定住人口が年々減少し、仁宇布小中学校に通学する定住者の子弟が10年後何も対策を講じない場合2名となることから、地域の学校として運営するうえで児童生徒数の維持が重要であり、学校としての在り方に課題がある。また、山村留学制度を継続するための児童生徒確保対策の充実強化をいかに推進していくかが明確に示されていない。②山村留学制度を継続するためには概ね20名程度の児童生徒数が必要との考え方が教育委員会から示され、ホスターホーム・親子住宅が10室・10戸必要となり、現状では6室・6戸でそれぞれ4室・4戸の増設が必要で早期に整備に係る基本構想を示すべきである。また、ホスターホームの管理・指導体制も一定の方針が示されたが具体性に欠ける。③地域住民の減少による山村留学推進協議会の体制整備をいかに図っていくかが課題としてある。④これまでの美深町山村留学制度推進要綱により多額の財政補助がされてきたことへの美深小学校、中学校の保護者の不公平感情と町民の感情として山村留学制度への多大な財政投入に批判もあるが、学校があることによる地方交付税措置はされている。また、美深小学校、中学校が改修改築された経過から、仁宇布小中学校が耐震強化不足と認定され、改修改築の指導を国から受けている現状を見れば、逆に同じ町内の児童生徒として、教育環境の不公平があるのではないか。山村留学制度について町民に対し丁寧な説明と方針を示すべきである。⑤全国的に山村留学に取り組む地域、学校が減少傾向にあるが社会情勢や教育情勢の変化で課題を抱える児童生徒や家庭は増加傾向にあり、山村留学希望者は潜在的に多くいると思

われる。山村留学制度を継続したい意向がありながら、山村留学制度に特化した学校にしたいのか、山村留学制度もある地域の学校として存続させたいのか、教育委員会としての方針が見えない。⑥学校運営に関しては特認校制度やコミュニティ・スクール制度等の特徴ある学校方針を示すべきである。特に児童生徒確保として、仁宇布地区以外の児童生徒も入学できる特認校の制度の導入を研究すべきである。⑦全国的にも特色ある山村留学制度であるがPR活動が弱く、情報発信が十分に行われていない。町民に対しても、随時情報提供し山村留学制度の理解の醸成を図るべきである。⑧校舎の改修改築は、耐震強度不足が指摘されており喫緊の課題でありながら、改修改築の青写真すらも提案されないことは問題と捉えざるを得ない。今後、校舎建設の基本構想と財源確保の考え方について、第5次総合計画に沿って計画執行するのもしないのかの判断を早急に具体化すべきである。

6、地域の存続について。成果効果。学校関係者の家族による人口維持、チーズ工房等新規開業や就農者の参入、トロッコ王国美深による観光事業の展開や地場企画の事業展開も地道に行われている。さらに、株式会社SUBARUのテストコースが増設され年間を通じた研究開発が実現するなど、地域の相乗効果の要素が豊富な地域と言える。村上春樹の小説の舞台にもなっている地域として全国的にも知られている。集落があることによる職業の創出もある。冬の仕事、山林を核とした仕事についている住民や民宿100選に選ばれた民宿もある。仁宇布地域としても、地域に学校が存続、維持されてきたことにより活性化が図られ、学校行事に地域住民が関り協力する体制は、子供達の地域全体としての保護者意識を共有しており、他地域にはない特性である。これは学校がある地域の行政効果を象徴した地域と言え、学校の存在が地域の人口維持に多大な貢献をもたらしている。

課題点及び問題点、①学校があつての地域という意見がある一方、地域振興と学校存続は別問題であり、地域振興があつての学校存続を議論すべきという意見もあった。美深町の仁宇布地域として特色のあるPRを充実強化することが先決とする意見があつた。②今後のわが町の人口シミュレーションで2040年には3千人規模とされている中で、仁宇布地域の人口減少に歯止めを掛ける対策が急務である。③地域人口が減少することは学校運営に大きな影響を及ぼし、地域振興の情熱も弱くなる。核となる人材の育成と地域資源を活用した、これまでと違う視点の地域振興策を示すべきである。

只今申し上げた、今回の課題・問題点に対し、今後議会としては、対応策、解決策が町側、教育委員会からの具体的な方針を受けて、次の議論の場に俎上していきたいと考える。我が町にとって町民、地域が理解できる方向性を町側、教育委員会と議論を重ねて、まちづくりの観点から山村留学制度を議論しなければならないと考える。今後は、委員会としての協議から、議員個々の立場で議論すべく、本特別委員会は調査を終了することとしま



した。

以上申し上げまして、山村留学に関する調査特別委員会の報告と致します。

○議長（倉兼政彦君） 委員長から報告がありました。本特別委員会は議長を除く全議員で構成されておりますので、質疑討論を省略し委員長報告をもって報告済みと致します。

---

◎日程第17 報告第2号 委員会報告 平成29年度 議会広報特別委員会報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 報告第2号 平成29年度議会広報特別委員会報告でありますけれども、本件はお手元に配布の報告書をもって調査終了の報告済みと致します。

---

◎日程第18 報告第3号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告  
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 報告第3号を議題と致します。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果について報告を頂きます。

まず、総務住民常任委員長。齊藤君。

○9番（齊藤和信君） それでは所管事務調査報告を致します。本委員会は下記の事項について閉会中の所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告を致します。調査項目について。町内の医療機関の運営状況と課題について。①厚生病院の運営状況と課題について。②町内の開業医の利用状況について。③開業医誘致の考え方について。日時は1月30日聞き取り調査を行いました。調査の目的と致しましては高齢化が進む中、医療体制の充実が重要である。公的医療機関として厚生病院があるが町民にとって民間医療機関も身近な掛かり付け医として維持存続が必要と考えて調査をするものであります。調査の内容におきましては、ここに記事しているように厚生病院運営状況については年度別利用人数及び収支状況については次の表となり外来利用人数は年々減少傾向にあり入院の一日平均利用人数は40人前後と推移していると。平成29年10月から介護療養病床12床を休止し一般病床52床の一般病棟として運営の改善を図っているが医療収益の減や派遣医師等に係る経費など改善すべき点が多く残されている。病院職員、医師・看護師の患者との接遇改善に関する取り組みは、アンケート及び接遇研修等を開催し、改善に向け努力しているということでもあります。続きまして町内の開業医の利用状況についてですけれども、平成28年度町内医療機関の外来数は2万人余りであり、内75%が厚生病院

であり残り25%が開業医となっており患者数の減少傾向にあると。各種健診や予防接種さらに恩根内診療所の開設など開業医への依存するところは大きく町内における開業医の必要性は高い。開業医誘致の考え方。基本的な考え方は「町内の地域医療体制を守るため、開業医を確保する」ことであり、基幹病院の厚生病院はもとより開業医の重要性も大きく、地方医師不足を踏まえ有効な医師確保に向けた誘致に関する条例制度の整備が必要である。まとめと致しましては、厚生病院の運営状況につきましては美深厚生病院の外来・入院患者の減少の原因については人口減少も一因と考えられるが町外医療機関への受診動向も大きな要因としてあげられるのではないかと。軽度な患者が他の医療機関で受診することなく一次医療圏の厚生病院としての役割を果たすように取り組むことが望ましいと考える。その為には常勤医師2名を早急に確保し町民とのコミュニケーションを重視し相互理解を深めていく必要がある。さらに厚生病院の職員、医師・看護師等の接遇改善を継続し患者との信頼関係を回復するために、より積極的な取り組みを行い職員の意識向上を図っていくことが必要と思われる。次に町内の開業医利用状況について。外来患者数については、平成24年度以降減少が続いている状況にある。要因として人口減少、専門医医療機関への転院、高齢による入院、施設の老朽化、処方日数の長期化により通院回数の減少が上げられる。厳しい状況ではあるが地域における「かかりつけ医」として町民に信頼される医療機関は地域基幹病院である厚生病院とともに、重要な医療機関である。地域における医療機関の重要性からも開業医への維持存続に向けた方策が地域医療を守るべく施策を早急に検討すべきである。開業医誘致の考え方については、町の基本的な考え方には「町内の地域医療体制を守るため、開業医を確保する」ことが必要と示されている。将来に向けた地域医療を守るため、医療機関の維持、医師確保が必要不可欠であり開業医を誘致するための制度として、近隣市町村の開業医誘致条例等を上回る魅力ある条例の整備が必要である。併せて美深町企業立地促進条例との関りを考慮し、より手厚い条例制定を目指していくことが必要と考える。以上まとめを報告して終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 本委員会は下記の事項について閉会長という印刷になっておりますが閉会中の間違いだと思しますので字句修正をお願いします。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。それでは次、産業教育常任委員長。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 所管事務調査報告 産業教育常任委員会 本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。記、

調査事項、美深農業の現状と課題 新規就農について。調査内容、基幹産業である農業の後継者育成及び新規の農業政策を立ち上げる中で農産品の付加価値や品質向上への環境を整えているが、こうした取り組みが新規就農にどのような影響を与えているか調査する。調査方法、聞き取り調査。調査日、平成30年2月26日。調査のまとめ、認定農業者の戸数は124戸であるが10年後は87戸を試算している。また5年後の要集積は経営面積の23%にあたる873.58haを見込んでいる。平成28年度に耕作放棄地はゼロになったが、今後の美深農業を考える時、再び耕作放棄地の発生が危惧される。美深農業は農家の減少に伴い大規模化、法人化が必要であるが農家は後継者がいないこと及び現状維持などを理由として、投資的経営を考えていない状況にある。このことは新規参入農家についてもこうした心配が予想される。「がんばる美深農業」は土づくりや品質向上を目指し、長期的には所得向上、経営安定に結び付ける制度であるが、3年間の時限政策であり予算規模も小さいものである。美深農業の大規模化、法人化を方針とするなら制度の規模拡大と継続が望まれる。新規就農者は平成6年の条例制定後、13件の受け入れがある。人口減少、高齢化、自営農業の後継者不足に伴い、農業人口が減少する課題があり企業立地促進条例を活用した法人経営の農業なども模索する必要がある。農業と認定するに至らない規模でも、自給自足プラス営農を含めた農業経営の在り方考える人たちに対応することも考える必要がある。無加温ハウス野菜栽培を始め、年間を通した農産物生産が不可能な時代から可能な環境となった。JAなど大きな市場への展開のほか、小規模で町内需要も視野に入れた季節野菜の栽培を取り組む農家の支援など、基本的な農業の基準を理解しつつもこれからの農業の在り方について考える必要がある。このことは農産品の価値も高く消費者の需要もあることから、地域資源を有効活用する視点で積極的に取り組むことが必要である。人材育成に関しては農業後継者育成推進協議会や担い手育成総合支援協議会において道内の研修機会を提供しているほか、農業支援塾においても管内視察研修を実施し、研鑽が図られている。以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 委員長報告が終わりましたけれども質疑はございますか。ありませんね。以上で両常任委員長の報告を終わりと致します。

---

◎日程第19 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 休会日の決定の件を議題と致します。お諮りを致します。議案調査、一般質問調整のため3日から11日までの9日間を休会したいと思います。そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって3日から11日までの9日間を休会とすることに決定を致しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会と致します。どうもご苦勞様でした。

散会 午後3時36分





平成30年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第2号（平成30年3月12日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1 番 小 口 英 治 君  | 2 番 長 岐 和 彦 君 |
| 3 番 和 田 健 君    | 4 番 中 野 勇 治 君 |
| 5 番 荒 川 賢 一 君  | 6 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 7 番 岩 崎 泰 好 君  | 8 番 諸 岡 勇 君   |
| 9 番 齊 藤 和 信 君  | 10 番 南 和 博 君  |
| 11 番 倉 兼 政 彦 君 |               |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 口 信 夫 君                 | 副 町 長 今 泉 和 司 君               |
| 総 務 課 長 渡 辺 英 行 君             | 住 民 生 活 課 長 川 端 秀 司 君         |
| 保 健 福 祉 課 長 望 月 清 貴 君         | 農 務 課 長 草 野 孝 治 君             |
| 建 設 水 道 課 長 杉 本 力 君           | 会 計 管 理 者 政 岡 英 司 君           |
| 総 務 グ ル ー プ 主 幹 小 林 一 仙 君     | 企 画 グ ル ー プ 主 幹 中 江 勝 規 君     |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 後 藤 裕 幸 君 | 税 務 グ ル ー プ 主 幹 山 崎 義 典 君     |
| 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 小 野 勇 二 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 桜 木 健 一 君     |
| 建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 中 林 秀 文 君 | 水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 南 坂 陽 子 君 |

◎教育委員会

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 教 育 長 石 田 政 充 君 | 教 育 次 長 玉 置 一 広 君 |
|-----------------|-------------------|

教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君      幼児センター長 藤 原 裕 子 君

◎農業委員会

農業委員会会長 外 崎 敬 雄 君      事務局 長 草 野 孝 治 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本      守 君      事務局 長 羽 野 保 則 君

◎議会事務局

事務局 長 羽 野 保 則 君      事務局 係 長 神 野 勝 彦 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませす。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告を致します。定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は小口議員ほか3名です。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言の時間は30分と致します。それでは通告の順序にしたがって発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 一般質問を始める前に東日本大震災において尊い命を奪われた22,000人以上の方々のご冥福を改めてお祈りいたします。それでは一般質問を始めさせていただきます。項目、社会福祉、件名 高齢者福祉について、質問の要旨を申し上げます。①緊急通報装置設置事業で保有数における稼働率が低い、単に要望がないのかハードルが高いのかその要因と課題を伺います。②安全運転サポート車に補助をしている自治体があるなか当町においても高齢者安全対策としての補助制度は考えられないかを伺います。③高齢者の見守りに関し民間でのサービス事業も充実してきているなか当町においては民生委員を中心に活動されている。又、郵便局、北海道新聞販売店等にも協力いただき協定を結んでいる。最近行方不明者の防災情報端末機による情報提供が発信されたがプライバシー保護の観点と緊急性の観点からの取り扱いについての考えを伺うものであります。真ん中の2番目のサポート車は1番と3番が繋がりますので最後になると思いますがよろしく願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から高齢者の福祉について3点のご質問を頂いたところでございます。先の通告の順序に従いましてご答弁を申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。まず1点目の緊急通報装置設置事業についての答弁であ

りますけれども、町で保有しております緊急通報装置は100台であります。その中で現在61台を設置している状況であります。ご質問で稼働率が低いのではないかと、更に設置においては地域包括センターの方から民生委員、ケアマネージャー、介護ヘルパーなどからのそれぞれの情報を受けながら必要と思われる世帯に適切に配置している状況であります。余裕を持った台数を保有している状況でありますけれども、これについてはご理解頂いておきたいと思っております。又、高齢者や重度身体障がい者世帯など一定の設置基準はありますけれども対象となるこれらの世帯には積極的に推奨をしながら助言等を行って設置している状況でございます。ハードルが高いという1つの考え方があるわけでありまして、ハードルが高いというような我々の認識は持っていないところであります。今後においても関係機関で連携するなかで必要な世帯への設置を進めて参りたいと考えておるわけでありまして。次に2つ目でありまして安全運転サポート車への補助等でございます。特に高齢者に推奨されております、自動ブレーキなどの安全装置を搭載して車の購入に対するものと思っておりますけれども自動ブレーキ等の安全運転サポートシステムは高齢者運転に限らず、全ての運転者の交通事故防止等にするためのものと考えているわけであり今後ほぼ全ての乗用車に標準装備、又はオプション設定されるものと考えておりますので特にこれらに補助を行う考えは今のところ持っておりません。更に高齢者の見守り情報提供等の取り扱いについての3点目のご質問を頂いたところでありますけれども、ご承知の通り当町では民生委員のみなさんも訪問活動を行うなど積極的にこれらについてはご協力頂いているところでございます。また民間業者等の間でも現在までに郵便局さらには北海道新聞の販売店さらにはコープさっぽろ、セブンイレブンジャパンとの協定等を締結しておりまして、見守り活動を充実しているところでございます。次に防災情報端末による情報提供の取り扱いの考え方でありまして、ご質問の行方不明者に関する情報発信は昨年12月18日に発信をいたしました高齢者の捜索に関するものと思われるわけでありましてこの際の情報提供ではご家族の希望に配慮し氏名などの個人を特定できる情報を伏せて美深警察署が発信したということをもつてご理解を頂きたいと思っております。一般的に防災情報端末を利用して情報を発信する場合は使用申請者以外の個人情報が含まれる場合やプライバシーの侵害がある又は侵害する恐れがある場合に使用しない、言ってみれば許可しないこととしておりますが、災害や事件など人命、身体および財産の保護に緊急を要する場合など例外もありますので、それぞれ状況に応じで判断し取り扱って参りたいと思っております。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 緊急通報装置のハードルは決して高くはないというご答弁があり

ましたけれども、説明の通り100台用意してあって28年度は80台の運用で行っているというような報告は聞いておりますけれども、その中で80台運用というのは稼働するという意味の80台、予備も含めて稼働できる状態が80台ということですか。実際やっているのは62台、29年度は61台で推移しているようですけれども、これは24年から見ますと、この緊急通報装置24年がちょっと多くて80台、25年が78台、後は60台で現在に至っている状況があると思います。そこで私は簡単に言えば、これだけの台数があるのでしたら独居のみならず高齢者の身体的障がいのある方等にまんどに設置すべきではないかという考えなのです。色々、そういうような方にも聞いてみますと、ちょっと面倒くさがっているのか民生委員さんが積極的に付けたらいいのではないですかとか、そういうような話も説明もあまり聞かないというものですからそこら辺のハードルが私なりに考えとしては少し高いのではないかと。台数が限られていて大変だと言うのであれば、そういうことも私は理解できるのですが、80台すぐ稼働できる中で去年61台ですからまだ19台あるわけですよ。少しでも有効利用をして頂きたいと私は思いますが改めてもう一度町長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全体で100台あって予備もあり、稼働80台さらには昨年の数字で行くと61台ということでございます。一人暮らし世帯で申し上げますと49世帯、さらに2人暮らしの高齢者だとか障がい者、要介護、要支援これらでは12世帯ほど計61世帯、中には障がいの部分も含んでいますけれどもこういう状況でございます。先程、議員さんがおっしゃられておりました予備があるのだから、もっと積極的にということのようでもありますけれどもハードルが高いという認識はしていないのですが今言ったような概ね65歳で高齢者、緊急を要する重度の身体障がい者だとか、こういう方に更には1人暮らしの方で重度の方、生命の危険をする方々こういう方々に付けて頂いているのですが客観的に必要性を認めて、本人の自覚がないといえますかそのように伺っているような状況であります。本人もどちらかという希望しないというような方がいるのかなとそのように思っております。本人が希望する等々であれば我々も一生懸命、それに越したことはないわけでもありますけれども予備もありますので我々はハードルが高いのだという認識で抑えているわけではありません。決して拒んだりしている訳でもございませんし、それはそれで希望があれば一生懸命対応して参りたいと思います。決してハードルが高いのではないかというようなご指摘には当たらないのかな。希望があれば積極的にというか関係機関等々と対応してまいりたいとこのように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。



○1番（小口英治君） 希望があればと言いますが、折角何度も言いますが積極的にそういう機器があるわけですから民生員を通じて積極的にこういうものがありまして火災報知器も付いているしガスの報知器もあると非常の時はボタンを1つ押せば消防に直接つながるのだというような説明をすればちゃんとわかると思うわけです。それを私は民生委員を中心にしていますけれども、そこら辺の啓発がちょっと足りないのではないかということで町長答弁でしたら言うてくれば付きますよと言うようなことではなくて積極的にもう少しそのような該当者のお宅に訪問して、どうですかという働きかけをすべきではないですかという僕の意見なのですがそれに対してはどうですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 関係機関、民生委員含めてその辺のことは十分やって頂いているという認識の上にならご答弁申し上げているところです。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 私はその認識とはちょっと違いますのであえて言っていますけれども今、国の方ではこれに絡めて最近の話かもしれませんけれども、これは平成29年3月に国の方の総務省消防庁からの各都道府県に送られている文章ですけれどもネット119緊急通報システムの導入についてということで各都道府県に文章が出ていますけれどもこれは会話等が不自由な聴覚、言語障害の方の専門の緊急通報装置らしいです。ですから、段々このような通報装置も美深の機器がこれからもどうなっていくかちょっとわかりませんが、そのような力を国でも入れているわけですから美深もこのようなことも当然不自由な方に対しての装置ですね。それも近い将来そのようになると私は思っています。ですから色々機器の更新だとかも出てくるだろうと思いますけれども、あえて今から簡単に機械の整備を上手く使えるようにして頂きたいと思いますが、美深でやっているペンダント式の通報装置、ワイヤレスのペンダント式。これも外出時は押せばいいと私も簡単に思っていたのですが、これは建物だとか状態で家から出たら2、30メートルで、押しても効かないというような状況があるわけですから、この見守りと言っても1回家から出てしまふとなかなか見守りも大変だなと改めて感じておりますけれども今これから飛んで3番目に入っていきますけれども局の見守り体制ですとかそういうようなことにも絡めて、また別にしますけれども、ただ外出した時は本当に連絡のしようがないと思うのですよ。新しい機器でないと、今の町で置いている防災端末機、緊急通報ですか緊急通報装置はペンダント式と自宅においてあっても一歩踏み入れて、建物の電波の届きづらいところにもしくは居て体に異変があった時に押しても繋がらないわけです、現実問題。ですからそこら辺も含めて再構築のことも色々近郊の自治体では色々なこともやっているようすけれ

ども、そこも含めてその考えだけをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭で申し上げましたけれども全体で100台あると、そして稼働が61台であると、したがって余裕はあるのだということを申し上げております。そして付ける、利用して頂くのも積極的に利用して頂いているという認識に立っております。したがって我々は拒んだりしているわけでは全くありませんので、民生委員等々とも積極的にやられているという認識に立っておりますけれども、そういうことがあるのだとすればより利用されるように予備も十分でありますので利用していただければと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） それでは冒頭に言いましたように、繋がりがあるものですからサポート車は後に置いておいて③の同じ見守りに対しての質問をさせていただきますけれども、私も最近郵便局の見守りサービスというものを新聞で見まして美深町も確か郵便局株式会社と協定を結んでいるなというような認識はあったのですが踏み込んだ協定といいますか郵便局と言え、企業ですから事細かくは言いたくはありませんけれども今現在、結んでいる協定書という中にちょっと見せてもらうと見守りに関することを高齢者、障がい者その他の異変に気付いた時の場合の提供だとか一般的なことですよね、町で協定を結んでいる。具体的にこれをやるという、踏み出したようなことは協定には結んでいないというのが私の理解ですし免責状況の中では、ちょっと読ませていただきますけれども町で結んでいる第4条ですけれども第2条の規定による協力した場合および協力した場合のいずれにおいてもその責任を負わないものとする、あくまでもこれは協力だというような協定書だと思います。そこで郵便局の方も私もお聞きしましたら町長ももちろんご存知だと思いますけれども見守りサービスは3種類くらいあって、訪問するとか電話で毎日確認するだとか何か異常を感じた時は提携の警備会社を通じてすぐ安否確認をするというような三本柱みたいな感じですがけれども、これは訪問サービスを実施、この郵便局も訪問サービスをしているのは全国で5自治体があるそうです。そしてふるさと納税でそういうようなことを使っているということも全国の自治体では17自治体があるというような局の方からの聞き取りで分かっています。それと町内にもそういう方がいるのですかというような質問をしましたら、遠隔地に息子さんがいて美深の方でお年寄りがいてちょっと不安だからということで直接契約を結んでいる方も数件あるようにお聞きしました。そこでそういうような協力体制ではなくて具体的にこういうような、民間ですけれどもそういうことをやっているわけですからそれを利用する方は、金額もすごく安いですから町で半分補助すると

か色々考えはありますけれども見守りに対しての先程から言っている緊急通報や何かも含めてそこら辺の考え方というかシフトするのかなど、これも結構充実していますし単面的には安いしこれからの将来を考えれば今までの従来の端末機が良いのかということもこれからの課題が出てくるのかなと思いますけれども、そこら辺の判断というか考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も少し申し上げたのですが、民間の協力を得ながら見守り活動等々を実施させていただいております。ただそれぞれ協定を結んでいる段階でありますけれども現実にその協定がどのくらいあるのか、協定で対応しているのはどのくらいあるのかというと今のところまだそういうものが出てきていないのが事実でありますけれども、今後郵便局だけではなくて、他の新聞店さんとか更にはコープとかセブンイレブン等々でも見守り活動が積極的に実施されるのかなと思っておりますのでその辺の今後の成り行き更には活動の状況を見ながら今のところ実績等々がない状態でありますけれどもそれらについて今後常に郵便局さん更には道新さん、新聞店さんあたりは配達の時等々で訪問されるわけですから何かあれば情報を頂くようなことも、努めながら努力して参ればいいなと思っております。更にこの他にまだ今後出てくる要素もありますのでその辺のことについても、うちとしても積極的にそれらの部分については対応していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 今、例を出しましたが、よその自治体ではふるさと納税にそういうようなことも含めてやっている自治体もあるということで今紹介したのですけれども、美深町も返礼品の物品をお返しするだけではなくて、このような今課題になっている質問の趣旨にのっているこのようなこともふるさと納税に対してソフト事業としてそのような取り扱いも是非考えてほしいなと考えておりますけれども、そういうようなことに関してはソフト面に対してふるさと納税とかをやっているところがあるわけですから美深町はどのような感じでやっておられるかちょっとお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程から申し上げているわけですが、今のところ実績等々についてはないわけではありますが今言われましたふるさと納税の返礼的な扱いとしてこういうこともできますよという1つの提案ごともありますので、これについては今後とも色々相談をしながら考えていく1つの検討課題にはなってくるのかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） それではちょっと前後しましたけれども安全運転サポート車についてお聞きしたいと思います。これは国立社会保障人口問題研究所の人口想定ですけれども2020年には60歳以上が287人で高齢人口割合が39.9%と大体40%ぐらいになっていくという想定です。それから10年経つと40%は突破するというような統計が出ていますが、そこで美深町の高齢者はどれぐらいいるのかなと思いましたが、これは警察からの資料ですけれども免許を持っている方は、29年度の60歳以上が280、65歳以上が318と60歳以上から75歳以上までで818名いるというような美深警察署管内の数字です。それで返納者はどれぐらいいるのですかとお聞きしたところ、年代別まではわからなかったのですが29年で15人、高齢者の方が免許証を返納しているそうです。そこでこの高齢者の運転の事故はブレーキの踏み間違いだとか連日連夜、美深では幸いそういうことはあまり聞かないですけれど、日本全国では本当にニュースにならない日がないくらい出ています。それでつい最近の新聞に、これは日高管内の浦河町ですけれど安全運転サポート車とは何だろうと私も初めは思いました。調べてみると1番はじめに開発したのが我が町のSUBARUの会社が1番はじめに日本で最初にこのような自動運転衝突被害軽減ブレーキですとか、自動ブレーキだとか色々安全性能に優れた車を発売したそうですが、話を戻しますが浦河町においてはそういうような車を買った方には、これは年寄りだからということではないみたいですが5万円を補助すると、サポート車を買った方には。SUBARU車も美深で工場が誘致して稼働しているわけですから、補助は12万円ほど補助しているのも知っていますけれども私が思うのですが、話は変わりますが昔民主党時代に国会議員の連舫さんが事業仕分けの時に1番でないと駄目なのですかというような質問があったと思いますけれども、私はこの町にSUBARUの工場があるということ、現実としてあるわけですから、あえてここは他の自治体に負けないくらいに1番を目指したいと気持ちの中では思っています。折角、去年は30数億の大きな資金をかけて頂いてテストコースを作って頂きました。ですから私はこのような情報等がある場合は、もう北海道には美深町のSUBARUだと、年寄りの安全運転にも協力しているのだというようなことをやって頂きたいと思っているのですが町長の考えをちょっとお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 安全運転のサポート車ということについてご質問を頂いているわけですが中身を色々言われておりますが安全運転のサポート車と言われる部分については、1つが自動ブレーキこれは衝突防止の部分、更にはペダルの踏み違い、加速の緊急装置、更には車線の逸脱、はみだし防止等々かなと、更には先進の遠目近目の全自動の切り替えなど、こういうものがサポート車と言われる部分かなと、こう思っておりますけ

れども国道交通省だとか産業省の状況を聞きますと2020年くらいでほぼ自動車メーカー9割程度、新車にはこのサポートが装備されるというような状況と伺っておるような状況もあります。2015年の数字でありますけれども、普及率が大体50%というような状況かなと思っております。過去の我が町の事故の状況だとか運転免許の返納等々についても若干のお話がありましたけれども、私の抑えている数字で申し上げますと美深町で過去3年、これは28年度でありましたけれど1件あったと伺っております。更には免許の返納関係でありますけれども65歳の高齢者の返納は27年度で8件、28年度は10件、29年度で11件というような数字を聞かされている状況でございます。議員さんの言われた数字と少し食い違いがあるかもしれませんが、私どもの抑えている数字はそのような状況でございます。SUBARUの町ということは、言われる通りであります。SUBARUの工場があるわけではなくてテストコースがあるということでご理解を頂きたいと思っております。はじめに工場とテストコースを間違えられたかなと思っておりましたけれど、そのようなことであります。しかしながらSUBARUの新車を購入する時には5%と言いますか12万を限度として、今対応している状況であります。このようなことも含めてSUBARUが一番進んでいるかどうかはちょっと抑えきれませんが、一定の補助制度もあるのだということも大枠で抑えて頂きながら今、安全運転サポート車に対して他のどこかの町が先程言われましたように道内でもあるということはわかっておりますけれども、あえてこれ以上の補助ということについてはいかななものかなと感じているところです。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） サポート車は以上で終了しますけれども1点だけ、ちょっと元に戻って申し訳ないのですが行方不明者の防災端末のことで、ちょっと緊張して質問そびれたのでお願いしたいのですが、防災で流れて警察からの発信元だという説明があったのですが、ちょっと思いつくままかもしれませんが、私は全部総務課で管理しているのではないかなという認識ですからそれをまず確認したいことと、やはり民生委員の方数人から民生委員会議が月に1回ある中でこの取り扱いは非常に不満を持っていると。せめて民生委員の該当のところだけでも男性か女性か年齢かだとかそのような情報等を民生委員も守秘義務があるわけですから是非流して頂かないと、どこか雲をつかむような話でもしか自分の該当の自治会にいたら大変だということで全部65歳の以上のところに電話をかけたという方もおられました。これはやはり私もその防災を見て、美深町内のことだというのは間違いないのでしょうけれども、何かおかしいなという感じは思っていました。民生委員の方が何人がうちにみえられて、そのお話を聞いてそのようなことでは大変だというこ



とで民生委員会議でもそのような話はしたそうで町長もわかっているとは思いますがけれども、そこら辺の本当にプライバシー保護と書きましたけれども本当に難しい面もあるとは思いますがけれどもある程度、その要職というか絶えず言っているような民生委員の方には情報ぐらい与えてあげないと本当にかえって情報を出したのために混乱するということが十分考えられますのでその考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 若干、そのような苦情と言いますかそのようなものを頂いた経過があるということは私も認識しているわけでありまして。しかしながら、それは一般の方々の話しでありまして、民生委員さんがそのような話、情報がほしいのだということであれば民生委員の事務局等もそして我々等の方にも情報があればある程度の情報が流すことができるのかな。この地域、うちの担当区域でどうでしょうかというような情報があれば出すことができるのかなと、こういう細かなやり取りがただ公の前で一般論として言うわけではなくて、もう少し細かなやり取りがあって、しかるべきかなと思っております。先程警察の扱いがこうですからと保護者と言いますか身内と言いますかそういうやり取りということで、こうだからこのような扱いになっていますということを申し上げたのですが総務課で知っているだろうと、総務課で流しているというか警察署と言いながら役場でやっておるわけでありまして。それは認識しております。しかし取り扱い的にはそういうことであつたということをございます。尚、終わってからも回数の件については見つかりましたという情報を流しているわけですのでご理解を頂きたいなと思っておりますけれども、先程言いましたように民生委員さんの自分の区域内であるとすれば色々気になる場合があつたとすれば、もう少しやり方とか密に連携を取り合う必要があるのかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） それでは今の答弁の確認ですが、これからもそのような事案が恐らく想定されますので、そのような時には民生委員の方が、いないのですか。うちの自治会ではないのですね。というような問い合わせが役場に合った場合には、云々このような方でお宅の自治会です。とか自治会ではないところの方ですとか、そのような情報を発信するということが理解してよろしいですね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一概にそう捉えられてしまうと、またこれは非常に困るのですが、ケースバイケースによって出せるものは出したいと、こういうことをございます。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 私は、ケースバイケースはわかりますけれども、どういったケースバイケースかあえて聞きたいぐらいの気持ちでおりますけれども、やはりこれは人命に関わることでですからね、行方不明で。そのような情報を流して少しでも早く見つけ出そうというようなことで情報を流すわけですよ。手がかりも何も得られない情報はかえって混乱を招くだけです。ですから私が今言ったのは該当の民生委員が、もしくはうちの地区におられますかと、そうしたら役場の方で違いますよと、それだけでもいいですけどもそのような返答はやはり当然すべきだということでケースバイケースだと全く言わないということにも成りかねないのでその確認をお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） そのケースバイケースという部分を非常に悪く言うと言い方が悪いですが、ぎりぎりのところではなくてそれは言える範囲は教えますよということを行っているつもりおります。例えば情報時に事件性だとか色々なことが心配される場合等々については、これは言わないで下さいと言われる部分もあるわけでありますから、その辺はケースバイケースということをお願いしているつもりで、言えることは言いますよということを行っています。

○1番（小口英治君） はい、一般質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で小口君の質問を終わります。

次、2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 冒頭、私からも先の東日本大震災で犠牲になられた方に対するご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様へのお見舞いを申し上げますと思います。

私は、産業の項目からチョウザメ事業の項目について一般質問をしたいと思います。質問通告をしておりますので読み上げます。美深町はチョウザメを地域資源として雇用の創出、新産業の構築、観光振興、人材育成、移住定住を一体的に進めるとしています。創業者である町長はどのようなプランを持って事業に取り組もうとされているのか伺います。1つ目に事業展開方針において事業が確立されたと判断できた場合は会社等に事業を継承するとされていますが、行政主導で事業＝ビジネスが確立できるとする根拠は何でしょうか。2つ目、事業の継承先として株式会社美深振興公社を挙げた理由、および新たな公社的組織を設立する案とはどのような組織形態を想定しているのでしょうか。また公社への継承以外の方法を検討した経緯はあるのでしょうか。3つ目、雇用の創出を図るとされていますが想定される雇用者数はどのくらいの期待値でしょうか。4つ目、安定生産の体制が整った段階で産業総合研究事業を立ち上げ農業、林業、商工業など既存産業との連携により新たな産業の構築を模索するとしています。どのような構想なのでしょう。回答頂きます

てから再質問させて頂きたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、長岐議員からチョウザメ養殖事業に関する事業展開等々について4点のご質問を頂いたところでございます。通告のありました順序に従いましてお答えをしたいと思います。はじめにチョウザメ事業についてでありますけれども行政主導で推進するなかで事業が確立できたと判断する根拠はこういうことでもありますけれども、これまで説明申し上げてきている通りでありましてチョウザメ事業については魚肉だけでは採算が難しい状況にあり、主体となるキャビア生産が販売されてははじめ収益が見込めてくるのかなと思っております。基本的には収支が黒字になることが必要であると考えておるわけでありまして。また事業の確立については現状飼育しているチョウザメと継続的に毎年繰り返して孵化をする数を5千匹として育成するための経費、さらに出荷できるチョウザメの魚肉、キャビアによる収益をそれぞれ試算しながらこれを根拠としているわけでありまして。そのため当面は飼育技術や品質の向上を図りながら事業を進めキャビアなどが安定的に生産できるよう努力をして参りたいと考えておるわけでありまして。2つ目の事業確立後の継承先でありますけれども現在想像できるのはこの間チョウザメの育成に携わって参り更には料理なども提供している株式会社美深振興公社であります。公社が担うということで同業他社への販売取引がスムーズに進むものと考えられるところであり、すでにチョウザメ育成の知名度が比較的高い状況にあるかなと考えております。しかし一方でチョウザメの育成と販売を専門的に担う新たな公社の設立による運営も視野に入れているところでございまして今後の検討課題の1つであると認識をしております。また公社以外の方法を検討しているかのご質問でありますけれども、このチョウザメの育成には北海道大学や道立総合研究機構などとの連携を構築しながら協力を得る中で孵化、飼育技術を多く蓄積してきておまして、また今後もこの研究によって新しい技術の確立なども見込める中でこれらの知的財産をしっかりと行政として管理をしながら守っていくために行政も権限を有する第三セクターとの組織を吸収したいとこのように考えているところであります。3つ目にはチョウザメの推進にかかる今後の雇用者等々の数字でありますけれども、すでに本事業において2人の雇用を発生させて頂いておるわけでありまして。更に新たな施設の建設によって2人の雇用を更に見込んでおる状況であります。その後のチョウザメの孵化や飼育管理などが順調にいき更にはチョウザメ数が計画通り増加していく時点で雄雌、種類の判別作業であるとかチョウザメ加工作業などの業務が増えることから考えてパートを含めて雇用拡大をしていくことになると見込んでおるところでございまして。4番目に、最後でありますけれども総合研究事業についての質問でありますけれどもチョウザメを核と

した町づくりを進めるにあたってチョウザメ産業が確立した段階において既存の産業、言ってみれば農業、林業、商工業さらには観光などと連携をして更なる美深町のPRを進める必要があると認識をしているわけであります。チョウザメの事業化にあたっては当初から、産学官連携の協議の中でチョウザメを1つの資源として地域全体の進行度を図っていくのが大きな目標であり、チョウザメと他産業との連携や新産業の構築のノウハウなどを参考に美深町全体の産業の底上げにつながるものとして取り組んでいこうとするものであります。長期的な視野にたつて町内産業の活性化を図っていくものでありまして、まずはチョウザメ産業の確立に向けて魚肉およびキャビアの安定的な生産販売を進めて行きたいと考えております。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 回答頂きました。想定内の回答であります。行政主導で事業ができるのはなぜですかと、そこを聞きました。事業形態については散々聞いていますから。何を作って何を売ってということはわかっております。そのことを何故、行政主導ですのでかということを知っているのです。行政主導でいいのだというその根拠について、商売の方法ではなく根拠についてもう一度伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 率直に申し上げてチョウザメ事業収支が今の段階と申しますか当初の段階で収支が取れないわけでありますから行政主導で町の事業として投資型の事業として先行してやらなければならないという認識でございます。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） まず、チョウザメ振興室がおかれまして。このチョウザメ振興室というのは行政主導の軸となると考えていいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今までのことを言われているのか、今後のことを言われているのかちょっと抑えきれなかったのですが軸と言いますか指導的と言いますか連携して参りたいとこのように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 連携と言うのは、第三者がいての連携だと思うのですが行政主導なのですよね。何と連携するのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 民間だとか第三セクターだとかそういうものも諸々あるわけですから、やっている部分もあるわけですから、その辺の連携、今までの推進室のことを言っ

ているのか今後のことを言っているのかちょっと掴み切れないので、今そのような答弁をさせて頂いたところです。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 町長が個人的に評価あるいは参考にできる行政主導の事例を何かありましたら是非聞いてみたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的には申し上げませんが多くは行政主導で我が町の行政が進めておると考えておるわけでありませう。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君に申し上げますが一般質問と質疑は違いますので、その趣旨を捉えて一般質問を行って下さい。

長岐君。

○2番（長岐和彦君） そういう趣旨で申しております。事業が計画通りに乗らない苦しい経営が続いて赤字であっても税金で補填をするという前提があって産業創出、雇用創出、地域活性化の名の下、事業を継続させていくその為に行政主導が必要だというような認識で聞こえるのですがそういうことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと抑えきれておりませうので、質問の趣旨がちょっとわからないのでもう一度お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 赤字になった場合に税金で補填ができる、行政主導の場合には結局はそこに帰結するのではないかと思うのですがそういう趣旨での行政主導ということですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） はじめからそう言われてしまうと、そういう観点ではかかってはいなくて、なるべく長い間、時間はかかりますけれども何とか黒字にする努力をしながら進めて、はじめから補填をするとかそういう考え、冒頭からこれはなかなか採算が取れないのでキャビア生産に結びつくまでに行政主導で進めて参りたいというように答弁しているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 平成28年5月25日全員協議会の際に、事業展開の方針の資料が配布されました。この際に当面赤字が見込まれるということでありませう。今聞きましたのは事業開始をして経営が軌道に乗るまでの間、行政主導であって安定したら公社に移行



するという考えですよね。つまり行政主導から公社に移行していくよと、ずっと行政ではなくどこかで行政主導は離れる。そういうことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政から離れるわけではありませんけれども、行政主導というか当面は行政で引っ張っていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 2番に関する質問であります。現在のびふか温泉の経営について伺ってみたいと思います。平成28年度経営収益について1つ目には平成26年の源泉ポンプ事故以来、温泉利用者が減少しているということと2つ目に施設の老朽化による修繕の経費が恒常化しているということ3つ目にチョウザメ施設の油汚染事故による商品化への影響が出たということ、結果的売りに大きな落ち込みが出た。その結果全体で1,200万近く超える金額の損失がでましたということであります。町長は社長なのですがこの経営の状況をどのように感じていらっしゃいますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 通告にないものでありますけれども温泉経営の赤字のことも少し言われましたが今議員がご指摘にあった部分は大体そういうことかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 振興公社に関してなのですが行政執行方針の中でサービスの向上を重点に運営体制が改善されるよう指導強化を進めるというようにおっしゃっています。誰から指導を受けることになるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 誰からって、それこそ行政的に担当の方を含めて指導を受けて指導させていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 温泉の経営、サービス業ですけれども行政の立場から指導するわけですから、改善に向けて。民間のどこかの会社、サービス関係に詳しいところから講師を派遣するというのではなく、そこに職員を派遣するわけでもなく行政が指導体制を強めて職員の改善にあたるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君に申し上げますが振興公社の運営の部分とチョウザメの部分、この辺の連携の部分についての質問に限って下さい。通告の順序がありますので。

長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今の②番に関しては、美深振興公社を継承先として挙げておりま

す。その継承先として挙げた振興公社の現状の認識について確認をとっております。そういう意味で先程、平成28年度の経営について状況を言いました。通告なしに関係なくこれは継承先の状況ですから当然のように指摘しなければなりません。合わせて指導強化というところを行政の執行方針の中で町長が述べています。それでその指導強化を誰がするのですかということです。誰に指導を受けるのですかということです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政が中心だから行政が助言しながら、それで専門的なこともあるわけでありますから、足りない部分については民間の専門の方をお願いしている等々もあるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 組織の能力と人材というところについての整合性についてちょっと触れながら事業経営の考えを伺いたいと思います。自治体というのは公共性の高い事業の企画立案というのは可能なのですが市場動向やニーズを把握することには不向きだと思います。一方民間委託というのは市場動向や全国規模での情報を踏まえながら企画立案は可能なのだと思います。自治体は国、自治体、地元活動主体との調整においては優位だと思いますが地元企業の場合、事業のマネジメントの部分に関しては適していないのだと思います。それに代わるのが全国規模の企業や地元企業なのですが地元企業の場合は同一業種による協働力が働いているとは思えないので適しているとは思えない。特に美深の場合はそうだと思います。事業の実施を考えた時、美深と言えばチョウザメのキャッチコピーは認知度があっても町外販売戦略が立てられない。実態がつかめないという課題があるというこの認識に関しては致命的だと思います。つまり自治体は公共事業の実施は可能だけれども収益事業の実施は不向きなのだと思います。自治体は情報の収集、蓄積、発信、PRに関して全国規模の情報収集やPRには不向きだと思いますけれども、全国規模の企業というのは事業分野に関する情報収集をしたり蓄積したりということが可能ですし外部委託の場合も幅広い分野の収集が可能だと思います。こうした組織の能力と人材との整合を見る時に美深町と北海道大学や関係機関との連携で飼育研究することは継続したとして収益事業に関しては考えを改める必要があるのではないかと思います。そこで1つ考えを伺いたいのですが、美深町のチョウザメを資源とした地域活性化ビジョンにおいて収益事業にかかる部分については複数の企業の経営方針を聞いて連携できる企業との包括的な運営を目指すということを目的としたコンペティションを導入してはどうかと思うのですが町長はどうお考えですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、長岐議員の方から色々行政として苦手な部分というかあまり得意でない部分等もあるのではないかとのご指摘も頂いたところでございます。それはその通りの部分もないわけではありません。そういうことで収益の部分も技術の部分もあるわけでありまして、特に収益だとか、試算計算等々の部分については総合研究事業等で、これは道庁主体に作っている部分を今は完全法人になっているのですが昔で言えば、例えば農業試験場、上川農業試験場が上川だけではなくて道農業試験場だけではなくて更に孵化場だとか林産試験場だとかそういう物が全部一体となった1つの試験研究機構があります。そういうところとの連携を取りながら色々な試算、また勉強会等々もやらせて頂いていて、色々なアドバイスを頂いてももちろん北海道大学とも絡んでおりますけれども、そういうところとの勉強会も詰めておるような状況で、そしてそういうところの将来の試算と言いますか運営と言いますかそういうことについても議論をさせて頂いているところでございますので、非常に我々としても苦手と言いますか行政がなかなか専門的にならない部分等々もありますから、今長岐議員から言われた部分等々も踏まえながら我々としては最大限の努力をしているつもりであります。ただ、後半最後に言われましたこういう形はどうでしょうかという部分もあったと思えますけれどもそれについては今即答できる段階ではございませんのでご理解を頂きたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 実際、収益に関する規模の数字でいけば既に億単位の黒字ということが補正されているわけですね。それで美深町はそのチョウザメに取り組んで35年になるわけで、長谷部秀見さんの時には何とかキャビアが生産出来て美深の町の特産品として賑わいが作れるのではないかと期待が大きかったわけです。しかし上手くいかない、結果的に岩木町長の時に観賞用にシフトしたという経過があります。今、山口町長の時に改めて大学やその他の機関と連携しながらもう一度、魚肉及びキャビアを生産してこれが産業ベースにのるようにしていこうと、その考えに対しては基本的には私は町が元気になるのであれば良いとは思いますが、問題は手法なのですよね。先程聞いた美深の振興公社の経営の状況について言えば、ここも30年以上ですよ。軌道に乗らないですよ。そういう所を継承先として見ていいのでしょうかというところです。そういう意味で、今やっている大学とのその他の機関との協力による飼育に関する研究の部分と出来上がって販売が可能な魚肉、キャビアについての販売の部分、市場開発ですね。ここを分けて考える必要があるのではないかとこの前提で今質問しています。そのためには、今の美深振興公社にこの経営が移行していった場合、赤字から黒字に転じた段階で公社に移行する考えをお持ちですから、移行した場合に心配なのは現在の美深の振興公社の例えば老朽化して

いる施設、全体的に経営の赤字の部分そちらの方に吸収されてしまうのではないかと収益の部分がある。そこへの心配というか余計な心配かもしれませんが、あるのですが町長としてはその辺をどう考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 聞かれもしないことを言うのも何でありますけれども、今全体で4,000少しの匹数がありますがチョウザメ館にいる部分は温泉の指定管理といいますかそういう感じで、後の残りはうちが直轄をしながら温泉に委託をするというような体制を取りたいというように思っておるわけでありまして、そこで今までやってきた部分、長谷部さんの時代だとか、岩木さんの時代だとかとそう言われることも理解しているつもりであります。そこでここ1、2年と言いますか新しいチョウザメを飼育する人材を入れたりまた色々なノウハウを持ったりする人材を入れながら積極的に取り組んでおり、そして地方創生とあまり言いたくはないのであります。国の補助だとか、道の補助だとか色々な補助等々も補助と言いますか交付金と言いますかそういうものも頂きながら新しい何か町の、今農業だ、林業だ、もちろん機関産業でありますからそれはそれでいいのであります。どうもやはり、じり貧になってくる傾向があると。その中で1つの産業を何とか30年チョウザメをやっているのに何だと言われる部分もあるのかもしれませんが何とかこれを1つの今までの事業と違って、商売になるような少し時間がかかるかもしれませんがなるべくなるようなことに挑戦をさせてほしい、しているという状況でございます。その為には色々な技術の問題、販売の問題を含めて、試算の問題も含めて色々課題があるというように思っています。その課題を1つ1つクリアしながら、そしてその為の人材なり連携なりを積み上げながら取り組んで参りたいと思っているわけでありまして。非常に時間のかかる問題でありますけれども全部出来上がった段階で温泉にまた戻すのではないかとということではなくて先程、冒頭言われた通り新たな観光的にチョウザメ館で見せる部分は別にして今直轄でやろうとしている部分については新しい会社をつくるなり第三セクターをどうするかという課題については先程冒頭言われた1つの今後の課題としてあるのだということを申し上げているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今の部分ですが、今私が持っている町からの説明の資料の中では、これは平成28年の5月の全員協議会の資料ですが事業を確立後の展開方法として、事業を確立されたと判断できた場合、株式会社美深振興公社あるいは新規の公社組織を設立し事業を継承する。2つのうちどちらかということだったわけです。今の話を聞くと新しく公社を造ったそちらの方に継承をするのだという説明ですね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 温泉に戻していくという考え方はとっていない。新しい公社的なものを造っていく必要があるというように考えています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 雇用の創出の部分についてお伺いをしたいと思います。今の年間の生産量ですが、認識が違いましたら指摘して頂きたいですが魚肉が1 t、キャビア10 k gと思います。10年後には魚肉35 t、キャビア3 tの見込みなのだろうと思います。その際総量で、フル稼働になれば最低雇用10人は必要なのではないかとということなのですがそういう認識でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 大体よろしいのではないかと。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 実はこれ、新聞報道をされているのですよね。2年前の北海道新聞だと思うのですが、その中で北海道総合研究機構、この報道で平成29年1月7日でした。2030年には14人という数字が出ているわけです。今、10人くらいは必要ではないのかという認識をもって、そのくらいだということですから、町の方々はかなり期待を持つだろうと思いますが、実はその10人というのがどのような人の10人なのかということなのですけれども美深町は北海道大学、その他の研究機関と飼育に関する研究を進めていますよね。今、そういう部分の人材として先程2人採用し、その後2人採用するという話でありました。これは地方創生のKPNの部分での数字なのだと思うのですが、雇用の創出という部分でいけば技術系ではなく、一般事務職員とか営業販売員とかそういう部分を含めた総括的な雇用という部分を見るわけですからその辺のところの構想としてどのような雇用が見込まれると考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今の状態でいえるのは先程言いましたように2人雇っていましたが、そして更に2人入れますよということを申し上げていて、そしてとりあえず順調に計画通り進んでいくとすればパート含めて先程言われました総体で10人程度になるのかな。その程度のことであります。今のところ。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 先程、その数量について年間で35 tとか言いましたけれども、これらの商品の販売の価格の部分ですが、1 K gあたりキャビアが3万円それから魚肉が2千円という想定で、販売でその収益を含めて軌道に乗った場合に10人以上の雇用がで



きるのだという試算があるというように一部報道があるのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 若干報道の部分というのは少し多いのかなという感じはありますけれどもキャビアだとか魚肉の単価等々については今の段階では大まかな数字でありますけれどもそういうことが言えるのかなとこう理解しております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） これもつい最近手に入れたものなのですが、公益財団法人北海道科学技術総合振興センターさんの資料であります。ここにその足立教授も関わっているものでございますけれども、ここのおうだんに美深振興公社では2013年捕獲のカルーガオスが精子形成を開始していること、アゲールチョウザメ数尾が来年産卵可能であるとそのことが確認できたということからアゲールチョウザメとカルーガオス種アムカルが生産できれば、美深町独自の北海道産チョウザメ類大量生産への道が開かれるというように報告されています。美深振興公社も天塩川産イトウ親魚の収集と採卵準備を進めていて美深町および同時に士別町でもやっているようでありましてけれども道内各地で地域独自のサケ、マス、チョウザメ類生産を拡大して独自化でその地域おこしが可能になっていくということが報道されています。もう一方で去年の秋、紋別港で海水の利用によって生育が早まったという報告がありました。非常に期待値の大きい報道だと思いますがこういう報道を受けて先程、2030年の段階で10人乃至14人くらいの雇用という話ではありましたがけれどもこれが更に増えるのではないかと期待を持つのですがその辺はいかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 30年というか、かなりこれから10年以上ある期待値をかなり報道含めてあるわけでありましてけれども、私はそんなに甘いものだというように認識をしておりません。その為には、そこまで持っていくためには相当な設備投資もいるでしょうし、今一期工事進めているわけですがけれども二期工事、三期工事と続けていかなければならないなかなかそうは簡単にいくとは思っていません。もっともっと慎重に採算を含めて慎重にこの事業は進めていかなければならない。マスコミを通して色々な期待値はありますけれどもそう簡単なものではないと認識をしております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 既に2名採用されている方の2名が地域おこし協力隊であったと思います。このうちの1人の最近雇用された方が新聞で大きく取り上げられて、新春の特集でも非常に大きく紹介をされており、かつ美深町の取り組みについてもこのように進め

るといふ報道がされておりました。現在この方が活動されている事業、業務の趣旨と美深町にある機構にあるチョウザメ振興室、ここの関係がどのようになっているかという部分なのですが現実において行政の中にあるチョウザメ振興室というのは内部事務が中心だと思えますけれども地域おこし協力隊員が行っているチョウザメの研究、それから加工、現実に販売活動も行っていると思えます。札幌の某有名なフランス料理のシェフのところまで行ってと、合わせて道外まで視野を広めて、言ってみれば行政の機構の中にある振興室の活動というよりもこちらの方の活動の方が100%主になっているのではないかという印象があるのですが現実に採用された2人の地域おこし協力隊員のうち最近の方についてはそういうことを主にやっていただくのだという考えでよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域協力隊ということで、今振興公社に預かってもらいながらチョウザメ部門の統括という形で色々な部分に、魚を飼うことだけではなくて技術的な問題から販売のノウハウ色々あるわけですから取り組みをして頂いておる。今後この延長戦になっていくのかな、今後の事業の進めの展開の延長戦になっていくのかなと思っております。ただ、行政の方も今までの行政の部分から一步踏み出してその部分と一緒に作り上げていくという作業を外に出て、外交も含めてやってもらうというシステムに内部体制も整えていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今ちょっと後半の部分が理解できなかったのですが、協力隊員が振興公社のマネージメント的な役割でチョウザメ全体の事業になっているのですがチョウザメ振興室の業務として表に出ていくというそういう説明ですか。だとするとつまり研究だけではなく商品の開発だけではなく営業もしていくのだというそういうことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 営業という部分も一部入ってくるのだろうと思っております。一緒になって振興公社のチョウザメ統括部門と一緒に進めていく、行政でありますから行政主導という形でありましてけれども一緒になって事業を進めていくという形になります。やはり行政が入っていかないと少し公社だけありますと他と連携する場合であっても非常に弱い部分があるものですから行政が入ることによって、かなり力強さ受け入れ方も違いますので積極的にその辺は共に連携を組み合わせながら努力していきたい。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 役場の職員、町職員が営業活動に出るということですか。そういう意味に聞こえましたけれども。チョウザメプロジェクトの3つの部門の中には産業構築

部門と新規開発部門と産業連携部門というのがあります。それぞれこの機能が立ち上がったから現実的に内密にやっているとは思わないのですがこの活動の中で今町長がおっしゃったように時には鞆を持ってセールスに行くのだと、そういうことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今までの展開は、今ご指摘の部分でいいかなと思います。今後新しい所属の人間を決めながら担当を決めながらそれに一步努力すると連携を組みながらそのように考えています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今の機構が変わるといような認識に聞こえたのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 専任的なものを作っていくという考え方です。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 自分も町の職員でしたけれど、そういうことが職員にできるという認識に関してはちょっと不安、不満、不振を持ちますがそういう意味で先程コンペティションをやってその筋に詳しい方々との企業との連携の中で研究については今まで通りやるけれども収益の部分に関しては行政から離れてやったほうがいいのではないかと、そういう認識をもったのだけれども今の町長の考えですと行政がずっと主導して行って町の職員も営業をします。そのように聞こえましたけれどもそういうことですね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全部が全部営業に出るわけではありませんけれども連携を組みながらそういうことも今求められていると。リードしていくという、そういうことでそれに相応しい人材も職員の中から配置をして参りたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 指名された職員は大変だと思います。どこまでやれるか心配であります。経緯をしっかりと見極めて参りたいと思います。4つ目の安定生産の部分で産業総合研究事業を立ち上げたという部分であります。何となく地域振興だって概念の部分を回答の中で町長はお話されたのですが、もっと知りたいのです。町長は創業者だと。私は言いましたけれどもそういう認識でよろしいですか。三代目の創業者、よろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どうもその創業者という認識がわかり、何を指して創業者と言

われるのか、延長上に更に発展させていきたいという事を申し上げているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 現実に3億円の収益を見込もうという事業を展開する1人ですよ。責任者ですよ。これビジネスですよ。そういう意味で創業者ですよ。そういうように聞いたのですよ。違うのであれば違うで結構ですよ。でも、果たして町民はそのように言われて理解するかどうかですよ。私は町長であったとしても抱もってこの町のために3億円のビジネスをするために営業するというのだったら素晴らしいと思いますよ。でも、そうではなくて違うのであればちょっと考えを改めなければなりません。そういう意味で先程聞いた産業総合研究事業の部分ではありますが、その概念しかお話にならない。つまり創業者であれば本来、農業、林業、商工業含めた連携で新しい産業を立ち上げて行ってこの町を活性化するというのは何をするかということは考えているはずなのです。その考え、何をどうするというそこもお持ちではないのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 美深と言えどどちらかというところとチョウザメということに認識はかなり高まっているなとこういう認識であります。そしていよいよ観光だとかそういう部分を見せるだけではなくて事業化、孵化、そして魚肉の販売だとかキャビアの販売、生産とかこういうところに取り組んで大きな投資も含めてやっていくのだと、こういうことを認識されてきておるのではないのかな。非常にその部分については、農業も林業も商業も観光もそうでありますけれども、そういうものと一体となりながらどのように外に出していくかと、もちろん自分の町で消費しなければならない部分もあるわけでありまして、どのようにそれらを一体的に商品化させていくか、そして金に結びつけていくということを考えております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私は今回の質問をするにあたって、例えば林業、農業、商工業の部分で自分が町長であり抱持ちであった場合にどのようなことがあるかなと考えてみました。例えば林業、高級食材ですねキャビアというのは。高級食材を入れる贈答用の木箱を作成し燻製用の木材チップのエゾヤマザクラを使います。美深産の木材を活用して、その木材や葉っぱを活用した紙、染色そういったものをまず作る。農業、すでに国内の企業で開発が進められているのでありますが汚泥の処理のろ過層で魚の排泄物が浄化され液肥に変換されるというシステムがあります。現実に美深恩根内の水槽の中でもクレソンを作っていますけどその方法です。そういった農産品の生産を図るという部分。商工、観光、美

深スーパーで並ぶような食材ではないというように言われています。買えないのですね。買えないような魚肉ということなのであれば美深でしか食べられない料理を徹底的に開発する。町内の飲食店がそこを競い合って美味しい料理を開発していく。3つ目、4つ目ですけれども、人との関りを持ち始めると特産品としての認知が高くなりますし、地域の人のコミュニケーション能力も上がってくるだろうと。自分としては、そういうところを考えます。町長はそういう部分ではなく、その先の部分もっと違うところでお話になったのですけれども、やはりその安定生産の体制が整った段階でこういう事業を立ち上げるということであれば何らかのプランというものを持っていなければ対応が難しいのではないかと思います。改めてそういう考えをお持ちでないか伺いたしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員から自分ならこうすると、私が抱持ちならこういうことをやらせてアドバイスするよというようなことも含めてご意見があったのかなと思っています。それらのことがやり切れるかわかりませんが1つの考え方としては非常にアイデアとしてはいいのかなと思っています。そういうことも含めて農業分野とどうコラボしていくか、更に林業分野とどうコラボしていくか、商工観光とどうするかということも含めて全体的に町の事業としてどう取り組んでいくかと、全体的にコラボして連携していくかと、こういう考え方でおるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 最後の質問にしたいと思います。政務活動で2人の人物と会って参りました。1つは、どちらも6次産業の成功者でありますけれども、1人は大和野菜の復活により野菜を自ら作り地域の集落の方々に働きを掛け出来上がった農産物を加工し、本人はレストランを経営し、奥さんはミシュランの星を得るまでに至る。本年度の日本農業賞を受賞した人です。もう1人は130年続いた、柿の葉寿司の社長を辞めて耕作放棄地である柿の木を再興をはじめ、柿の葉の成分分析からお茶の葉の効能を考えながらお茶を販売しております。幕張メッセでデモンストレーションをやって、直ちに海外進出が可能ぐらいこの事業が成功しています。この2人の人に会って思うには、物凄くたくさんの引き出しを持っている方でした。戦略があり、どのようなビジョンが先にあるのかというものが具体的にある方でした。そういう部分について、先程どのような考えがおりますかと構想に関してはお聞きしましたが、どのような考えがおりますかということをお聞きしたのですが十分なものではありませんでした。昨年の決算委員会で、この事業の計画書について聞きました。現在計画書はないと、町長から指示を受けて作成に入っているとお聞きしました。この事業は本当に億を超える事業費を投資しその収益を上げようと



いうものであります。この事業は失敗することができません。計画は今どのような状況で進捗しているのでしょうか。そして、いつ議員たちにその計画書が示されるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれ成功している事例、あちこちで事業をやられて非常に上手くいっている事例等々を視察と言いますか勉強に行かれて聞いてこられたのかなと思っています。我が町の協力隊等々の人材もたくさんの引き出しを持った人、そして上手くやっておられる方等々も人材として呼ぼうとして努力をされていて常に上手くいっておられるのかなと思っています。チョウザメの協力隊等々についても非常にたくさんの引き出しを持って色々なアイデアをもぶつけてくれております。ただそれを今ここで、こうしますああしますと言えないのが私としては辛いわけでありませうけれどもそこで言わなければ、町長はアイデアがないなとこう言われがちでありますけれども、そうではなくてそんな簡単に言えないということもご理解をさせていただきたい、町長がそのようなことでは困ると言われれば困るのかもしれないけれども、そうではなくてこういうことだと。ただチョウザメ事業の将来だとか計画ごと等については今回だけではなくて今までも本会議だけではなくて議員協議会等々でも色々なことをお知らせしたつもりでおりますけれども、今こういうものもまとめている段階でありますから、機会を見て議員の方々にお知らせをしていければなと思っております。ご理解を頂ければいいなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 計画書が今そのような形で案として見えてきているというのは、そう遅くない時期に我々に示されるなと思うのですが、本来それが先だと思うのですよね。その計画書があって、どのように議を進めて行くのかということがなければ、たぶん銀行からお金を借りるにもどのようなことをするという部分で計画書がなければ融資が受けられないと思いますよ。そういう意味で計画書はどうしたのですかということ聞いたわけですがけれども、色々な意味で先進的に取り組んでいる方の話を聞くと頭の中、ポケットのあちらこちら、行動力含めてやはり凄いです。この2人の方、今マスコミを兎に角賑わせているわけです。それくらい、小さなことかもしれないけれども本当に億という単位の事業をやっているわけです。そういう意味では町長自身が計画上手く言えないのではなく、やはり持ってなければいけないのだと思います。そういう認識で取り組まないとこの事業はまた失敗するのではないかと、成功するから是非やってくれということよりも失敗するのではないかと不安の方が大きいのではないかと思いますけれども改めて町長の決意を聞いてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） また失敗するのではないかとちょっと聞こえたのですが、またとはなんぞやと思っている部分もあるのですが、町長は色々な引き出しを持っていないと、それはある意味ではわかるのですがみんなと協力をしながら、そして色々なアイデアを持っている人の協力を求めながら、まとめて事業を進めていくというこれも行政の大きな柱と言いますか任務だと思っています。色々なことをやると、そして町の人なり委員さん方もそうでありますけれども、認知されていかなければ物事を進んでいけません。夢だけではなかなか語れないのですよ。だから、そういう部分もあるわけでありますから全体的なコンセンサスをしていかなければならない。先に計画ありき、それもわからないわけではないです。計画はなければならぬと思っていますけれど、それは後追いで作らざるを得ない時もありますし色々あります。ただ銀行に言ったり、国に行くときには一定の計画事もありますけれども常にそういうものも修正になっていくのだということもご理解を頂きたい。それと近間で、非常に単年度的に計画事を作る部分と長い将来にわたる部分もあるわけですから、色々物事をこうだという議論にはなかなかかならないのかなと、こう思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 細かい部分については14、15の予算委員会で質問したいと思います。終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で長岐君の質問をおわります。只今から暫時休憩を致します。再開は13時と致します。

---

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き一般質問を続行致します。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 昨日3月11日は東日本大震災から丸7年を経過した日であります。また一昨年4月には熊本におきましても大地震が発生し現状としては復興には程遠い状況であります。1日も早く被災地が復興出来たと実感できる日が来ることを心から願っております。

それでは質問に入らせて頂きます。私からは、産業と教育について2問質問させて頂きます。まず産業から。チョウザメ事業の内容について町長にお伺いするものであります。

午前中の同僚議員の中で相当数私の質問の内容にも町長は答えておられたのかなと気もしますけれども改めてお伺いしますのでどうぞよろしくお願い致します。新たな施設が完成間近となりまして、チョウザメ事業もまた一步踏み出しました。町にとっても大事な事業であり、みんなで知恵を出し合い軌道に乗せていかなければならないものと思っております。町執行方針では現在飼育中のチョウザメを町の管理下に置き、町直営として事業を進めていく計画が召されました。次の事について町長に所見を伺います。1、事業がはじまり当初の予定通り進めることが出来そうな状況なのか。これからの年次ごとの施設整備の範囲と考え方について改めてお伺いをいたします。2、孵化事業の現状と今後の見込み、購入をする稚魚数との関係など稚魚獲得の計画をどのように進めていくのか。3番、低い水温にも強い道北沿岸で網にかかったチョウザメは美深での繁殖に非常に有効とされておりますが、しっかりと獲得できるような対策を考えていく必要があるのではないかと思います。この件について町長の考えを伺います。4番、直営により振興公社は販売先の1つとなりますが、新たな販売先確保の営業戦略と体制はどのように行っていくのか。5、直営により飼育、管理、営業の各部門はどの部署が責任を持って行っていくのか。この5点について町長の方の所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員の方からチョウザメ事業についてのご質問を頂いたところでございます。大きく5点程通告を頂いております。順序に従いながら答弁をさせて頂きたいと思っております。まず初めに1つ目の関係でありますけれども今後の施設運営にあたってであります。ご承知の通り平成29年度においては取水、排水樋門、稚魚孵化施設等さらには井戸などの整備を行っており、6月ころには稚魚孵化施設等が稼働できるのではないかと考えております。稚魚孵化施設の稼働後には毎年5千匹の稚魚を生産する計画としておりまして、年々増加するチョウザメの飼育に関しては野外水槽にて対応していく予定でございます。今後の施設整備計画については飼育数チョウザメの数や財源確保の状況を勘案しながら進めて参りますが、平成30年度においては取水水門からの水を施設内に流すための水路であるとか、更に辺溪、仁宇布川に排水する水路、排出前に水を純化する沈砂池更にはビオトープ、資材や車両などを収納する倉庫、車庫、そして野外水槽の一部を整備する計画となっております。また平成31年度以降については残りの野外水槽の整備を行う考えでありますけれども本格的な飼育、養殖につなげていく計画としておりますが財源の関係等もありまして町が実施する整備についてはこの辺までが限界であるのではないかと考えております。その後については事業が確立をし、公社等へ経営を引き継いだ後に事業の収益収支等を勘案しながら整備を行って参りたいと考えております。2つ

目の孵化事業の現状と今後の見込み、購入する稚魚数との関係でありますけれども先程申し上げました通り毎年度5,000匹の稚魚を生産する計画でありますけれども、これらについては北海道大学等々の連携等々が必要になってくると思っております。現在の孵化の状況等については平成28年度に孵化したものが1年後の生存数は只今のところ大体800と、ただ平成29年度は3万匹程孵化しているわけでありますけれども現在の数は大体1,300程度となっております。S A F 恩根内の施設を含め現状の施設では水槽が小さいことや地下水の水質、水量など飼育環境が万全な状況にならないことから孵化後の生存率が低くなる場合やその後の飼育場所が現段階では確保できていないことからあえて抑えているという状況にあります。今後新しい稚魚孵化施設等において孵化作業を行うわけでありますけれども生育事業に合わせて飼育環境を調整しながら稚魚の生産を行うことが可能になりますので計画している数については確立できるのではないかと考えております。尚、稚魚について自前で孵化を基本としておりますが今後購入する計画はもっておりませんが、何らかの不測の事態といたしますか、そういうことがありましたら北海道大学等からの購入といたしますか、補填も考えていかなければならないということも検討していかないと考えております。3点目の道北沿岸での網にかかったチョウザメについては各漁協と言いますか漁業協同組合との協力により只今のところ株式会社美深振興公社に一報がはいることになっておりこれまでも連絡を受けて、あった場合には貴重な親魚候補でありますから振興公社で購入するという状況であります。新年度からは町で購入することによって変わっていくわけですがしっかりとこの辺のことについても獲得していけるような予算提案としていただいております。道北沿岸の各漁協と言いますか協同組合の方とも継続して協力を頂けるよう改めてこれらについて協議をして詰めて参りたいとこのように思っております。4つ目の振興公社の販売先の確保、営業戦略等の体制でありますけれども町が事業主体となっている当面の間においては基本的には町所有のチョウザメは株式会社美深振興公社のみに下ろしていきたい。これは活魚と言いますか活かして下ろしていきたい。振興公社はそこで血抜きをしながら更には神経締めと言いますか、そういう締めをしながらフィレと言いますか、三枚に下ろすとかということも加工作業を行ってそれぞれの販売先に出荷する考え方で臨んでいきたいと思っております。この販売先の確保や営業戦略については振興公社が中心になるわけですが、まずは町内の飲食店等に提供してもらえるような出荷体制を構築していくことが優先されるといった課題になってくると思っております。新たな販売先については振興公社、町で定例会を開催するような形でしっかりとニーズを把握しながら、どのように運ぶなどのことも含めて検討して参りたいと思っております。振興公社には現段階で置いているの

もありますけれども高級レストランであるとかリゾートホテルであるとかどちらかという  
とキャビアの問い合わせが多いわけでありまして、チョウザメの引きがあるという状況で  
あります。そこまでたくさんあるわけではありませんけれども結構な数がきているという  
状況であります。尚、これらの情報については双方で町と振興公社等々で情報を共有しな  
がら将来的販売、先の確保であるとか連携について進めて参りたいと思っております。最  
後に直営による飼育管理、営業の各部門はどの部門が責任を持って行うかという問いで  
ありますが、町の直営として担当するのは総務課に専任の担当部署を設けて参りたいと専任  
の人間を配置していきたいと考えているわけであります。施設における飼育管理につい  
てはノウハウを持っている振興公社、更には民間養殖業者等の委託を計画しており、今もや  
っておりますけれども製品の販売などの戦略については振興公社が中心になるわけであり  
ますけれども必要な加工を施しながら付加価値を高めて販売に努めて参りたいとこのよ  
うに思っておるわけであります。いずれに致しましてもチョウザメ事業の推進にあたっては町  
のみならず北海道大学だとか水産試験場、美深振興公社、民間企業等々と連携を密にしな  
がら進めて参りたいと考えておるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長から今頂きました、午前中にも同じような形でだいぶ答えて  
いる部分と重複している部分がありますのでその辺は整理をしながら町長に伺っていき  
たいと思います。1番目に今後の予定等も回答頂きましたがまさにその通りだろうと思  
いますがやはり町長のお話からいくと、どう進むかは予算の獲得次第と言いますか予算による  
ところがやはり左右される部分があるのかなと思います。それで計画を進めるために今年  
はこれだけの施設が必要だということは5,000匹という話がありましたけれども、稚  
魚を毎年5,000匹ずつやっていってトータルでは沢山の数にするわけですがそれに当  
面必要な施設整備というものは今年も来年も必要になるのかなと思いますけれども、それ  
をするための予算措置というものが一緒についてこないとやはり実際は半分しか施設は作  
れませんということになると計画と狂いが生じてくるなかで予算に対しての獲得の見通し、  
これは5年先、6年先はわからないかもしれませんがここ何年か先程いった町直営でや  
っている間にある程度の施設整備はしていきたいというお話がございましたがそれに対  
しての見通しというものは今現状どのように感じておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 既に28年、29年投資した部分等についてご理解を頂いている  
のかなと、そしてその財源等についてもご理解を頂いているのかな。ただ長い将来とい  
いますか来年、再来年、その後という話もあるようではありますが、なかなかきちっとした見



通しを持たないのが現状でございます。今29年度といたしますかここへ来て補助金とか交付金等々が当たる当たらないせめぎ合いをしておるわけでございます。大体今年分については見通しがたったわけでありましてけれども残念ながら過疎債等をあてにして、まだ予算にはきちっと出しておりませんがそういう部分がありました。しかしここ1日1両日の間に過疎債の予定も地方創生の中で認可しますよと。午前中に銀行からお金を借りるのも大変なことだと、過疎債で借りるのも大変なことでありましてけれども、お陰様でそういう認可も頂いて、補正にも出しておりませんが追加の補正で更に3,000万くらい過疎債を借りるような。その後については色々ざっとした計画はもっておりますけれども明確に言える段階には、何を当てたいかに当てたいという段階には至っておりません。ご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 現状として言えるのは、これからが30年度の予算の審議をする中でおいて象徴と言えるのは精一杯そこまでのかなと思いますが、計画を進める中でどうしても施設整備が追い付かない部分がもし発生した場合においては町の基金等も使いながらも整備を優先することもケースバイケースによってはあり得るのかなと思うのですが、その辺は状況に応じて多分町長が判断されていくとは思いますが計画を進める方を重点的にここ何年かは見据えていくのか、それとも事業の状況、稼働の状況等を見ながら施設整備に対する補助金等の状況を見ながら進めていくのか、その辺に関して町長はどのように今現状では考えているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これも非常に長期でどの程度投資をしていくことができるかと。前回の協議と言いますか等々では、1期工事で6億程度かなと申し上げておったわけでありましてけれども町費としてはどこまで、どこまでやれるかどうか、また国費と言いますかなかなか道費はつかないわけでありまして。国費がいくら認められて更には起債等が認められていくのかどうか、こういうことも加味しながら事業をそれぞれ考えていなければならないなと思っております。ただそうは言っても稚魚をある程度の数を揃えて飼育していくようなことになっていかないとこの事業は非常に進んでいきませんので何とかその辺の支障のないように財源の確保等々に全力を挙げながら進めて行きたいと考えております。先程申し上げませんでしたけれども29年度では、既にご承知かと思っておりますけれども約3億近い数字が町費として投資をしておりますして国費としても1億を超える整備交付金という形で頂いております。そのようなことで進めていくわけでありましてけれども、その他町費約3億円と言いましたけれども、先程言ったように過疎債にこれから借りることが出来

ていく額が約3千万を越える数字がここへ来てまた目安が立ってきておりますので、そういうことも加味して色々考えていかなければならないと思っております。更に道の総合交付金の事業等で来年度は全体で2億程度になっていくのかなと思っておりますけれども、その財源の区分等については出来ることなら基金だとかそういうものはなるべく使わないとか、先延ばしにしてでも現状を少しずつ乗り切っていく努力をしていかなければならない。そうしないとこの事業は、みなさんから色々ご批判が出るのではないかなというように考えております。ただどうしても野外の池だとかはある程度整備していくことが必要かなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長の話の中で5千匹というのが1つの目安として午前中からも出てきているわけですが、お話を聞いていますと今年は1,300くらいが孵化してきたということで5千には程遠いけれどもその分は稚魚を購入しながら、ゆくゆくはそういう見通しがついているようだということに認識をしていて、その辺については非常にいい話だなと言いますか私自身も事業のいく鍵というのはたくさんある中で1つは自前の稚魚をどれだけ確保できるか、全て確保できれば1番いいわけですがけれどもどうもそういうのが北大等の協力もありながら現実として近づいているというのが状況的にわかって非常にいい材料だなと感じているところでもあります。その中であるいは稚魚を色々場合によっては購入をせざるを得ない時もあるかもしれないという話もありましたがその中で北大の方も稚魚をもっておられますので現状としては北大の方からそのような形で協力体制をしながら孵化と稚魚の獲得という形は見通しがどうもついているような感じに町長の話として聞こえたわけですがけれどもちょっとその辺について状況をもう少し説明をお願いしたいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、答弁したのではないかと思いますけれども27年度ぐらいまでさかのぼっていきますけれども27年度では3千匹程孵化をしております。ただ、今1年魚と言われて部分で残ったのが350程度と、そして28年度これが3万匹ほど孵化をしております。しかしながら8百程度となっています。そして29年度は3万程孵化させておりますけれども施設の関係だとか諸々ありまして今現在1,300程度となっております。したがって今後施設が拡大していくには何とか、この1年後と言いますか5千匹を確保して参りたいということを申し上げているところであり、出来ることならこのペースでいけば、5千匹というペースでいけば北大だとかそういうところから稚魚を購入することにはならないと思っておりますけれどもしかし万が一という話を先程申し上げたところ

ろでございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長に説明受けている間に頭の中がちょっと整理つきましたので、要するに卵は結構捕れているけれども歩留まりというか、まだまだ効率を上げていかなければならない部分が多分課題としてあるのだろうな。それが今後の施設の整備によって上昇してくれることを願うわけでありますけれども、今、今年は3万匹程捕れたと、それが何匹から捕れるのかはわからないのですが、聞くところによると卵を採卵できるやつは2匹か3匹くらいだということをお伺いをしているのですが、この数としては僕としてはまだまだ必要ではないのかなと感じているのですが、その辺の見通しと合わせまして先程言った道北のチョウザメが、道北沿岸のチョウザメがその役割を担う部分が持っているのではないかという話も聞くわけですよ。それで卵の持てる個体をどう増やしていくかということが1つの施設が大きくなるに於いての課題の1つでもあろうと思うのですがその辺に対しては現状プラス予定として町長はどのようにして情報を持っているのか教えて頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程28年、29年3万匹程の孵化をしまして、これは採卵した数ではなくて孵化した数のことを言って、そして更に色々落ちていくものですから、そして生後1年なら1年経って役場にも1年経ったやつを置いていますけれどもこのぐらいになると安心なのですよね。生まれたばかりの小さい時はバタバタと落ちていくものなのです。だから排卵の数で言えば何万というか僕もきちっと数えるわけにもいきませんしあれですが、聞くところによると相当な10万ぐらいになるのかな。そして孵化するのは3万とその程度。そしてその中の3%、4%ぐらいがサケもそうでありますけれどもそのようなものが残っていかないのだということでもあります。ただ今後についてはその辺の1年後と言いますか生存の稚魚5千匹をなんとか育てて行きたいと、3万匹で孵化させても5千匹以上これが恐らく1匹2匹という2匹3匹と話をされましたけれど親魚として使えるのは何匹かいますが時期があって、上手く成熟するやつしないやつそして掛け合わせも色々あるものですから、そう一概にこうだとは言いきれない、先生方もそうありますけれども時期があるものですから、きちっと何日に生まれるだとかどうするかとかとなかなかならないものですから、希望としては5千匹を何とか確保していきたいという状況であります。親魚としては採卵できるような魚は2、3匹ということでもありますけれども、これも卵を捕るようになって孵化させるようになるには約10年近くかかる話でありますから、そして海から仮に上がったとしてもすぐ売れるようなそのような状況に簡単なもので

はないのだということも抑えてほしいな。色々そして掛け合わせ、どのようなサメがどのような状況で上がるか、ここ1、2年で上がった、それから弱って上がる、網にかかって弱り死んで上がる場合もあるのですけれども、そういう部分は1年飼ってみて、2年飼ってみて普通卵は3年たたないと吸収したやつがまた卵として使えるということにはならないわけでありますから1回サケと違って排卵はしないのですが体内に吸収してしまいますので、その期間だけで3年もかかるということでありますからなかなかわかりにくい話かもしれないけれども、専門的な話でありますからご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○ 6番（藤原芳幸君） 詳しく説明して頂いたので、私は理解が出来たとは思いますが卵から孵して育てて行く中で6年、7年のサイクルが必要だということと同じように卵に関しても同じような当然サイクルの中でやっていくということでありますのでそれに関してはわかるわけですが、それプラス美深町として孵化だけではなくてキャビアというものも当然その中で確保もしていきたいということであるので、ある程度やはり数がまとまらないことにはキャビアにある部分も難しいのかなと思うのですが、そういうことでいくと今の取り組みの延長上に結局はそういった個体の確保、安定的な飼育、そしてキャビアにも繋がる。そしてその結果として軌道に乗かっていくというそういう流れになるのかなと思うわけですが、キャビアに関しはまだまだ現状はそこまでは行っていないのかなと思うわけですが、キャビアに関しての見通しも町長、今どのくらいになったら美深のキャビアがひょっとしたら出来るようになるかと今お考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 魚肉として、ここ1、2年というか使っている個体の数で大、小は色々あるのですが300匹程度は個体として使っておる。ただキャビア生産も0ではありません。やっちはいるのですが1匹程度を今のところやっておる。それも十分な量を捕れているかというところとそうはならないと。そういう状況でありますから、出来ればキャビアを生産するには7年も8年もかかる話でありますけれども何匹か個体を大事にしながら育てていければなと思っております。ただ1匹のキャビアを捕る個体でも色々な言い方があるのですが、それこそ2割も3割も10Kgの魚とすれば2Kgも3Kgもキャビアが捕れるよという話になりますから、キャビアが先程午前中にも言ったように3万円だったとすれば1匹の魚から1匹の個体からキャビアが50万も60万も場合によっては100万も捕れという話でありますから、そういう計算を見込みながら進めているということをご理解頂きたいです。ただ、何10匹もキャビアを捕れると思っているのかといえば、今は1匹2匹しかいないのだと、それを孵化させながら更にはキャビアを捕り、それもキャビ

アを捕る時期更には孵化させる時期も観察をしながら、それが早まったり遅くなったりして、なかなかいつと簡単に言い切れない、これは本当に至難の業であるということだけのご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 続きますして私の方から今振興公社というのが町営に移ることによって販売先の1つとなるのではないかということに対して町長の方から回答を頂いて、そうではなくて振興公社も加工し負荷を付けて色々営業等も行いながら販売先をやっていくのだという話も伺いました。ということは町としては当面振興公社には魚、個体を納入するという形になろうかと思うのですが、その場合生産計画等の中でどのくらいの魚を大体引き取ってもらったらという目標は多分あるのだと思いますが振興公社の方としては今度、今までは自分たちが飼育して自分達が料理を使う中でどのようにしたら沢山チョウザメを出せるかだとか色々企画等もしたと思いますが今後においてはその振興公社が行ってほしいという部分だけを町が納入することになるのでしょうか。それともある程度の数、このくらいは購入してもらいたいというある程度の数を決めてその中で振興公社も売り先を見つけていくだとか自分達の中で販売をしていくだとかということになるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） その辺のことになれば需要と供給の関係ですから、需要がないのにそんなに供給をしても、そして魚の大きさも大体魚肉として使えるのは最低でも4、5年はかかるわけですからそれも2Kgくらいから4Kg5Kgといますか、そのぐらいが適当だろうというように思っておりますけれども全て需要と供給の関係で沢山需要があるような努力を我々は振興公社も含めてしていかなければいけないと思っております。だからそれに需要に間に合うような供給体制もつくっていかなければならない、逆に供給の方が上回るような生産体制になるかもしれませんけれども、それは需要の方でも頑張ってもらおう。両方で頑張らないといけないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 午前中にもちょっと触れていた部分なのですが、その中で町営になった中でも町としても営業的なことも部門を作って今後をやっていかなければならないみたいな話もしていきたいと町長からありましたけれども、これはすぐとはならないかもしれませんが、追々そういう時期を見てやっていきたいという話があったと思うのですが、そのようなことに関しては30年度からすぐ取り組むのか次年度以降でそういうことになっていきたいという考えなのかその辺をちょっとお伺いしたいのですが。



○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程の答弁で総務課の中に専門的なセクションを設けながら専任を付けたいという話を申し上げたところでございます。これは将来の話ではなくて、4月と言いますか次の人事等々で考えていかなければならないなと思っております、公社共々に公社のチョウザメ専門員という統括と言いますかそういう方々と更に色々な事業所、大学だとかそういうところと協定をしながら民間に向かって販売もする戦略も立てなければならぬし、今これから作る、買っていく事業の展開等についても相談と言いますか詰めていく作業になるわけでありまして。そういう意味で午前中も色々質問がありましたけれども町の行政主導もそこでしていかなければならないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） チョウザメに関しては午前中からの続きで町長には何度も同じような答弁になってしまっておりますけれども、チョウザメを30年以上続けてきておられるということで継続は力なりと町長はよく言いますが継続していく事で本当に力になることを期待するわけでありましてけれども、郷土資料等を訪れますとチョウザメに関しては色々な歴史や何かを当然展示していますし、表も展示しています。これは過去の魚になって展示されているのですよね。確かに過去の魚で現状としては天塩川には確認できないわけで、それで天塩川にいたというようなことの話の紹介でチョウザメは過去の魚として展示されているわけなのですが実際、今美深町がこのように取り組んで将来的には天塩川に放したいという夢を持っている人も沢山いるなかでこの事業というのは経済面でも学術面的にも非常に意義があるということだと私は思っております。そしてこの事業が軌道に乗ることによって、この地の大きな魅力となり可能性が広がるのではないのかな。私個人的には天塩川にチョウザメが泳いでそこをカヌー浮かべるということは、すごい話だなと思って、そのような日が本当に来てもらいたいなと願うわけですが町長がこれからチョウザメを進める中にそういったチョウザメに対する町長の思いは沢山あると思います。午前中はなかなか言える範囲、言えない範囲がある中で言える範囲としてはとちょっと苦しい答弁もあったのですが、これに関してはチョウザメに対する思いは町長の言える範囲でいいのでちょっとここで町長に話して頂ければ有難いなと思うのですが、チョウザメに関してはこれで最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） チョウザメに対する思いと言いますか、そういうことは随分今まで話してきたつもりでありますし、こうやって予算も組んで事業を進めるということでご理解を頂いているのかなと思っております。ただ一方では天塩川におったから夢としてチョ

ウザメが天塩川で泳げるようになったらと、それは夢としてはそういう形もよろしいかもしれませんが、なかなか難しい話でありまして夢として持つのは結構ですよ。私もそうは思っておりますけれども、しかしながらそう簡単なものでもないのだということもご理解を頂いて、ただ思いは色々あるのだということだけ。それと学術的な博物館だとか何とかはもちろんありますし、過去のやつも展示したりやこれから展示する部分もあるのですが今現存しているチョウザメ等についてはチョウザメ館だとかで見てほしいな。そして今回と言いますか昨年の秋ぐらいから役場だとかそういうところでも飼っておりますし、先ずもって僕の思いだけではなくて町民が共有してもらえれば有難いなとこう思っております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは2問目としまして、教育から次世代の人材育成の為の学校教育の充実ということで教育長にお伺いを致します。教育執行方針で子供達に対しこれからの地域を支える人材の育成が教育の役割として増々重要になってきていると述べられています。日本は今後急速に採算人口が減少すると予測されております。次世代の人材育成は日本にとっても重要な課題であり国の課題のしわ寄せは真っ先にこういう地方に表れて参ります。美深町の子供達に将来郷土に愛着を持ち地域を支える力となる人材が育つ環境を作り続けていかなければならないと考えております。先日仁宇布小中学校の議論の過程においてコミュニティースクール導入の計画が示されました。美深小学校、美深中学校こそ早期導入を図り地域総がかりで子供達を育む新たな学校と地域連携の仕組みを確立すべきと考えております。教育長に所見をお伺い致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方からコミュニティースクールを中心とした子供達の育成についての質問を頂きました。今お話がありました通り社会的には子供達を育成する環境ということが非常に大きな課題を持っているというお話がされているわけでございます。そう言った中でこのコミュニティースクールと言うのが今中心となって教育として進めるという状況になっています。この制度につきましては平成16年に地方教行政の組織および運営に関する法律が改正をされまして、地域住民や学校関係者などのご意見を頂く中で学校運営についてご協力をというそういう仕組みを制度化されたというように認識をしているところでございます。学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し地域一体となって子供達を育む地域づくり、それが言ってみればコミュニティースクールであるということでありまして、地域ともにある開かれた学校づくりを推進していく上で必要な制度であると認識をしているところであります。美深町ではこれまでも地域のご協力を頂く中で色々な体験活動、例えば農作業ですとかそれからスキーや例えば太鼓ですとか色々

な活動にご協力を頂いております。また特に仁宇布小中学校の方では山村留学制度推進協議会等の協力も頂きながらいかだ下りや歩くスキーなど地域の皆様、それから保護者の皆様から色々なご協力を頂きながら学校運営をしてきているという現状がございます。そう言った部分では取り組む下地はかなり出来てきているという状況にあるかなと思います。今後学校や保護者それから関係機関と連携しながらコミュニティースクールの導入に向けて具体的な協議を進めていく必要があるというように認識をしているところです。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の教育長の話から考えますと美深町ではこれまでも色々な形で地域との連携をとりながら教育も進めてきておりますし、私も以前も言ったことがあります。地域との連携をとりながら教育も進めてきておりますし、私も以前も言ったことがあります。当然コミュニティースクールというものを導入するかしないかというのは、これは一線を超えるか超えないかという部分でありますけれどもそれに近いものはしっかりと出来てきているというのは、これはそういう状況だろうと私も思っております。その中で地域教育ということでいきますと今までずっと学校の中でやってきているものをもう一段何か違う形で進めていく必要があるのではないかなと感じております。というのはちょっと町の中の少し僕の子供何かよりも若干下の子なのですが色々な話をする機会があったところ非常に町に対して関心を持っていると、きっかけはどういうことだったのかと聞くと美深の歴史を色々目にする機会、勉強する機会があってそれから町に対して非常に関心が向くようになり今現在二十歳を過ぎていますが、僕はこの町に残って何かをやったりしてみたいというような意気込みがすごくあって、自分達の子供でさえそこまで物を言わないのに若いのにたいしたものだなということで色々話をさせて頂いたのですが、きっかけはやはり子供の時に町のことをどう習ったかという部分が大きいかなと。10人習って10人がみんなそういうことを思うかどうか、そのことを思ったうちにまた何人が残るのかというのは色々そう簡単にはいかない部分ではあると思いますけれどもそういう中でのこれまでやってきた地域の教育というものをもう少し色々な形の中で良いものにしていく、充実させていくという中ではこのコミュニティースクールというものを1つの材料としてやっていけるのではないかなというように感じております。道教委等の中の話、教育長も多分ご存知だと思いますけれども昨年の暮れに議員の研修の中で旭川の鷹栖で色々講演を頂いた中で上川振興局の教育長、中島さんと言いましてなんと美深高校出身の教育局長でしたか、そういう方が講演を頂いた中でコミュニティースクールというのは道としては29年の4月に導入の努力義務というように位置付けられて現状ではやるかやらないかではなくて、いつやるか、そういう段階にきているのですよというようなお話を伺ったところでもありますけれども、

美深町はそういう下地はもう十分できているのだけれども、そういう制度に乗っかるというのは色々とまた繰り上げをしていかなければならない部分が沢山あるとは思いますが、その辺を導入に向けて環境整備を図っていくというような考えは教育長どのように思われるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今色々とお話がありましたけれども、まさしくその通りだなというように思っています。コミュニティスクール平成16年に制度化されましたけれども実は近年まで大きな動きがなかったということが教育界の現状です。どちらかという都市部においてやはり地域や子供達を育てるという意識が必要であるということから出発しているものですから、そういった部分で美深町の教育環境はどうかというと都市部に比べるとまだまだ地域の皆さん方のご協力を頂いているというのがこれまでの現状でありますし現在もそうだと思っております。ただ今議員がおっしゃられた通り、そうは言いながらもやはり地域の中全体でしっかりと子供達を育てていくという仕組みというのがやはり求められているという部分については、大きさの大小はあるのかもしれませんが美深町も決してそれが望まれない状況ではなくてやはり必要な状況があるということでございます。そう言った中で平成29年、昨年に実は法律改正があってこれが市町村の努力義務になったと言うことです。そういった部分で道教委の方でもやる、やらないではなくて、いつやるかという話であります。私どもの協議会としてもやはりこれについてはここ数年来の課題として考え方をしてきました。そういった中で仁宇布小中学校のこれからの問題等もあったりして、少しこれらの協議に時間をかけてきたというところがございます。今後言われる通りコミュニティスクールの導入というのは基本的にしていくという立場に立っていますので今後具体的な協議をこれは学校だけでも出来るわけでもありませんし、教育委員会がやれと言ったからといってできるということでもありません。地域の方々や関係する皆様方のご協力いただく中で進めて行くものですからそういった理解を頂く協議にこれから入っていく必要があるというように考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今まさに学校だけ教育委員会だけでは出来るものではない、地域のそういった理解、協力がなければというのは、まさにその通りだなと思うのですがそこで地域のものが入るということはただ地域の者がメンバーとしていればいいということではなくて、我々地域住民もやっぱりこの美深の郷土に対しての関心をまず持たなければ、やはり子供達には伝えられないのではないのかなと思います。その中で大人にももう一度郷土を見直すという機会をどこかで持つべきではないのかなというように考えております。

例えば生涯学習の中でも色々自分の趣味だとか好みの事は沢山取り組んでいるのですが、そういったもう一度美深の郷土について見直す機会を何かの形で設定するとかそういうことがあってもいいのかなど。特に生涯学習は少し脱線気味になるかもしれませんが生涯学習に関しては男性の参加が非常に少ないというようなことがずっと言われてきているのですが、どうしてなのかなと男性と話をすると何か男の場合は目標を持ってどこかでこれが使われるというか何かそういうものがあると入りやすいと言ったらおかしいですけども、ただ行って話を聞いて会話をして帰ってくるだけだったら物足りないのではないのか、何か習うことに対しての目標というのが見える方が男は参加しやすいのではないかという意見を聞いたことがあります。考えますと男性辺りにも何か郷土のことについて目標を持って学習をする、それがどこかで、コミュニティーを作るかどうかかわからないけれども地域の中で子供達にとってすごく役に立つ場合が出てくるというような形だとまた違った形での郷土に対する教育の循環と言いますかそういったものもいて、子供達にも直接住民から色々なものが伝わるというようなものが可能なのではないのかなというように私はちょっと思うわけですがけれども郷土の知識を高める、これは子供達だけではなくて大人も含めてやはりどんどん人が少なくなっていく中で何とか町を守っていきたいという中では必要なことと私は思いますけれどもその辺はどのように感じるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 大変幅の広いなかなか難しい質問を頂いたなと思っているところございます。言われる通り本当に学校教育に限らず社会教育全体で、そういった地域に関する色々な学習なり取り組みなりがしていくというのは本当に必要なことですし、例えば道においても色々な検定をやったりだとか、そういった形で道民に対しての取り組み、それから町内で言えば郷土研究会等が中心になって色々な歴史を発掘するような取り組みをされています。そういったものを機会あるごとにお知らせをして触れて頂くということは必要なことだろうと思います。学校教育の子供達の関りの中でも例えばこういったことが出来るのではないかという以前にご提案を頂いたこともございます。そういったことも含めて、それが授業で使える、使えないという問題はまた趣旨選択が出てきますからあるのですけれども言ってみればそういったことを含めてコミュニティースクールという中で取り組みになってこようかと思えます。コミュニティースクールそのものがただ言われてやるとか、そういうことではなくてやはり学校の経営に関してのそれを理解してもらって、その中で地域の方々と出来るかと言ったことの協力を頂くということは基本ですので、その辺は十分協議をしていかないといけない部分だと思います。先程のお話の中で男性の参加が悪いというお話があって、これは学校教育社会教育全てに限らず全ての活動の中で



言われる部分かなと思います。教育委員会の評価の中でも、男女共同参画の中で逆に指摘を受けるのは、男性どうなのですかという指摘を受ける状況でございます。これらについても教育委員会としては1つの課題かなと思いますけれども、これはもっと広く全体皆さんが共通で考えて頂かないといけない課題かなと思っていますのでそういった部分でそれぞれの立場からもまた参加の部分ですとか色々なご指導ご協力を頂ければなと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 地域に力になる人材を育てる、これに関しては先程からずっと言ってきておられた中で何も美深に残ることだけが全てではないと、当然残って活躍してもらえれば1番いいわけですがけれども美深を離れても美深のことを思って力になってくれる人が1人でも2人でも多くなればいい、その事として実践しているのは美深高校の貢献してもらえる者にと奨学金の関係がありますけれども、そういった形で子供達の中に郷土愛というものが芽生えれば美深を離れても、この美深に対する思いが何らかの形となって町づくりの力になってくれるのではないのかなと期待をするわけでありましてけれども、先程このコミュニティースクールの制度というのはまだ始まって日が浅いということで北海道では165校程、率にしますとまだ1割弱でありますけれどもただ形だけ導入すればいいというのであれば沢山増えるとは思いますが折角進める以上は実のなるもの、中身の伴うものに当然なって頂きたいと考えるわけでありましてけれども、最後になりますけれども教育長の中から郷土教育が子供達に対する色々なものの役割と言いますか、そのようなものを私は非常にあると思うのですけれどももう一度その辺に関して教育長の考えを聞いて質問を終了とさせて頂きたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 郷土を愛してもらう、そういった部分というのは非常に大切なことだと思っています。学習の部分ではこれまでも道德の副読本等で郷土の歴史を綴った美深町独自の資料を作っております。こういったことも子供達は勉強していただきながら成長して頂いているのかなと思うわけですがけれども、お陰様で例えば成人式等でも子供達のお話等を聞くと美深町に戻りたいですとか色々なお話を聞かせて頂きますそういった部分では教育環境と言いますか、そういった部分では子供達も安心をして学べる地域だと思っていますし、言ってみればそういったことが広く言えば山村留学等にも繋がっているのではないかなと思っています。そういった部分でやはり地域を大切に作る心、地域を思う心と言いますか、そういったことは大切ですし、そういったことは教育の中でしっかりと学んでいってほしい、そしてそのことが将来の地域づくり町づくりに繋がっていくというこ

とは議員と同じように強く願っているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の質問を終わります。

次、7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは一般質問に際しまして一言申し上げます。昨日の3月11日は2万2081人が犠牲となった東日本大震災から7年となります。改めまして多くの犠牲の方々にご冥福をお祈りするとともに、未だ避難生活を強いられております故郷での安心した日常を取り戻すことが出来ない方々7万3349人がおられるとお聞きをしておりますが復興事業より一層加速させることを強く国に望むものであります。更に私たちの故郷、美深町心から安心して住み続けられるそんな町づくりに私共も心を砕きたいという思いで所管を述べさせていただきます。

それでは一般質問に移ります。最初は項目 行政、平成30年度町政執行方針についてお伺いしたいと思います。方針の中には町民が安心して住み続けられる活力ある町づくりを着実に推進とする平成30年度町政執行方針とございます。1つ目にお聞きしたいことは、開拓120年の意義、そして記念事業に齟齬がないかということとでございます。非常にテーマも時間と書いてときと読み、未来と書いてあすと読み、美深と書いてまちと読む、このようなテーマでございまして時間を刻み新たな未来へ～振り返ろう120年、みんなで築こうこれからの美深～として記念事業が行われるところでございます。更に方針の中には積み重ねてきた歴史、先人の偉業、苦勞を振り返り、感謝するとともに、美深町づくりを時代に継承していかなければなりませんとあります。ただ記念事業の中身を見ても120年を振り返る事業がどうも見受けられないということに私は懸念を抱いています。記念事業の意義と内容に1つの食い違いがあるのではないかとすることをまず1点はお聞きしたいと存じます。2点目は情報化の推進には大きな疑問が生まれて参ります。方針は昨年と同じ文言、内容であり情報化の推進を本気で取り組もうとしているのか甚だ疑問です。SNSソーシャルネットワークサービスの活用は今や特別なことではないことは前の一般質問でも指摘をさせていただきました。その内容について一定の検討をされたのか、しなかったのか質問の答えについては難しいということをお聞きしたいと思っております。次に3点目は農業の振興、そして環境と調和した安全安心な農業の推進は1つの重要な施策の柱ですが根幹を揺るがす国の施策にどう美深町としては対応しようとしているのかお聞きしたいところでございます。今国はTPP11のその動き、そしてその関連として種子法の廃止を既に決めました。4月からの施行でございます。農業競争力強化支援法も施行致しました。それによって農業の姿は壊滅的な打撃を受けるということは随分各所で

語られることでございます。町長の見解とその対策についてお伺いしたいと思います。4つ目は教育の振興に関して議会との議論を進めるという形になっておりますがその進め方の手法についてお聞きしたいと存じます。仁宇布小中学校山村留学継続と校舎建て替えについて議会との議論を深めるという表現で表せておりますが特別委員会での結論を踏まえて町長は地域づくり、町づくりの視点からどのように議論を深めようとしているのかをお聞きしたいと存じます。5つ目、高齢者支援の充実はどのような展開を進めるのか、今年度は第7期の高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の初年度でありその主たる内容、介護予防の普及推進のメニューがどのような中身なのか、また新たに地域で見守る体制の構築に向けた協議を進めるとありますが、その中身についてお伺いしたいと思います。6つ目は障がい者支援の充実で心配をする現状がございます。第5期の障がい者福祉計画の主たる事業内容はどのようなものなのか、方針では本町で生活をする障がい者の方々が地域で安心して生活できる環境づくり努めますとありますが、かぜる交流ステーション実証事業が撤退をするという情報を頂きました。その撤退への経緯とそれに対する見解、また障がいをお持ちの方々の就労の場の確保をどのように考えておられるのかそれをお聞きしたいと思います。以上、6点について町長に伺いたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今平成30年の町の行政執行方針等々から6点のご質問を頂いたところでございます。順を追って答弁を申し上げたいと思います。まず1つ目の開拓120年の記念事業でありますけれども、すでに申し上げておりますけれども100年の節目のような盛大な事業展開は考えておりませんということをお知らせしてきております。ただ、松浦武四郎生誕200年、北海道命名150年、更には我が町の120年、こういう事業が重なっています関係から冠をつける事業等もかなりあるのかなと思っております。それで先程、ちょっと皮肉気味に言われたなと思っておりますが時間を刻み新たな未来へというメインテーマを持っております。サブテーマでありますけれども、振り返ろう120年みんなで築こうこれからの美深というようにサブテーマを定めているわけがあります。これは読み方が色々あるわけですが時を刻みと時間を刻みとこのように読んでもらってもかまわないわけですが新たな未来へ、出来ることなら明日へとこういう認識を持ってほしいなということ更にはこれからの美深とこれからの町ということも含めてでありますけれども読み方は色々あるわけですがそういう認識を持ってもらえれば有難いな。そこで色々記念事業に対する齟齬がないかと認識の問題でありますけれども、ないかというお尋ねがあるわけですが私としてはそういうことに配慮をしながらこのメインテーマなりサブテーマを大事にしながら色々事業

展開を考えたところでございます。そこで記念となる事業としては1つ1つとしては花火大会、また添田町との友好親善訪問、更にはSUBARUと連携した120年の森の植樹祭、チョウザメ推進事業の講演会、更には試食会等々を計画している。この他にもあるわけではありますが大きなものとしてはこのようなところかなと思っております。これまで産業を始め教育、福祉、生活を含めた多くの町づくりにあった個人団体などに対する表彰等も実施しておりますけれどももう一度振り返ってみて、やるべきだなということも考えながら拾い出しをしていきたい。更には各種イベント等において放映された記念の動画等の製作、更には記録、これらも整理していきたい。更に先程も申し上げました松浦武四郎の生誕200年、北海道100年、事業と連携した今もやっておりますけれどもギャラリー展等々をしておるわけでございます。いずれにしてもこれらのことは全て歴史や先人の偉業、苦労を振り返るそれぞれの機会にしていきたいなと思っております。直接的にはどうだという話も中にはあるのかもしれませんがそういう機会を捉えながら先人の歴史だとか偉業だとか苦労を振り返っていく必要があるのではないかなと思っております。言ってみれば先人の築いてきた美深町120年をこの歳月をそれぞれの思いを馳せて町民が自ら未来に向かって前進をするこれからの美深町みんなで築き上げる次の世代に繋いでいこうとの思いを込めておりますので美深町を振り返る1つの機会として頂ければ有難いなというような思いでございます。その他、記念事業のあり方等でありますけれども規模の大小であるとか需要の多い少ないなど色々な考え方があるのだろうと思っております。しかしこれは冒頭に申し上げましたように100年の節目の時とは違って10年ごとの節目でありますから、記念事業としてこの程度かな、この辺が限界でなかろうかと、ご理解を頂ければ有難いなとこう思っております。私としてはかなり思い切ったつもりでおるわけであります。情報化の推進であります。次にSNSの活用について昨年の第3回の定例会の一般質問でも取り上げてご質問いただいておりますけれども個人のプライバシーだとか情報だとか知的財産権の配慮だとか利便性のある反面、若干取扱の難しいものがあるのではないだろうかなということをおし上げております。またこれらをやるとすれば専属で管理をしますかそういう職員の配置なども考えていかなければならない。そういう中で慎重に進める考えに変わりはないわけでありまして、その時点でも申し上げておりますけれども、早急と言いますか今年度30年度に導入する考えを持っておりませんと、こういうことを申し上げてきたのかなと思っております。また今回もそう申し上げておきたいというように思っております。地域情報基盤、言ってみれば光ファイバーだとか防災情報端末機さらにはJアラートなどの活用や維持管理更新など情報管理に努めておりますので色々ご理解を頂きたいなと思っております。次に3点目、農業の推進、



国の施策の部分でありますけれどもこれらの問題については町村会更には期成会等を通じて国に対し貿易交渉にあたっては食の安全だとか安定供給、食料自給率の向上等々国内農業・農村の振興に、損なうことのないように慎重に対応してほしいということを求めてきたわけでありまして。しかし残念ながら昨年11月のTPP11の交渉では大筋合意に伴い、関税の撤廃や削減について地域の影響が懸念されたということがございます。とりわけ農林業だけではありませんけれども当町は農林業を基幹産業としておりますので、北海道もそうでありますけれども農業者を中心に不安を抱えているということでもあります。なお3月8日、チリの首都サンティアゴで新協定の署名式があつて、茂木経済再生担当相が出席をして署名したということも報道されておりました、若干心配をしている。ただ美深町としては国の支援制度の活用と北海道の方針と足並みを揃えつつJA北はるかをはじめ関係機関、諸団体と連携をしながら適切な対応に努めたいとこう考えておるわけでありまして。個別の問題については色々あるわけでありまして、その辺はまた再質問等で出てくるのかなと思っておりますけれどもとりあえず農業の問題でありますからここで止めておきたいと思っております。次に、教育の振興で議会の議論の進め方等がありまして、仁宇布小中学校の山村留学の継続と校舎の建て替えについて、地域づくり町づくりの視点から議論を進めていくご質問を頂いたなとこう思っております。そこで仁宇布地区は松山湿原、トロッコ王国、冷水と16滝など美深町における観光の中心的な役割を担う地域であるという認識を私は持っております。仁宇布小中学校は地域の子供たちの教育の場であるとともに、山村留学制度による特徴ある学校であり、学校の行事に対して地域住民から積極的にご協力を頂くなど地域の活性化にこれまた役割を果たして頂いていると評価しております。この継続を図っていく事、そして学校運営を安定的に行うのが一定の児童生徒の確保も必要になってくるとこのように抑えております。全町的に人口が減少している状況から地元生も年々減少してきており、児童生徒の確保は喫緊の課題であるということも言えると思っております。山村留学の継続には住環境整備などの学校改築とまた新たな別な多額の費用を要する課題もあるわけでありまして、町づくりの教育的視点だとか今後議論をしていかなければならない部分も若干あるなとこう思っております。しかしながらこの議会の冒頭、初日でありましたけれども特別委員会からの報告等も頂きました。それをきちっと評価をしながら、私も理解をしながら教育委員会と協議をしながら今後進めて参りたい。教育長の答弁もあつたと思っておりますけれどもこの30年度の予算に基本的な考え方の基本設計の予算等も出しているということでもありますから、基本的な部分についてはご理解を頂いているのかなとこう思っております。ありがとうございます。5番目に高齢者支援の充実はどのような事業展開になるかということでもありますけれども7期目の事業計画および介護保険



事業の内容と致しましては、1つとしては地域包括ケアシステムの推進、2つとしては認知症高齢者対策の推進、3つとしては生活支援介護予防サービスの基盤整備の推進、4つとしては高齢者の積極的な社会参加、そして高齢者の権利擁護そして介護人材の確保等々に大きくわけてなるのかなとこう思っております。どれも大変と言いますか大事でありますけれどもこれらのことを重点的に取り組みたいと言いつけておるわけでありまして。その中で介護予防の普及推進と致しましては地域高齢者の状況把握に先ずもって努めなければいけないと思っております。従来からの各教室の継続であるとか普及啓発訪問事業や通所事業を進めるとともに、社会福祉協議会が組織されておりました活躍を頂いております。そういう中でありまして介護予防・日常生活支援総合事業体制整備促進協議体、構成団体は色々あるわけでありましてけれどもご理解を頂いているのかなと思っております。住民主体の介護予防活動の推進協力をなお一層進めて参りたいとこう考えておるわけでありまして。また地域で見守る体制の構築に向けては民生委員さん方には町の福祉委員だとか児童委員だとかというものも兼ねて頂いておりますけれども社会福祉協議会などと連携協議を進めながら見守り活動等々を高齢者だけではなくて要支援の援護者もおるわけでありましてから支え合う体制、これだけでは足りなくて自治会も相当協力しなければならないのではないのかなと思っておりますけれども、そういう体制づくりをして参りたいと。ここに来て色々講演だとかここ1、2年やられておりますので1つの方向に向かいつつあるのかなと思っております。最後になりましたけれども障がい者支援の充実で心配する現状があるというご質問であります。第5期の障がい者福祉計画の主たる事業内容と致しましては1つとしては障がい者施設の総合的推進体制の充実、体制の充実をしなければならないと思っております。更には地域での支援体制の充実これまた大事になると思っております。そして地域生活の基盤確保、ライフスタイルにおける個人支援体制の充実、いつもこの4点どれもこれも推進項目としてまた似たような言い方の問題もありますけれども似たような基盤の整備でありますけれどもこれらに向かって整備をして参りたいと、体制整備をしていきたいと。言ってみれば基本目標に沿って具体的な方針を定めて参りたいとこういうことでございます。その中で新たなものとして障がいを理由とした差別の解消の推進であるとか精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、地域行政社会の実現など、こういうものも盛り込んでおるわけでありまして。それと具体的に、かぜの交流ステーションの事業終了の経過と致しましてご質問がありましたのでお答えしておきたいと思っておりますけれども、これは美深福祉会が運営する多機能事業所ののぞみの1つの事業所として平成23年から2年の実証事業を経て今まで運営されてきたものであります。美深福祉会では来場者数の減少、おいでになられる方の減少とともに、経営赤字が増加している。

更に配置されている所員が退職を予定していることなどに加えのぞみの入所者の高齢化によるグループホームの職員の増員が必要になっているとこういう話も頂いております。したがって職員の配置が難しくなることからこの3月を持ってかぜの交流ステーションの事業を終了したいのだとこういう申し出があったわけでありまして、そこでかぜの交流ステーションの終了後の就労の場につきましては従来からのぞみで行っている農産加工やリサイクル事業等に移行することとなるわけでありまして、就労継続支援への影響はないものと考えておるわけでありまして、事業所は終了するわけでありましてけれどもそういうところに行っていただくということになるわけで影響は出ないのではないかとこのように抑えております。また就労の場の確保に関する将来像につきましては、のぞみに対する就労の場は確保されているなとこう思っております。将来的にも受け入れ可能な状況でありますので入所者の状況や希望によっては町外の事業所による受け入れもありますので関係機関との情報交換や連携を強化する中で更に就労の場の確保に努めて参りたいとこのように考えておるわけでありまして、以上、長くなりましたけれども全体の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 順番が逆になりますが最後の6番目の問題から改めて聞きたいと思いますが1つ目は第5期の計画書、これについては今年度平成30年から32年の計画書だと思いますが、それでいいのかどうかの確認とまだ手元にそれが頂いていない、予算審議にあたって非常に苦慮しています。計画そのものが手元に来ていない、その辺の対応はどうしてくれるのか、きちっと出してもらえるのかどうかその辺のところからまず確認をしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私、30年32年ということはその通りだということに思っております。それでこの間、委員さんの会議等々も終わりましたので私の報告も受けましたのでまとめておると思っておりますので議会中になるか終わってからになるかわかりませんが、その辺の新しい計画書については出せると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 町長の今の答弁の中にも先程の基本的な事業内容について何点が挙げて頂きましたが特に国の法律改正が次々とあって、そして障がい者の支援の仕方も当然計画の中では変わってきていると思っております。それらについてもしっかりと事業計画を見なければ、予算審議にも入れないという現状ですからそれはしっかりと予算委員会のはじまる前に計画そのものを出して頂きたいという苦言をまずは申しておきます。そして次に私の手元にあるのは第3期の障がい者の福祉計画のペーパーしか手元に持っておりませんが

それを参考にしながら色々質問の中身を組み立てたのですが福祉計画の中で多分同じような内容になっていると思いますがこの中には特に知的障がい者、精神障がい者あるいは発達障がい者の方々の地域生活への移行を推進するということが大きな目標になっていると思います。先程、かぜる交流ステーションの撤退のことをお聞きしましたが就労の場は仕事の場所が具体的に現在やっている農産物の加工だとか、あるいはリサイクルへ移ることによって、確保できるのだというお話でありましたが、しかしこの地域生活の意向というのは町の中に出ようということ、かぜる交流ステーションは町の中心部にある施設を使って町民との色々理解を頂くためにもそういう場所を設置したというように考えています。そこから今進めている農産物の加工ですとかリサイクルへ移行するということはある意味、今言った町の中に出ようよというそのものが撤退することにならないかというように懸念するところですが、それらについて考え方と対応、今後どうするのかについてもお聞きしたいところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 撤退という言葉だけで言うとそういうことを言われるのかなと思いますけれども大きく他の町村へ持っていかとかそういうことではありませんので、町の中でやられるわけでありますからそういうことにはならないのかな。ましてや農産物加工等々については自分の事業所でやる、更にはリサイクルセンター等々でやられるわけですから、そういう大きなことにはならないのかなと思っております。そしてただ先程申し上げましたような色々な理由がありましてのぞみの事業所として色々考えて今後進められないと、赤字ですとかということもあるものですから残念なことでありますけれども理解をしてやらなきゃならないなとかこう思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 受け皿としてののぞみの事業は当然わかります。わかりますが町のしっかりとした障がい者の福祉計画を立てて進める中では、今のぞみが撤退するという情報の中ではその場所にしっかり働く場所を継続させて行くような道の可能性はないのかということについては、検討あるいは他の社会福祉法人ですとか様々な知的障がい者の受け入れるところはこの近隣の市町村に沢山あります。それらについて打診をするなり、そういう行動はとられたのかどうかそこら辺の考えはどうですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々対策を練った結果としてこうなっているということをご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） とられたという解釈でいいですか。そういう行動をとられた今ある就労の場所として、かぜの交流ステーションを残したままいわゆる経営主体が変わってあそこで障がい者が働ける場所として継続していくようなそういう手段について検討し、あるいは交渉等を行ったという解釈でいいですか、今の答弁は。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと残念なことなのですが、のぞみとしてはあの施設と言いますか就労者含めて従業員含めて撤退をしたいという、やめたいという色々な悩みというか施設としてもあったかに聞くわけでして、私共としては、まあまあそうはいうけれどもと言って議論するわけでありましてけれどもなかなかそこまで押し切れるというような状況ではなく、非常に福祉なり障がいという問題については難しい課題が沢山あるのだと言うこともご理解を頂きたい。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） またこれについては別な場所で議論したいと思いますが、時間がないので次にいきます。高齢者支援の充実についてお伺いします。これについては、先ず1点目、先程言ったのと同じように第7期の計画書が私の手元にございませぬ。議員の手元には一切ございませぬ。これについて予算審議にも委員会審議にも望めないという悲しい状況です。これらについて予算委員会の前に提出があるのかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私、報告を聞いておりますので出せるものは出していけるのではないかと、まとまっているというように聞いています。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは速やかに提出をお願いしたいと存じます。2点目は今回介護保険の1号被保険者の保険料は前期の第6期と変わらず上げないということを盛んに説明の中でも頂いております。私は一安心しているのですが、一安心はしているのですがただその中で第6期と同額となった根拠と言うものも計画書そのものが手元にないのでわからないのですね。それらについてお聞きしたいことと、それによって高齢者への支援体制というものは後退するのかあるいは第6期と同じ体制を維持できるのか、あるいは更に進んで前進をするのかその辺のところの中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 介護保険の料金等については先に発表していると言いますかお知らせした通り前期の計画通り進めると、そこで内容については後退するのかというお話も頂きましたけれどもそういうことはありません。その中で前期と同じような十分な体制を

とれるというように思っておりますし、先程申し上げた新たな取り組み等についてはやれるものはやっていくと、こういうことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に4つ目の教育の振興、仁宇布小中学校の山村留学に関してお聞きしたいと思います。地域の特色性と言いますか、あるいはその辺のところは町長も十分理解をして、これから地域づくりを進めたいという答弁を頂きましたが特別委員会の論点としては、いわゆる人口減少に歯止めをかけるような、特に仁宇布地区の対策というのが急務ではないかという1つの結論でございました。そしてもう1点は核となる人材の育成と先程町長が言われた地域資源を活かしたあるいは活用した今までの発想とは違う視点の地域振興策というのを議会としては求めるという形に結論なっています。それらについて町長の考え方、どのように地域振興として人口増を図っていくような仁宇布地区のそれを進めようとしておられるのか現時点での考えで結構でございますからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 現時点でと言われるわけでありましてけれども何回か特別委員会を開いて頂いて最終報告を先の初日に頂いたところでございまして、私も読ませてもらっております。議員さんそれぞれ色々な立場があったのでしようけれども特別な反対もなく1つの方向に向かっておられるのかなと、そういう面では有難いなと思っております。その中で地域振興と言いますか人材づくりについて少し注文と言いますか提言も頂いているというように理解をしている。ただ人づくりというのは相手のある話でありまして、これまで非常に努力はしていきたいと、一生懸命努力はしていきたいと思っておりますけれども一応一斉にこうです、ああですというところまで至っていないのだということは今報告頂いたばかりでもありますし、なお言い切れない部分があります。色々検討して参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） ただ1つは、折角ベクトルは一定の方向に向いたのですね。ベクトルは向いたのですから後は中身についてしっかり議論を深めるということですから情報のキャッチボールというものは大事だと思います。やはり議会は特別委員会でこうした方がいい、こうあるべきだという1つの結論を町側に示しました。町側もそれについて、いやこのようにしたいと町づくりをこのようにしたいと、その辺のところはやはりこれは早い時期に一定の考えをまた投げ返してもらおうと、更に議会としてもそれについてどうなのだということにしっかり議論して、また町側に投げ返すと、そういうその議論を繰り返す



というのがこの議論を深めるということになるのかなというように私は考えていますがそのような形でよろしいかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的にはいいのかなと思っております。ただ基本的に私どももそういう前提に立ちながら学校の基本設計等々もただ先程も答弁致しましたけれどもその他の住宅対策だとか色々な課題等も新たに出てくるのではないかとということも懸念をしておるわけでありまして、その辺の議論も議会ももちろんでありますけれども教育委員会等々、そして町の中の議論も積み重ねていかなければならないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは3つ目の農業の振興についてお伺いしたいと思います。町長としては町村会等ありとあらゆるところとの連携によって現在まで慎重な対応を求めてきたという答弁でございました。町長の方から3月8日の調印がいみじくもあったというご発言もありましたが、このTPPというのは色々考え方がありますが1つはいわゆる大企業、あるいは投資家が支配する協定であって富裕層の1%が更なる富を得るルールだということに、ある意味極論を言われる方もおります。貧困の格差を助長し人権や環境に悪影響を及ぼすものとして相当な批判が生まれています。更に出資法廃止は4月に行われます。今、元の農林大臣の山田農林大臣ですね、自民党の議員ですがこの方非常に有用しておられまして、いわゆるSNSを利用して全国にこの出資法のTPPを含めて出資法の問題、そして農業競争力強化支援法の施行の問題がこれから日本の農業は本当におかしな状況になるのだということを訴えかけておられます。特に今新潟県などでは既に条例等も用意をしてこれに対応するような動きも出ていますし、あるいは長野県などもそのような動きを示しております。北海道にあっては今要項だとかその辺のところに対応しようというような動きもあるというように聞いておりますが町長としては他府県の動きあるいは北海道の動きについてどの程度情報を持ち対応しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員の方からTPP11に関する大枠と言いますかご心配を頂いておるところでございます。私も基本的にはTPPには課題があると問題があると、これは全くその通りでありまして、ただ農業に1番課題があるのかと言えば農業でなくても他のものも色々あるのだということでもあります。北海道としては農業だけではありませんけれども国の検討されている項目また等々を参酌しながら道は道としての一定のまとめだとか、そういうものもやっておるわけでありまして、この2月の末に本当2、3日前でありますけれども私の方に届いたものもありまして、全部読み切っておりませんが少し

読んでいる状況でございます。その中で北海道としては影響のである農業で言えば影響のである項目といたしますか、特に影響のである例えば小麦であるとか砂糖であるとか、まありんごもそうなのかな、牛肉、豚肉、乳製品、こういうものを中心に影響出ますよということを非常に心配されて、セルフガードだけでありませんけれどもガードの出来るものは積極的に導入をして対策をしていかなきゃならない。我が町的にもそれらを受けながら心配をしております、実際どの程度になるのかなという全く仮でありますけれども全体的にうちはもちろん小麦が少しありますし、砂糖の原料になるてんさい、ビート、芋も出るのかなと思ったら芋からはでんぷんが少し出るのでありますが、わずかですから出てこないのかなと思っております。その他、畜産ですね牛乳が非常に乳製品という形で非常に大きく影響してくるのかなそう思っております。したがってこれらの3品目と言いますか4品目が特に乳製品牛乳の部分等については心配しておるわけでありましてTPP11はもちろんそうでありまして、それよりも何よりも一番大事なのは農業者が農業を離れるような、これで加速される部分もあるのかもしれませんがそういう心配事が実は後継者も含めて非常に、他の3件もそうでありましてそういう問題、そして町の本当の全くの試算でありますけれどもどのくらい影響がでるのかなと1億を超える影響は出るだろうと、我が町の畜産を含めた乳製品が7割くらいの今生産量になっておりますけれども農協でいうところのウエイトになっておりますからその中で7割強、畜産農家全体で1億とすれば相当な打撃になるのかな。ただそこでそうは言うけれども個別に見ればいくらになるのかなと、ただ乳製品だとか乳価だとかセーフガードだとかそういうものも既に発足しております、相当救われてきている部分もあると、そういう部分で今見ておるわけでございます。そういうことで今後の動き等々をまだまだ見ていかなければならないと、実際発効に向けてどうなっていくかと色々な仮説だとか新聞報道等も見ておる段階でありますけれども、なかなかこれは非常に難しい話でありまして、そしてまたその国が条約を結ぶ関係でありまして、なかなか北海道も苦勞しているくらい。それよりも増して我々がそれらの資料から参酌しながら色々考えていくということは非常に難しい、一般論としてはわかるのですがなかなか具体的にこうだということについては難しいものがあります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）今町長の方からは実際に影響を被る我が町の農業のことについて概ね1億円を超える影響が出るだろうというような試算的なお話をいただきましたがTPPの更に進んでその種子法が執行することによって今度は米の品種の種子についても従来は北海道では農業試験場ですか、そこではやっていたことも民間に全部移行しなければいけないという結果になると思うのですがその辺のところも日本で作る種がなくなる、そして種

はいわゆる世界のグローバルな企業によって独占されてしまうというような時代が起こることも、この山田雅彦さんは訴えかけて何とかそれと変わるものを例えば北海道なら北海道で条例をしっかりと作って対応するなり国は国として公共品種の保全法を制定すべきだという話もしておられます。それらの動きについて今後動きが出てくるかと思いますがそれらについて町長の見解をお聞きして、この業の問題を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 種子法といいますか、米の関係のことを今言われたのですが北海道レベルでは若干心配事があるのかもしれませんが。ただうちの場合特にもち米団地で100町ほどでありまして仮に私もまだ調べていないものですから、あまり余計なことが言えないのですが、そういうことがあるのかないのかも含めて、そしてまたあったとしても私もどこまで米の問題等について言っても国なり道なり、また生産団体の相手にしてもらえるのか、生産量が小さいと面積が小さいと規模が小さいと何を言ってるのよぐらいの軽い調子でそうやってやられますので、その辺のところもご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に2番目の問題に移ります。情報化の推進に関してです。前回もそうでしたが、どうも町長と噛み合わない部分があります。美深町は光ファイバーの整備にあたって相当な国の予算も引き込んで、これは多分平成11年でしたか光ファイバーも整備しました。それはハードの部分であって私が言っているソーシャルネットワーキングサービスと言うのはソフトの部分です。ハードがしっかりあってもソフトを上手に使いこなせば使いこなしをしなければ情報は伝わっていかないということなのですよね。その整備をしっかりとこれから取り組む必要があるのかなということでも前回もそうですし、今回もそうです。特に今議会で出てくる医師の確保の問題にしても前にあった企業誘致の問題にしてもある意味、まあ世界にはと言いませんが日本国内にその情報をしっかりと発信して、来てもらう人を掴むためにはやはり今公式のSNS、それぞれの市町村の自治体が公式のSNSをしっかりと運用しています。それは先ほど町長が言われたように取り扱いが難しいとか管理面の問題だとかそれらもあって、慎重に今年度はしないと行ったけれどもしかしそれらはそこまで難しい作業ではございません。それらはお金のかかる中身でもございません。それらのことをしっかりと情報発信の部分ではする必要はあるなということで、そのことについて理解の仕方について私も勉強の最中ですがもう少し勉強してほしいと思いますのでその辺の見解をお聞きしてこの問題を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域情報基盤整備ということで光ファイバーの話もされましたの

で少しその辺の話も直接ではないのですがしておきたいと、実はこれが整備だけではなくて運用といいますか今後のことで色々と金目のかかる時期に来ておまして道内で町村が集まりまして、それぞれ検討を回答等を積み上げている状況であります。非常にこの情報網と言いますか機械の導入、入れるのはこの光ファイバーを入れるのにも10億を超える金で国が全部持ってくれてびっくりするくらいのことで、全道どこでもやらないでうちはかなり早くやって近隣でも今のところ上手くいったなというくらいのことを褒められています。今、そのソフトの部分で更新の時期に来ておまして非常に金のかかる話で苦慮している時代であります。そのようなことで総額的には一生懸命、情報整備ということについては取り組んでおるわけでありますので、ご理解を頂いておきたいなと思っております。それと前回もそうでありましたけれども今の段階では導入出来ないのだと専属の人間もいるのだということも含めて申し上げておって、更にこの問題は3年、4年は検討させてくれと、時間を貸してほしいとこういうことを申し上げて、今日この間言われて今日出てくると思わないで、3年も経ったかな4年も経ったかなと思ってびっくりしているのですが、そう言うようお願いしたところでありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは1番目の問題に移ります。時間がなかなかない中であれですけども1つは先ほど町長の答弁の中では盛大な事業は考えていないと、この程度の事業内容で済ませたいというお話でございましたが予算規模的には1千万以上のお金を使います。それには400万の地方債を使うということでございますが、その事業内容と予算規模が盛大な事業は考えていないという中で適切なかどうなのかというところはその辺の判断はどのようにあったのか、それをまず聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） もっともっと大きくすればいいのかわかりませんが、手元にあるやつで申し上げますけれども花火で250万くらい。ただこの部分については議会だけでなく他の会合等でも申し上げているのですが実行委員会形式で民間といいますか法人といいますか個人といいますかというところも応援もいるよと、そのようなことで1,200発程度上げたいのだというようなことも申し上げておりますのでこれが総枠としては内枠としては250万程度でありますけど300万なのか350万なのか場合によっては、まあなんぼなんでも実行委員会を組んでも500万も後250万も出してくれればいいのですがそうはいかないのではないのかなと思っているのですけれども、そんなことも期待をしておるわけであります。添田についても340万程予算を組んでいます。チョウザメの関係で講演会をやりたいと、これらについても地方からさかなくんのようなああい

う方々のようなタレントを呼べば150万くらいかかるのではないかと考えておりますし、また今年どうだとか近隣松浦武四郎の件もありますしカヌーの大会を大きくやりたいということで、これまた単独ではありませんけれども50万程度はかかると見ております。そして植樹祭の関係でありますけれども120年の森で、できたら100年の時の森をつくったやつも行くときとか見てみたいものだな、このようなことも職員の皆様方をお願いをして段取りをしてくれというようなこともありまして、これらについてはSUBARUであるとかニトリであるとかそういうところも若干応援してくれるということになってくるのかなとそんなことを見込んでおりますけれどもそういうものについても植樹祭を考えております。その他、今年も行ってきたのですけれども武四郎祭り、松阪市の訪問ツアーがありますのでこれに出来れば参加していきたいという、招きが恐らくあるのではないかと考えておりますのでそのようなことも考えていきたいと考えております。更に先ほど申し上げた記念式ということではありませんけれども表彰式的なことも事業として考えていきたいと、更には先ほど言いました記念動画的なものも整備をしていきたいとこういう諸々で1,250万程の予算を組んでおります。その他に文化会館の事業として例年ですと900万ないし1千万の金でありますけれども500万程度上積みをして充実してもらおうという形の中で事業展開をしていきたい。先ほど冒頭に言いました、120年の冠をつけるだとかそういう事業等については特別な予算設定はいらないのかなと若干出てくる場合もあるかもしれませんが大きな金はいらないとこう考えております。したがって1,200万とCOM100の行事の500万を入れると1,600万程度かなと、このぐらいのことに120年事業としては考えております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 地方債を使うことの是非についてはお答え頂けなかったと思うのですが、もう時間がございませんので次に移りますが、この記念事業は誰による誰のための記念事業かということなのですね。100年事業の時には計画時点から実際にいくつもの町民参加による企画参画の中で進めてきた。結果として延べ6,160人が参加をする大きな事業となったということが事務報告書には書いてあるのですが、120年であってもみんなで作る美深ということの実践のところにはやはり事業の中身、先ほど実行委員会からの要請があって花火大会とかの話もありましたがみんなで作る美深町の実践の中では、やはりそういう形式を踏んで例え小さくてもそういう事業計画を立ち上げるべきではなかったのかなというように考えるところですがそれらについてはどう考えるのかということと、それから今後29年度のそれについては事前事業の準備の中でも議会から指摘をされたと思います。ロゴマークのことについてですね。それらについてもっと町民を巻



き込んだ記念事業にすべきだというように思うところがあります。そういう意味では補正を組んででも歴史文化をしっかりと振り返る事業を今後組み立てていく必要があるのかなと思います。それらについて考え方を伺います。平成10年に生まれた方は今年の20年の式典の日に成人となって、その間歴史を振り返る時間と機会がどの程度あったのかなということが非常に疑問句であります。学校教育の中でも先ほども同僚議員が話をされた時にやはり大人も子供も郷土を見直す機会をつくるということがとっても必要なのだということで教育長はその通りですねという答弁されたと思うのですが時代への継承をしっかりとつめる記念事業にすべきだとそういう意味では1つには今後の開拓150年事業に繋がるそんな積み重ねる事業、例えば町史の編さんにしても100年事業の時には非常に苦勞されて作られたと言いますから事業の中には例え10年20年30年であっても、そこにやはりエポックとして1つの組織をしっかりとつくって資料を収集したりあるいは調査したりということが1つは必要なのかなと思います。そのようなことも地味ですが事業の中身としてやはりやるべきだというように思います。あるいは今回資料室が昨年度の予算付けでリニューアルしてまもなくオープンだと思います。いわゆる歴史文化を体感するようなそのような事業やアートギャラリー推進事業といいますかいわゆる町が持っている未公開の秘蔵のアートなどの展覧会をすとか、それらの歴史をしっかりと振り返る事業の中にはなるのかなというように思います。これは1つのアイデアですがそういった形で、この120年を振り返って町民1人1人がこうだったのだなという、次にどう繋げるかというそういう事業も事業の1つとして組み立てる必要があるというように思っています。それらについて6月の補正でも結構です、9月の補正でも結構です。しっかりとそれを組み立てて町民と共有していくという作業が必要だと思いますがそれらについての考え方はどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々言われるわけでありましてけれども120年の事業としては、足りないものもあるかもしれませんがこれが中心になっていくと、特別大きな補正だとかそういうことは今の時点では考えていないわけでありまして。花火等の話もありましたけれども、これは誰のためにとこういうことを言われますと我々なり議会議員さんだけで見るものでなくて、全町民に子供から大人まで、もう何十年も大きな花火大会を我が町でやっていないということも聞かされておまして、そういうことでは喜んでもらえるのではないかなと思っております。その他の実は新年度の予算に入っておりませんが、先にペナントの話がありましたけれどもペナントの作成だとか何だか町がある程度段取りしましたよということで募集と言いますか、そこで決めようかなと思ったのですが先のお

話等々もありましたから最終的には町民のアンケートを頂いて、アンケートの数が多いもので整理をすとか、そういう手法も言われたことについてはやれることは積極的に取り上げながら進めておるつもりでありますのでご理解を頂きたいなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に項目 教育、平成30年度教育行政執行方針について質問を続けたいと思います。1つ目には方針に明記された仁宇布小中学校の山村留学の継続と老朽化校舎の建て替えによる教育環境の改善を図るとの見解に私は拍手を送りたいと思っております。今後特別委員会からの指摘あるいは提言について所見を伺うとともに、具体案を提示する時期についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。2点目は芸術文化活動の中で昨年美深町郷土研究会から提案され共同事業として取り組む基本的合意のあった写真での美深の歴史保存事業について現在までの考え方と進捗状況を伺うのであります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、教育に関わって2点のご質疑を頂きました。まずはじめの特別委員会における指摘提言等の所見それから具体案の提示の時期等の質問でございますけれどもこのたび特別委員会でまとめられました内容につきましては、これまでの実績を踏まえ一定の評価を頂いたものというように受け止めているところでございます。その上に立って現状における課題ですとか、進めるにあたって色々な課題があるということもご指摘、更にはご提言を頂いたのかなというように考えるところでございます。言ってみれば正に町民の多くの方々が心配されている点ではないのかなというように考えているところでございます。今回の報告を十分に踏まえる中で今後のあり方についてしっかりと考えていきたいなというように考えているところです。先ほど町長の方からもお話がありました、そういった中で平成30年度の予算において基本設計を計上させていただいております。今議会の中で可決という形で決定をいただければ今後具体的な協議に入っていくという形になりますけれども特に山村の関係者等の意見などもしっかり聞く中でその基本設計の中で具体案を協議していかなければならないというように考えています。沢山のご提言を意頂いていますから、それが全てその中でまとめきれないものではないかなと思います。最大限取り組んでいきたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。次に2つ目の写真で残そう美深の歴史事業について、でございます。先ほどお話頂いた通り郷土研究会の方からのご提案を頂いたという形でございまして、町内の多くの世帯において様々な事情の中で各個人が持っておられる写真を処分されていくという状況があると。そういった中で町の歴史の資料として考えるに値するものではないかなと、

ということで会の方からは何とか保存ができないものかというお話があったというように受け止めているところでございます。そういった中で特に作業を進めていく中において教育委員会としても協力頂けないかという趣旨のお話であったというように考えているところでございます。教育委員会としても歴史資料との成り得る写真の保存というのは町の文化、風俗等を伝承していく上で大切なことであるというように認識を持っているところでございます。今回郷土研究会が取り組まれますこの事業に対しましては出来る限りの協力をさせて頂きたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず1つ目の仁宇布小中学校の問題、1つは具体案を提示する時期について伺ったのですが色々提案の中身も多いということの中から具体的なお話はなかったのですが改めて今年度の基本設計の計画からしますと年度内にはしっかりと計画を立てなければならないのかなと思います。それらの時期をある意味先ほど町長さんにも議会とのキャッチボールが1つございますから、しっかりとキャッチボールが出来るような遅い時期ではなくて一定程度早い時期にやっぱりしっかりと提示をするような形を示すべきだということに思いますが見解をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今お話した通り基本設計を取り組んでいくということで、その中で概略をまとめていく形になります。その時に今回ご提言、ご指摘等があった点が非常に多く関係してくるだろうというように考えております。色々な来年度の予算含めて考えた時にはいずれにしても年内には一定の考え方の整理をしていかないと間に合っていないことになりますので基本設計の進捗状況にもよりますけれども出来るだけ早い段階でのご提示、ご協議を申し上げられたらなと考えております。ただ今の段階で何月にするという具体的なことについてはご答弁しかねますのでご了解を頂きたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは次に2番目の問題です。これについて1つはこの郷土研究会から提案のあった共同事業については、理解をされて合意についても基本的につくったという認識でおられるという先ほどの答弁をお聞きしました。作業に必要なものについては出来るだけ協力を惜しまないと言う答弁でございましたが、ただ郷土研究会に限らず様々な町の色々な組織の方々が実はこのような事業をしたいのだという形で提案等にする場合に特に教育委員会の中では郷土研究会の中では4月1日に総会がありますから、その時点でこれはその前に役員会それから担当者会議等々何度かの協議を踏まえて総会に提出されます。総会に昨年の4月1日の総会にはこの写真で残そう美深の歴史保存事業という

ことでいわゆる先ほど教育長からもお話ありましたように、やはり各家庭からどんどん捨てられていくその写真というものをデジタル化して、しっかりと資料として残していく必要があるのではないかと。特に一般ごみの処分場の閉鎖も重なって、昨年度は特にそういうことも緊急に必要なのではないかとということで郷土研究会は事業をやろうということで取り組んだのですが写真も一定程度、郷土研究会のメンバーなり、あるいは昔写真家だった方々からも相当数集まっていたのですが如何せんそれをデジタル化する機器が常に何度か話をするたびに、その予算が伴うことということで結果的には1年間経ってしまったという経過になります。その1年間進まなかった要因というのはどこにあるのかということとは1つお聞きしたいと思いますが、もう1つは出来るだけ協力を惜しまないということですが実際にこの事業は4月1日には2年目を迎えます。その出発の時点でそれらが具体的に稼働させることができるようなそういう状況に成りえるのかその辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） この事業を共同事業として取り組む基本合意のあったという書き出しになっているのですがこれを共同事業と言うのか、教育委員会として協力をさせて頂くというスタンスで基本的には考えているわけでありますけれども、そういった中で色々な機器等のお話も今ありました。私が担当から色々な状況で聞く中ではやはり作業は作業として進めて頂くという形で、その中でどうしても難しい部分があればそれはまた考えて協議をさせて頂くというお話をさせて頂いたという経緯で認識をしているところでございます。お互いの協議ですから、お話した趣旨がお互いに十分受け止められたらどうかという課題もあるのかもしれませんが、いる人も教育委員会が100%主体となって全てを進めていくということではないというように認識をしておりますのでそういった中で、今出来る作業の中で不都合な点が何なのか、特に今お聞きしている部分については特にネガからデータ化していく部分についての機器がないというお話がございました。それが教育委員会として全て持つべきが正しいのかどうなのかという課題もあるかもしれません。そのようなことも含めて事業として必要なところはどこなのかというところの議論というのは、もう少しさせて頂く部分が必要なかなと思っています。それぞれの団体というところちょっと語弊があるのかもしれませんがそれぞれの活動をされる中で、それぞれが持たれているものを使って頂くということは大前提です。その中で教育委員会としてどこまでお手伝いできるのか、支援できるのかということになってくるかと思っておりますので今後ともお互いの少し意思の疎通という部分でキャッチボールが十分ではなかったのかもしれませんが、その辺をしっかりと協議をさせて頂きながら進めていくようなこの教育委

員会としての協力体制をつくっていきたいと思いますのでご協力の方をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） なかなか意思の疎通をするというのは難しいことございまして、ただ口頭でのこのようなやり取り、私も郷土研究会から一定の文章をお持ちして、こういう事業を郷土でやりたいということを提案

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君に申し上げますが時間が経過しましたので発言を止めてください。

○7番（岩崎泰好君） わかりました。また次の機会にこれは進めていきたいと思います。以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の一般質問を終わりますが、その前に町長に確認を取りたいと思います。先ほどの第7期高齢者福祉計画並びに5期の障がい者福祉計画に関して先ほど素案なのかどうかわかりませんが予算委員会までには提出できるような発言であったと思うのですが、その辺は間違いはないですか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 先ほどの計画書につきましては、2つ共でございましてけれども最終段階に入っております。策定委員会等は終了致しまして、細部点検の上、決議する状況になってきておりますので内容としては遜色ないと思いますので最終的な案の段階ということですが参考にしていただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） そうしたら委員会には素案として出せるのですか。

○保健福祉課長（望月清貴君） はい。

○議長（倉兼政彦君） 休憩をしますけれども、いつも成案が出てくるのは7月ですよ。ですから今の時期普通は出ないと思いますけれども。休憩を解きます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） まだ決済前でありますので決済にしたがって案の段階でまとめておりますので出したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ということであります。これにて一般質問を終了いたします。

---

### ◎日程第3 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題と致します。

お諮りを致します。13日から15日までは新年度予算案の審議及び議案調査のため休会としたいと思いますがそのように決定をしてご異議ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって13日から15日までは休会とすることと決定を致しました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会と致します。どうもご苦労様でした。

散会 午後3時22分



平成30年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第3号（平成30年3月16日）

---

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第12号 委員会報告（美深町商工業担い手支援条例の一部改正について）
- 第 3 議案第16号 委員会報告（平成30年度美深町一般会計予算）
- 第 4 議案第17号 委員会報告（平成30年度美深町国民健康保険特別会計予算）
- 第 5 議案第18号 委員会報告（平成30年度美深町後期高齢者医療保険特別会計  
予算）
- 第 6 議案第19号 委員会報告（平成30年度美深町介護保険特別予算）
- 第 7 議案第20号 委員会報告（平成30年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算）
- 第 8 議案第21号 委員会報告（平成30年度美深町下水道事業特別会計予算）
- 第 9 議案第22号 委員会報告（平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算）
- 第10 議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の  
一部改正について
- 第11 議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一  
部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第12 議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第13 議案第11号 美深町給水施設設置条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第15 議案第14号 美深町都市公園条例の一部改正について
- 第16 議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第8号）
- 第17 議案第3号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21 発議第1号 特別委員会の設置について
- 第22 承認第1号 閉会中の継続審査の申し出
- 第23 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出
- 第24 議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第9号）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 川端秀司君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育長 石田政充君	教育次長 玉置一広君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会長 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 羽野保則君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局 長 羽 野 保 則 君      事務局 係 長 神 野 勝 彦 君



開会 午前 10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませう。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告を致します。休会中の13日に総務住民常任委員会が開かれ付託事件の審査を行い審査結果報告書が議長宛に提出されており本日の会議に付議しております。また予算特別委員会が休会中の14日と15日の2日間の日程で開かれ付託事件の平成30年度予算案7件についての審査を終了し委員会報告書が議長宛に提出されており本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。議会側から発議1件、承認2件の合計3件です。

次に休会中に受理した陳情等について申し上げます。生産性向上特別処置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望書の1件であり、資料として配布しております。次に休会中に受理した報告書について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書の1件でお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第12号 委員会報告 美深町商工業担い手支援条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第12号美深町商工業担い手育成支援条例の一部改正について議題と致します。本件につきましては、総務住民常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際委員長から審査の経過並びに結果についてご報告を願います。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 総務住民常任委員会の報告を致します。去る2日に付託された議案第12号美深町商工業担い手支援条例の一部改正についての審査の経過並びに結果についてご報告いたします。本件は13日に総務住民常任委員会を開催し担当部局の出席を求め本条例の改正の経緯、内容の説明を頂き慎重に審査を行いました。今回の条例の一部改

正は商工業経営を目指す担い手の育成及び人材の確保を図る為、新規開業前に試験的経営を行う事業者いわゆるチャレンジ事業者に対して支援を追加することになっております。本委員会としては、慎重に内容審査を行ったところ本条例の一部改正により新たに商工業を志す事業者に対し1年間の商工業経営の安定と定着を見極める期間として補助金等の必要な援助が行われることにより人材の確保や商工業の振興を推進されることから本条例の一部改正は全員一致より原案可決すべきものと決しております。なお、審査経過において対象者及び要件、チャレンジ事業助成金等に審査の時間等をかけましたが商工業の人材確保対策としての条例の一部改正であり今後も利用者ニーズと時代に対応した条例であることを絶えず検証し商工業の振興の目的を達するよう必要に応じた見直しを行う必要があると委員会の結果といたしました。これらの意見を附して報告を致します。以上、総務住民常任委員会の審査報告と致します。

○議長（倉兼政彦君） 委員長報告が終わりましたので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第12号について採決を行います。本案につきましては、委員長報告は可決です。議案第12号に対し賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第12号美深町商工業担い手支援条例の一部改正については委員長報告の通り可決されました。

---

◎日程第3 議案第16号 委員会報告 平成30年度美深町一般会計予算

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第16号 平成30年度美深町一般会計予算乃至日程第9 議案第22号平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算までを一括議題と致します。平成30年度各会計予算案7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会の審査の結果について委員長から一括して報告を頂きます。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君） 予算特別委員会委員長の審査報告。平成30年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は3月2日に付託されました

議案第16号乃至議案第22号 平成30年度美深町一般会計予算他、5特別会計予算並びに中央簡易水道事業会計予算について14日及び15日の2日間に渡り審査を行いました。審査の経過につきましては議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略致します。審査の結果につきましては一括ご報告申し上げます。議案16号 平成30年度美深町一般会計予算につきましては賛成多数により原案可決すべきものと決定しました。次に議案第17号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計予算 議案第18号 平成30年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算 議案第19号 平成30年度美深町介護保険特別会計予算 議案第20号 平成30年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算 議案第21号 平成30年度美深町下水道事業特別会計予算これらにつきましては全て原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。平成30年度各会計予算の委員会審査にあたり各委員から指摘のあった事項などについては研究改善に努力され今後の予算執行にあたり十分留意して頂くことを理事者側をお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 予算特別委員会の委員長報告は議案第16号乃至議案第22号は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑討論を省略し採決を行います。この採決は議案第16号のみ起立で行います。訂正を致します。この採決は起立をもって行います。

議案第16号 平成30年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を願います。

（起立多数）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。したがって議案第16号 平成30年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第17号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって議案第17号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第18号 平成30年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって議案第18号 平成30年度美深町後

期高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第19号 平成30年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(倉兼政彦君) 全員起立です。したがって議案第19号 平成30年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第20号 平成30年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(倉兼政彦君) 全員起立です。したがって議案第20号 平成30年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第21号 平成30年度美深町下水道事業特別会計について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(倉兼政彦君) 全員起立です。したがって議案第21号 平成30年度美深町下水道事業特別会計については原案の通り可決されました。

次、議案第22号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(倉兼政彦君) 全員起立です。したがって議案第22号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算については原案の通り可決されました。

---

◎日程第10 議案第8号美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第10 議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について議題と致します。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 別段質疑がなければ終了致します。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第8号について採決を行います。議案第8号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第8号 美深町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第11 議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について議題と致します。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第9号について採決を行います。議案第9号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案の通り可決されました。

---

◎日程第12 議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正について議題と致します。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第10号について採決を行います。議案第10号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第10号 美深町介護保険条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---



◎日程第13 議案第11 美深町給水施設設置条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第11号 美深町給水施設設置条例の一部改正について議題といたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第11号について採決を行います。議案第11号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案11号 美深町給水施設設置条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第14 議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第13号について採決を行います。議案第13号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第13号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第15 議案第14号 美深町都市公園条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第14号 美深町都市公園条例の一部改正について議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めますこれから議案第14号について採決を行います。議案第14号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第14号 美深町都市公園条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第16 議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第8号）

○議長（倉兼政彦君） 議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 土木費の中でちょっとお伺いしたいのですが橋梁の長寿命化計画の修繕の中で減額した中で事業調整という形で説明を受けたわけですがその中身がよくわからないと。全体の計画の中で何か変更等もあったのかどうなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 橋梁長寿命化の関係ですけれども当初予算で計上している部分で国等に対しまして交付金の交付申請等を随時行ってきているのですが、これに対して満額の交付金の配分額というのが得られないものですから、これを事業調整ということで機会があるたびに追加交付の要請をしてきて参りましたが、なかなかその部分が満額で得られないということで交付金の配分がなかった部分で今回減額するというものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 収入の部分の確保ができなくて実質事業量が減少となったということになるかと思うのですが、その分当然当初の計画の部分ができなかった部分が発生してくるということになると思うのですが全体の計画としてその部分が今後どのような影響があるというように考えているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 今年度予定をしておりましたけれども予算執行できなかった部分につきましては次年度以降に順次繰り延べて実施をしていく予定でございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 全体計画としては全体の中の一部だとは思いますがトータルで

の計画の中ではその中で十分処理していけるというか大きな変更がないような形になっていくのかどうなのか、その辺を最後に伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 長寿命化事業の関係につきましては、主に点検の部分とあと橋梁の修繕の部分と大きくございまして、交付金の部分でも点検の部分についてはほぼ要求通りの交付金が得られるような状況になってございまして、橋梁修繕の部分で若干の遅れがでているということでこの部分についても先程申し上げました通り今年度以降さらに要求をして修繕に向けて努力して行きたいと考えているところでございます。

○10番（南和博君） 15頁の除雪対策費の関係ですけれども、それこそ史上最高の積雪量なのかなという気がする中で今回2回目の補正予算なのかなと思いますが、まずこの積算の内容がどういうものなのか、そして現状の状況をみてこの額で十分なのかどうかその辺の判断というかこの金額の計上の内容をお聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 今回の除雪対策費の補正の内訳でございましてけれども13節委託料におきましては市街地の除排雪に対して委託を行っている部分につきましては2月の降雪等によりまして除雪回数等が増えたといった部分、それから排雪作業について現在委託をしている部分で一班体制ですけれども2パーティー増やしまして3班体制で排雪については行っていきたいという部分で884万4千円の計上としてございます。それから郊外の除雪の委託料につきましても2月の降雪で除雪回数が想定12.5回程程度でしたけれど、これが18回程程度出動したということで5回程増加してございます。これと合わせまして燃料費の単価が上昇している部分がございますので、この部分も合わせまして536万4千の計上としてございます。それから一時雪堆積場の排雪の委託料ですけれどもこちらにも降雪によりまして、こちらの排雪が追い付かないということで更にトータルで200時間のダンプ、ドーザーの借り上げで一時堆積場の排雪をしていきたいということで378万円の計上をしているところでございます。それから使用料、除雪機械及び排雪機械ダンプ借り上げ料ということで825万円ですけれども、それにつきましては排雪の作業効率を上げるということで排雪作業用のダンプの借り上げを10日間ほどみどりまして、これが311万円程、それから役場の駐車場の部分で排雪をしていくための借り上げ料でブルドーザーですとかバックフォア、ロータリー等の機械の借り上げということで113万9千円程の増額、それからその他町有施設の部分でちょっと幼児センターのグラウンドですとか、今後春先に向けて利用使用に支障をきたすのではないかとと思われる部分の排雪を行っていきたいということで、こちらにも借り上げ料で400万円の計上で

合わせて825万円とうことで計上させて頂いてございます。負担金補助及び交付金の克雪推進事業補助金でございますけれども1月に臨時議会で補正をさせて頂いてございまして、46万5千円を増額したところなのですがこれが2月の雪で申請がかなり多く来てございまして、増額補正した部分についても全て消費して申請で補助金の方の決定をしたところ更に申請がまだ来ているということで他の科目から若干流用した中でご迷惑をおかけしないように対応してきたところ、まだ更に申請が多く見えられるということで今回50万円を増額でご提案しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君） もう1つ目の現状をこれからどうなのだというような質問ですけれども今もう3月末くらいまでやるような委託費、機械借り上げ等の補正をここで申しておりますので業者の数だとかダンプの数だとかというのを目一杯使って当然開発局のこの間やった排雪のとこなくなるダンプだとかその辺も見込みまして目一杯の3月中の排雪除雪を見ておりますので今年度中は今回の補正で十分かなと思います。しかしながら来年度4月になると当然郊外の雪割だとかいうのを当初予算で見込んでいますけど多分相当な予算よりも例年より多いのかかるのではないかなと思われま。そうした市街地のどうしても歩道等の雪も多分回り切った分でまた昨日一昨日で積もっていますのでかかるのではないかと、それは4月にやるしかないかと思っています。その分については新年度予算で対応してまた新年度予算で不足が生じた時には、もう一度皆様に相談させて頂きたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南和博君） そういうことであれば兎に角住民生活に影響がないように十分配慮して欲しいなというように思います。それと関連的に質問するのですが、これだけの雪の量というのはやはり史上最高のレベルかなという中で、これが今度溶け出した時に水害対策等々があるとおもうのだけれどもそこら辺の対応も十分住民生活に影響がないようにしないとならないと思うのですが、この辺の配慮と言いますか対応の部分は備えが十分であるかその考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君） まず小排水路の部分で雪が覆いかぶさって今塞がっているのですがそれについてはこれから順次溶けて閉塞しないようにバックフォーで取る計画を今しております。それと美深だけで雪が多いのでしたら、まあまあ何とか対応できるのですが上流の方の士別、和寒それと一番の問題は岩尾内ダム周辺が多いので相当な春先、天塩川が増水したことにより内水が流せないということがこれまでのこの規模の雪ですと想

定されます。ただ出来る限りの準備は当然事前に雪解けの水というのは安定して増えたり減ったりしますので対応できるかなと。ただ、それが現実的に何日続くとかどの内水が何カ所発生するかなどは、なかなか今は想定できませんので十分か、絶対大丈夫かと言われるとこれまた自然現象なのでなかなか大丈夫です、皆さんに影響ないようにしますと言うことはお答え出来ないことが現実でありますけれどもいずれにしても我々は災害の状況を一早く把握しながら対応していくということでないかなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 13、14頁の民生費社会福祉総務費の臨時福祉給付金、これについて97万5千円の減額ということでございますが、1つ確認したいのが説明では実績が1,205人というようにお伺いしたように記憶しているのですがこれで間違いがないかどうか。そして予定数がいくらだったのかの確認をまずしたいということ、減額になった要因がどこにあるのかということのお尋ねでございます。それから次に障がい者福祉費のこれは扶助費の障がい者介護給付・訓練等給付金について658万2千円の減額ということでございますがこれらの中身についてどのようなことでこのようになったのかということが2点目です。後1点は15、16頁の予防費の各種健診業務委託費76万3千円の減額ですがこれの減額の要因がどこにあってどの程度予定していたものがどの程度の実績になったのか、そしてその要因がどこにあったのかというような話をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず1点目の臨時福祉給付金につきましては実績としまして対象人数1,205名で間違いございません。予算で計上していた人数が1,270名で計上しておりまして65名の分の減額ということになっております。こちらの要因としましては、こちらの制度のPRを始めて何度か防災端末機あるいは広報等で周知はしてきておりますけれどもまず申請されてからの判断ということでこちらも給付しておりますので、申請されなかった方、あるいは課税状況で対象外となった方ということで65名、少なかったということになります。続きまして障がい者の給付費の減額ですけれどもこちらの大きな要因としましては居宅サービスあるいはグループホーム等のサービス給付費の減額が大きな要因となっております。民生費の健診委託料の減額の要因ですけれども、まずこちらは予算で人数的には350名ほど予定しておりましたけれども実績で250名程度およそ100名程度の減額の補正となっております。こちらの要因としましては例年少しずつ対象者自体少なくなってきたと考えておりまして、過去の実績により予算を計上してきているわけですけれども、その年によって増減が何十人という幅での増減



が今まであります。その中で29年度は350名と予算組をしたところなのですが実質は250名ということで昨年の実績から比べると昨年325名の実績でしたので65名程度の減少と言うのが実際のところなのですが。その要因としましては全体的に高齢化の方が対象になってきていると、その中で当日医師の問診の中で高齢の方はその日の体調だとかによって検査ができないというケースもございます。その他本人の希望によってカメラにその年は入れ替えたいということでこちらの検査から本人の希望で外れる場合もありますし、あるいは2年に1回でいいという本人の意思ですとか、そういうケースもあります。一概には言えないのですが、その年によっての増減がございまして今回はちょっと多いように感じますけれど100名程度、実績としては落ち込んだということでございます。

○議長（倉兼政彦） 7番岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず臨時福祉給付金の関係なのですが私も何回か過去にも発言した経緯があるのですが1人にあたる給付額という問題もありますし、それから手続き上の問題も色々この給付金を受ける対象者の方にとってはその部分で少しハードルがあって申請しようかやめようかというところもあるのではないかと、やはり給付の仕方というのを少し変えて対象者にはしっかり当たるような形をとる方法もできないのかなということは前にもお話したと思うのですが、その辺のところは難しいでしょうか。それが1点です。それから各種健診業務委託の関係ですけれども実績を基に予定を立ててこれについては今お答えになった通りだと思うのですが、その原因というのは推測の域でしかないわけですね。それも何年かやってみればその実数が極端に減少傾向になるのかというのは単年度ではなくて2年、3年の累計のなかでは当然出てくるだろうと思うのですがその辺の原因の究明をもう少し小まめに対象の方々にアンケートということではないかもしれないですけれども何かの形でその健診を拒否した方々についてどうなのだろうというこの問かけをするような何か手法と言うのは作れないものでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二） まず1点目の臨時福祉給付金の制度の関係ですけれども、こちら国の給付金制度ですので国の制度に則りまして給付をしてきているところ。PRについては、町の努力という部分もありますけれどもテレビ等でもコマーシャルが流れておりますし申請についても口座と本人確認等ができればあとは課税の状況は申請してもらわなければわからないということですので、そこまで面倒な手続きではなかったかなと思っています。更に27年度からこの臨時給付金が続いてきておりましたのでそういう中で対象者ある程度最終的にはこの方来ていないのではないかなという部分については個別に通知するなどの手続きはとってきているところ。あと、健診の受信され

てなかった方への周知という部分については例年色々な方法でPRはしてきております。当日にも保健師の受付段階での周知等あるいは普段の出前講座と利用した中でのPR等もしてきておりますので最終的には個人の判断での受診になるのかなというところになりまされども一定の周知等はこれからもしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この健診業務の関係で今年からポイントを出す仕組みになったと思うのですがその辺のところの効果というものはどのようにこの健診の中では採用してるのか実際にポイント貯まった方がどの程度おられてどのような結果に今なろうとしているのかその辺もちょっと参考にお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今のご質問のポイント制度の効果等ですけれどもこちらの制度といいますかポイント制の取り組みは今年度から新たに組み込んだ取り組みなのですが以前から道の制度でこのポイントがあったものですからそういう部分を美深でもできないかということを検討した中で今年から始めたわけなのですけれども今回初めてということで色々な場所で声かけをして登録というか申し込みを頂いているのですけれどもちょっと今人数まで把握しきれていなかったのですけれども、後結果としましては、そういうポイントという会話の中からある程度一定の広がりが出たのかなとは思っています。ただポイントによって町からの贈呈品というのがあるのですが、それがまだ今年度末にならないと、あるいは新年度に入らないとわからないという状況ありますので、それを見て効果なりを判断していきたいなとは考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 私はセンタープラザ管理費の中のいわゆる改修工事実施設計費の減額措置の説明の中でいわゆる恩根内郵便局をセンタープラザの中に入れるのに時間がかかるためというようにちょっと受けたようなことがあるのですが、その件に関して今既存の恩根内郵便局がある程度古くなってセンタープラザに郵便局の施設をそのまま入れるというような話はどのような形で進んでいるのか、それとも済んでいるのに入るのに時間がかかると説明で受けたものですから勝手に、郵便局さん古くなったからこっちへ来てくださいという気持ちで改修設計をしようとしていたのかその点についてお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 川端恩根内出張所所長。

○恩根内出張所所長（川端秀司君） 郵便局さんとの協議の結果なのですが、センタープラザの道路挟んで向かい側にある郵便局の庁舎が大分老朽化してきたということでそれらが建て替える体力もなかなか大変な費用がかかるというようなことで、2年か3年前くらい

前だったと思いますがセンタープラザの方に一緒に入れることが可能かどうかということ  
を郵便局さんの方から要請とまではいかないですが内々でそういった打診がありまして、  
それに関してその間郵便局さんと詰めをしてきたのですけれども、ただそこに入って頂く  
なり一緒に併設なりというような方法をとるときに、まず会社側さんの方針とかというこ  
とがあるので、そういったことを整理しなければいけないというまず1つのハードルがあ  
りました。そういったことを去年のうちの早い段階に終わるのかなと思っていたのですけ  
れども、なかなか1番そこが時間かかるようでして、こちら側としては準備としては設計  
の方に入りたいという準備はしていたのですが、その協議が入り口で止まってしまったも  
のですから、具体的にどういった基本的な考え方とか施設の形を作るのかという具体的  
なところまで会社側との協議が整っていないとか進められなかったということになり  
ます。予算付けの時期が早かったのかなというように思っているところでございます。こ  
れからのことなのですが、具体的な協議は会社側さんと進められるように、また環境の方  
を整えていきたいと思っておりますので、平成30年度に入りましてから本州にもあるい  
は道内にもそういった機能を盛り込んだ施設が何カ所かあるようですのでそういったとこ  
ろの参考にさせて頂きながら交渉の方を進めていければなというように思っております。  
段々その辺が見えてくれば補正予算でも対応して頂きたいなというように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） これは実質恩根内センタープラザ自体の改修は、局が入ろうが入  
らまいが恩根内地区の住民なりセンタープラザの形とか現状を踏まえて改修と言うことは  
なくて、あくまでもそういうような話が進んでいくとそういうような形にしようというこ  
との改修設計で組もうとしている考えであるということによろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 川端恩根内出張所所長。

○恩根内出張所所長（川端秀司君） センタープラザの施設自体が平成9年にできた建物  
で躯体自体はそうでもないと思うのですが設備系が大分故障するという事態になってしま  
したので、改修する際にはそういった事務室の整理であるとか含めて施設全体を維持でき  
るような形で改修をかけていきたいなとは考えております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君） 15と16頁にかかるのですが林業振興費についてお聞きをしてお  
きたいのですが、この1つは未来に繋ぐ森づくり推進事業補助金の関係です。これは、減  
額になっているわけですが説明では11%減でしょうか、これはどういった事業がどうい  
った場所に行われてどういった期間が行われている事業なのか、まずこれは未来に繋ぐ森づ  
くりの関係でお聞きしておきたいのと、それから森林整備の地域活動支援交付金は森林活

動というか地域活動している対象とする場所ですね。これはどういったことになっているのか、これについて2点。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） まず1点目の未来に繋ぐ森づくり推進事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては民有林における植えて木を育てて切ってまた植えるという循環型の森林経営に対しまして民有林のその施業に対して造林ですとか徐間伐を実施したのに対して国からの補助をもらった場合にその補助の残りの26%分を補助していくといった内容でございます、そのうちの16%については道からの補助が地方に入ってくるという状況でございます。今回の補正の部分につきましては面積ベースでございますけれども造林の部分で30ha当初見込んでおりました部分が28.99haに減少したといった部分と、あと徐間伐の部分で150haを予定してございましたけれども、こちらが97.56haということで事業量として減少したといった部分での減額となっております。2点目の森林整備地域活動交付金につきましてはこれも民有林のそれぞれ山林の施業、徐間伐ですとかいったものを行っていくものに対しての補助金なのでございますけれども、集約をして共同で施業していくことによってそれぞれの個人の施業単価が下がるということで、その施業集約化を行ったものに対して町から補助をするものでございます。こちらにつきましても当初70haを見込んでございましたけれども、こちらが50haに減少したということで60万円を減額するものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君） 説明で大体わかりましたが、これは全てこの事業は終了しているということで、このような決算状況になったということで捉えていいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） こちらにつきましては、町からの補助金の交付団体としては北部森林組合となっておりますけれども、こちらがそれぞれ組合に加入している個々人の方の集約を行ってございまして、これが全て終了したということで今回減額措置をするものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田健君） 13頁14頁の交通防犯推進費の中で交通安全指導員の報酬、こちらの方を説明の際に1名の減による減額補正ということでお話をお聞きしたところなのですが、私今年のように雪が多い状態でやはり交通安全という面で考えますと各交差点とまでは言わないのですが歩行者が主に利用するような多いところの交差点には交通安全指導員というものを置いて頂けないものかというような思いがあるわけですが、こちら

の1名減について補充・増員の予定がどのような感じになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今ご質問のありました交通指導員の部分でこういった雪が多い時に今言われた通り交差点の方というものについては今まではそういった形での交通指導ということは行ってはいませんが、それにつきましてはまた指導員とも十分話したいかなと思っております。またその今元々13名だったものが今ちょっと12名になっておまして、更に今体調が悪くて1名やめたいということにはなっていますが、その部分の補充につきましては今1名の増員を確保しているということで12名の体制は確保できるかなと思っておりますが、更にどの人数が適切なのかというのは十分ちょっと指導員なり内部で協議を進めながら、その12名で十分対応できるのであればそのまま、増員するというのであればまた協議をしたいかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田健君） 12名ということで1名足りないと言えば足りない状態ということですが、そういったところでボランティアなどの活用は考えられないですか。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 交通指導員のボランティアというのは今まで考えたことはなかったのですが、これを検討するというようにはならないのかなとは思いますが、ちょっとその部分についてこういった形がとれるのか、先程言ったニーズの関係だと思うのですが、これが十分なのかどうかということについては勉強させて頂きたいかなと思ってます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にありませんか。別段なければ質疑を終了致します。討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第2号について採決を行います。議案第2号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算第8号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第17 議案第3号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）



○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第3号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題と致します。質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第3号について採決を行います。議案第3号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第3号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

---

◎日程第18 議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題と致します。質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 6頁7頁の施設サービス給付費のことについてお伺いしたいと思いますが金額的にも非常に大きな減額になっております。実績見込みによる減額だと思いますが説明では特養等の利用減が主な要因だということでございますが現在の特養の利用状況がどのようになっているのか、そして待機者はどのような形になっているのか、その利用減になるということでございますが当初補正前の額からしますと概ね4分の1くらいの減額でございますが、これはどのように理解した方がいいのかその辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の施設サービス給付費の減額の内訳等になるかなと思いますけれども提案説明の時にもお伝えしたことになるかと思いますが減額要因としては特別養護老人ホームが1つ、あと老人保健施設もあります、その他に厚生病院にあります介護療養型の施設ですね、こちらの部分も大きな要因となっております。当初の予算の計画については6期の計画に計上している数字と合わせて予算を計上しているところですが実質特別養護老人ホームについては定員50名のところが実質40名程度の入所が続いているという状況での大きな減額が1つあります。それと先程言いました厚生病院の介護療養型の施設の休床による半年分がまるまる計画との差となってきているところ

です。待機者については直近の数字を抑えていないのですが何か月かというところでいけば30名前後が待機者となってきた状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 特養の入所の色々介護等の問題等もあるのかもしれませんが定員50に対して40、言葉尻掴むようで申し訳ありませんが40人程度がずっと続いているような感覚で受けたのですが、ようするに定員が埋まらない中で待機者がまだ30人もいるということはどういうことなのか説明をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 説明がちょっと足りなくて申し訳ございません。40名というのは定員50名に対して40名美深町の方が入所して残りの10名は町外の方の入所となっているということで、満床は続いている状況です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） そうしたら療養型の休床によるということですが概ねその半年分というのは金額ベースとしてどのくらいの減額になったのですか。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 療養型の補正の内訳としましては、280万程度が療養型に対する減額となっております。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。なければ質疑を終了致します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第4号について採決を行います。議案第4号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計特別会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

---

◎日程第19 議案第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 議案第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もござい

ませんね。これから議案第5号について採決を行います。議案第5号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案の通り可決されました。

---

◎日程第20 議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第20 議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題と致します。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 別段なければ質疑を終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第6号について採決を行います。議案第6号について原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第6号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)は原案の通り可決されました。

只今から暫時休憩を行います。再開は11時15分と致します。

---

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

---

○議長(倉兼政彦君) 休憩を解き会議を再開いたします。諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会運営委員会が開かれ町側から追加議案が提出されております。議案第23号 平成29年度一般会計補正予算(第9号)の1件であります。

お諮りを致します。追加議案を日程に追加し議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算第9号を追加日程第24として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)を日程第24として議題とすることに決定を致しました。

暫時休憩を致しまして資料を配布いたします。

---

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

---

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き会議を再開致します。

---

◎日程第21 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 発議第1号 特別委員会の設置について議題と致します。本件の提出者は藤原君、賛成者は長岐君、荒川君、齊藤君、南君、和田君の各委員です。この際、提出者の藤原君から本件の提案説明を頂きます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 特別委員会設置を会議規則第14条の規定により提出を致します。提出者 私藤原、賛成者は長岐、荒川、齊藤、南、和田の各議員であります。特別委員会の名称は平成30年度議会広報特別委員会、設置の目的としましては地方自治法115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びに町民と懇談会により公聴活動を行うことを目的と致し地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づくものであります。委員の定数は6名。調査期間は調査終了までと致し、議会の閉会中も継続して調査できるものとするものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の藤原君から説明を頂きました。平成30年度議会広報特別委員会の設置であります。6人の委員の構成により調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することのできる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件について質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ討論を省略しお諮りを致します。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。本特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により議長より指名を致します。藤原君、長岐君、荒川君、齊藤君、南君、和田君を指名致します。ご異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）異議なしと認めます。したがって本特別委員会の委員は只今申し上げた6人の方に決定を致しました。

只今から暫時休憩を行います。再開は11時30分と致します。議長から特別委員会の招集を致します。只今設置されました議会広報特別委員会を直ちに開き正副委員長の互選を願います。

---

休憩 午前11時22分

再開 午前11時27分

---

○議長（倉兼政彦君） 定刻前ではございますけれども全員お揃いでございますので会議を再開致します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれそれぞれ正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長には藤原君、副委員長には長岐君が就任しておりますのでご報告を申し曲げます。

---

◎日程第22 承認第1号 閉会中の継続審査の申し出

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 承認第1号 閉会中の継続審査の申し入れであります。去る2日に設置されました美深町開業医誘致条例審査特別委員会から付託事件に関する閉会中の継続審査の申し出であります。本件申し出の通り承認したいと思います。そのように決定してご異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって美深町開業医誘致条例審査特別委員会から閉会中の継続審査の申し出については承認と決定いたしました。

---

◎日程第23 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（倉兼政彦君） 日程第23 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思います。そのように決定してご異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定いたしました。



◎日程第24 議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第24 議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)を議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましてはチョウザメ飼育施設建設事業における過疎債の借入について当初予定していなかった追加工事にかかる部分についても二次申請において借りられる見込みとなったことから歳入歳出および地方債について補正するものであります。なお、歳出において財源の補正のみを行い歳入において町債の追加並びにその同額を交付税から減額することによりまして一般会計の補正後の予算総額に変更はございません。よろしくご審議いただき原案決定を頂けますようお願いを申し上げ提案説明と致します。

○議長(倉兼政彦君) 渡邊総務課長。

○総務課長(渡辺英行君) 追加議案書の方をご覧頂きたいと思います。議案第23号でございます。平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)。平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(倉兼政彦君) 説明が終わりましたので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) ありませんか。別段なければ質疑を終了致します。討論もございませんね。これから議案第23号について採決を行います。議案第23号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第23号 平成29年度美深町一般会計補正予算(第9号)は原案の通り可決されました。

これで本定例会に付議された案件の一切が終了致しましたので会議を閉じます。これで平成30年第1回美深町議会定例会を閉会と致します。どうもご苦勞様でした。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 和 田 健

署名議員 中 野 勇 治